

京都市文化財保護課 研究紀要

第5号

特集：「京都を彩る建物や庭園」制度の10年

目次

「京都を彩る建物や庭園」制度の10年	石川 祐一	1
山科毘沙門堂門跡の霊殿について	千木良礼子	13
長尾天満宮本殿及び透塀の調査について	千木良礼子	23
徳林庵門前の景観形成と山科地藏堂の造営について	原戸喜代里	35
戦後京都における歴史的建造物の移築による苑の造営 －建築愛好家が目指した小宇宙に関する試論－	石川 祐一	47
文化財マネージャー特別寄稿		
かぐや姫竹御殿と長野清助 －京都を彩る建物と庭園制度における認定調査とその後－	永松 尚	73
京都の洋風銭湯「宝湯」	原田 純子	101
「辻商店」旧建物について	竹山奈乙雪	111

2022年3月

「京都を彩る建物や庭園」制度の10年

石川 祐一

1 京都市における 歴史的建造物の保護の歴史

平成23年度から始まった京都市独自の制度である「京都を彩る建物や庭園」制度（以下、適宜「彩る制度」と略称する）が10年を経過した。同制度は従来の文化財保護行政では網羅できていなかったいわゆる未指定文化財の保護を目指すものである。京都市では文化財保護法や京都市文化財保護条例などによる保護の体系とは別に、未指定文化財保護に取り組んでおり、令和3年に策定した「京都市文化財保存活用地域計画」¹⁾においてその重要性を位置付けている。

我が国の文化財保護行政の実質的な出発点は、明治30年（1897）の「古社寺保存法」と言えよう。同法では、由緒ある古社寺を対象とし、重要な仏像や美術品を「国宝」に指定する一方、建造物は「特別保護建造物」として指定された。指定された物件の「現状変更」に対する規制を設け、修理事業へ補助金を支出するという枠組みも、概ね同法によって確立されている。

昭和4年（1929）の国宝保存法においては、官有及び私有物件へと対象を広げ、「国宝」として指定されるに至った。しかしながら、同法では城郭などに指定対象が拡大したものの、民家は2件（吉村家住宅、

小川家住宅）に過ぎないなど、社寺や上層階級の遺産を「宝物」として保護することが意図されていたと言えよう。

戦後、昭和25年（1950）には文化財保護法（現行法）が制定された。高度経済成長による国土の開発によって失われつつあった民家や、建築史的な価値の評価が遅れていた洋風建築など、価値評価の対象が広がり重要文化財の数も増加した。昭和50年（1975）の保護法改正による「伝統的建造物群保存地区制度」は町並みを評価し、保護対象を点から面に広げる画期的なものであった²⁾。

京都市における歴史的建造物の保護制度は、景観行政が先行したと言える。大正8年（1919）の都市計画法に位置付けられた「風致地区」制度は、京都では昭和5年（1930）に初めて東山、鴨川などに地区指定がなされた。戦後においても「風致地区条例」に基づく地区指定は拡大し、現在に至っている。

昭和41年（1966）には「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が設けられ、京都の市街地周辺部の保全が図られることとなり、後に風致地区とともに世界遺産のバッファゾーンとして機能することとなる。

昭和47年（1972）の「京都市市街地景観条例」では、「歴史的景観修景地区」制度

が設けられ、町並み景観の保全を図るものであった。伝統的建造物群保存地区制度の創設に先立つもので、契機としての寄与も評価される。同条例は平成7年に「京都市市街地景観整備条例」へと改正され、建物単体での指定として「歴史意匠建造物」、地区の指定として「界わい景観整備地区」の制度が整備された。

昭和56年（1981）には「京都市文化財保護条例」（同年に「京都府文化財保護条例」も制定）が制定された。京都市の保護条例では、有形文化財、民俗文化財について、指定と登録制度が設けられた。京都市指定文化財は文化財保護法による指定制度を地域の視点から補完するものであるが、京都市には質の高い遺産が数多く残り、市指定文化財は一部の優れた遺産の保護にとどまる側面も見られる。一方、市の登録有形文化財は、国の文化財登録制度に先立つ画期的な制度であった。外壁保存による中京郵便局、部分保存による日本生命ビルなど、指定文化財では保護の難しい物件へも対象が広がられた。市の登録制度は届出制による緩やかな規制に基づくが、修理事業への補助制度を有するため、実質的には指定に準ずる物件も見られる。

平成8年に、文化財保護法の改正により国の登録有形文化財（建造物）制度が設けられると、京都市の登録文化財は、明確に「準指定」として位置付けを行い、運用されるようになった。

平成16年に制定された「景観法」に基づいて、翌年には「京都市景観計画」³⁾が認定され、「景観重要建造物」の指定が進められた。また、平成20年に設けられた「地

域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以降「歴史まちづくり法」と略称）に基づき、翌年「京都市歴史的風致維持向上計画」⁴⁾が認定され、「歴史的風致形成建造物」を指定できるようになった。こうした文化財行政以外による保護措置も重要な役割を果たしている。

以上のような歴史的建造物に対する文化財保護の流れを要約すれば、「国から地域へ」、「優品主義から多様な評価へ」と向かい、その裾野を広げていった傾向を見ることができる。一方、京都らしさを形成している多くの歴史的建造物や町並み景観の保護は、景観保全行政が主導してきたと言える。

2 未指定文化財保護の取り組みへ

歴史的建造物の保護行政は量的にも質的にも着実に対象を広げてきたと言えるが、多数の文化遺産を伝える京都市では、それらを網羅することは極めて困難である。これまで、多くの未指定文化財をどのように継承するのかが困難な課題として認識されてきた。国の登録文化財は文化財の裾野を広げる成果をあげたものの、多くの歴史的建造物を継承するには依然としてハードルは高い。また、多数の歴史的建造物の全体像を把握し、行政から保護を働きかける手法の困難さがあり、登録を進めるに当たっても長い時間を要する。

こうした未指定文化財の保護の課題に対して設けられたのが、「京都を彩る建物や庭園」制度であった。概ね50年を経過していることを要件に、残して欲しい建物や

庭園を市民から推薦してもらい、審査会を経た後、所有者の同意を得て選定する仕組みである。これは急激なスピードで失われていく歴史的な建物や庭園を効率的にリストアップすることを意図している。市民からの推薦によることで、既存調査からは漏れていた物件を把握することも可能になる。こうして選定された物件を顕彰することにより、所有者や市民の間で保護の機運を高めることを目的としている。

彩る制度では、「選定」、「認定」という位置付けを設けている。推薦を得た物件は概ね50年を経過していると判断することが妥当であれば、審査会を経た後に所有者の同意を得て選定する。選定物件は基本的に価値評価を行うものではなく、市民（推薦者）による「残って欲しい」という思いに基づいている。一方、選定物件のうち、調査によってその価値を評価することができるものについて「認定」を行っている。

認定の評価は後述するように従来の「文化財的」とは異なる独自の視点も取り入れているが、将来的に文化財の「予備軍」となるものも多い。このため、近年では認定物件を国・登録文化財の候補対象ともしており、登録手続へと進む事例が増加している。彩る制度が文化財候補物件のリストアップの機能を果たしており、選定・認定が文化財指定・登録への入口として位置付けられることで、所有者の保存意識を醸成する効果も見られる。

なお、文化財に指定・登録された物件が推薦された場合には、既に文化財的価値が認められているという趣旨から、選定と認定を同時に行っている。

これまで推薦された800件近い建物・庭園のうち、所有者の同意を得た物件565件が選定されている。また、選定物件のうち、調査によって歴史的な価値がより高いことがわかったもの199件が認定されている（2022年3月末現在、取壊しにより抹消された件数を除く）。

3 評価の新しい「ものさし」と対象の広がり

彩る制度では、これまでの文化財保護の枠組みでは保護することのできなかった物件も対象とすることができるようになった。ここでは彩る制度による対象の広がりについて、いくつかのトピックを紹介したい。

○「ゆかり」による評価

彩る制度開始の翌年には、選定物件を認定する作業において、建造物や庭園としての評価にとどまらない価値をどう評価するのかという議論がなされ、評価軸の一つとして「ゆかり」という切り口を設定することとなった。これは「もの」としてのみの評価ではなく、京都の歴史や生活との関わりの深さを評価しようとするものである。「湯川秀樹旧宅」は「ゆかり」の評価によって認定された事例である。湯川旧宅は物理学者・湯川秀樹の生活空間のほか、研究の場でもあった書斎などを残す邸宅であるが、建造物としての文化財的な価値だけではなく、湯川博士の生活・研究の場を伝える空間として残された建物が評価された。山鉾町の寄町の町会所であり祇園祭の神事

の場としての役割を果たしてきた「祇園床」(写真1)も、同様に「ゆかり」の評価に基づいて認定されている。



写真1 祇園床

○移築されたもの

従来の文化財制度においても移築された建造物の指定・登録はなされてきたが、築後年数の制約によって困難な物件も多かった。建設後50年という要件がある場合、どの時点を起点と考えるかによって制約が生じることになる。民家園のように、当初あるいは中古の状態を保存する文化財的な移築がなされた場合には、移築後50年に満たない物件でも文化財指定・登録がなされる事例はしばしば見られる。

一方、移築時に一定以上の改変がなされた場合には、通常、移築時を起点として判断するため、50年に満たない物件は指定・登録候補として評価することは難しい。同様の評価が、いわゆる古民家再生やリノベーション事例についても当てはまる。

戦後、殊に高度成長期以降に民家等を移築した事例は、京都市内にも少なからず確認される。近年の古民家再生事例を含めると、改修を受けながら維持されてきた多数

の歴史的建造物の存在は無視することができない。

彩る制度では、50年に満たないために指定・登録が難しい移築物件についても、当初の建築年代が概ね50年を超えている場合には選定の対象としている。このことにより、戦後の京都において産業史や文化史的な遺産として重要な移築物件について、継承を試みる事が可能となった。和装産業による富が残した「しょうざん光悦芸術村」や、建築を愛好する数寄者が残した「野仏庵」(写真2)などはその重要な事例である。



写真2 野仏庵

○建築史・庭園史への位置付けが進んでいないもの

戦後に建設された建造物や庭園は、建設後50年以上を経過したものでも文化財の指定・登録が遅れているものが多い。戦後のモダニズム建築は、建築史学においても既に評価が確立しつつあり、既に重要文化財に指定されているものも散見される。一方、建築史・庭園史への位置付けが遅れている物件は、文化財への指定・登録が遅れている。

その一つに、戦後における様式建築があげられる。明治期以来の様式建築(西洋の伝統的な様式に由来するもの)は、第二次

大戦を境に姿を消した訳ではなく、一部では戦後においても継承された。例えば旧来の様式への保守性が高い教会建築では、戦後も様式の残存した意匠で建てられたものが多々見られる。京都においても1960年代前半までに建築されたカトリック教会はロマネスク様式を継承する教会堂が多く確認されている（写真3）。



写真3 カトリック伏見教会

また、民芸運動によって生まれた建築作品は、戦後においても確認される。京都では陶芸家・上田恒次の作品をあげることができる。また、民芸運動が志向した民家風の意匠を採用した「民芸風」「民芸調」の商業建築は、戦後の一つの流行として流布したことが知られる。その流布を担った建築家・宮地米三は、京都にもいくつかの作品を残している（写真4）⁵⁾。「民芸風」の建物の多くは未だ戦後建築史に位置付けられ



写真4 八瀬かまぶろ温泉ふるさと

ておらず、文化財への指定・登録も進んでいない。

庭園においても同様に、庭園史への位置付けが遅れている事例として「紙屋川庭園」（現アマン京都）（写真5）などがあげられる。紙屋川庭園は西陣の織物業者によって昭和26年（1951）頃から約30年に渡って造園が続けられた。石畳による園路、巨石を用いた石垣、古墳の石室を模した構造物などを設ける特徴的な意匠を有する。伝統的な庭園や明治以降の近代庭園の系譜には属さない作品として新たな切り口で評価されるべき事例であり、彩る制度の認定がなされている。



写真5 紙屋川庭園

一方、建築史的な変遷を直接的な背景として持っていないと思われるような、特徴的な形式や意匠を有する物件が散見している。その一つとして、いわゆる「普請道楽家」「建築愛好家」と称される専門的な建築的専門技能を持たない「素人」による作品がある。多くの場合彼らは施主という立場にあり、大工（職人）や建築家に自らの構想や「趣味」を伝え指図する事例が多い。先述した移築による建築作品の多くには「愛好家」である施主のアレンジがなされており、同様に趣味的な建築としての要素が強いと言える。

「かぐや姫竹御殿」⁶⁾は、竹細工職人である施主が二十数年を要して築いた建物である。自らの高度な竹細工作品を木構造の内外部に張り付けているのが特徴である。同事例は、建築的には「素人」である施主のセルフビルドの部分が大きい趣味的な建築作品と呼ぶことができる。現在では失われている高度な技法による竹細工や、それらが形づくる特徴的な空間は心奪われるものである。将来に「残したい」作品であるが、建築史の流れに位置付けることは極めて困難であり、その保存につながることは彩る制度による成果であろう。

○既存の文化財制度に適合し難いもの

従来の文化財制度は、分野毎に縦割りの体系を持っており、各分野に跨る価値を有する物件を保護することには困難が伴うことが多い。例えば、その一つに路地空間をあげることができよう。京都には魅力的な路地が多数残され、観光スポットとして親しまれているものもある。路地空間は長屋建築とそれらがつくる空間によって構成される。だが既存の文化財では建物として長屋を評価することによって文化財への指定登録がなされることになり、かつ長屋建築に一定の文化財的価値を評価することも難

しいことが多い。彩る制度では「あじき路地」(写真6)を認定しているが、これは長屋と空間とが構成する路地空間を評価したものである。さらに、長屋は所有権が多岐に分かれている事例が多く、同意を取得するハードルが高いことが支障となっている。彩る制度でも多数の所有者の同意を得ることは容易ではなく、路地の選定・認定は限られた事例にとどまっているものの、制度として路地空間の価値を市民に向けて表明することには少なからず意義があると考えられる。

路地に関して言及した「所有者の同意を得ることが難しい」という状況は、建築形式に関わらず様々な物件において保護措置への支障となっている。ここでは、銭湯建築を取り上げたい。京都市内には近年まで昭和初期に建築された建物で営業を続ける銭湯が多数確認されていたが、その廃業に伴い減少の一途を辿ってきた。廃業後に銭湯建築を活用する事例も極めて少数に過ぎず、大部分は建物の取壊しに至っている。銭湯として文化財となっている事例として「船岡温泉」(国・登録有形文化財)があげられるが、多くの場合長期的な経営の展望が不透明なことを理由に、文化財への同意を得ることは難しい。

現状変更や取壊しへの規制がない彩る建物制度では、9件の銭湯建築(写真7)が選定・認定(うち2件は国の登録有形文化財にも登録)されており、既存の文化財制度を補完する一定の機能が果たされていると言えよう。別稿で報告されている「宝湯」は、昭和初期の洋風の銭湯建築として重要な事例である⁷⁾。



写真6 あじき路地

また、土蔵・倉庫、門などの附属屋は、主要な建物を中心とした一構えとして評価する事例は多いものの、単体として指定・登録されることは少ない。こうした単体では評価し難い物件も、彩る制度が補完すべき対象となっている（写真8）。



写真7 日の出湯



写真8 京北の板倉

4 継承へ向けた修理補助制度

彩る制度は、当初、顕彰を目的として発足したが、所有者等からの維持コストへの支援の要望を受け、平成30年から修理への補助制度を開始した。補助は建物の内外に関わらず、修理に際して歴史的な価値を有する部分を残すことを目的としており、価値を有する仕様での修繕や当初仕様への復原修理を対象としている。よって、いわゆるリフォームやリノベーションは補助の対象外とする。

修理費の3分の1を補助するものであるが、認定物件（公開、非公開）と選定物件（公開）という3段階に分けて補助金の上限に差を設けており、公開を促進することをその特徴とする。補助制度を利用した修理を契機として、公開を試みる物件もあらわれている。

また、彩る制度自体には規制は設けられていないが、補助事業として修理を実施した際には、修理後に10年間維持することを求めている。これは補助金運用の規定に準じたものだが、10年を単位として所有者の保存への意志を確認することとなる。指定・登録時に半永久的な保存意志を求める従来の文化財制度とは大きく異なる点であり、その結果、現所有者が、次世代以降へ維持を負担させることなく保存を選択できることになり、意志決定のハードルを下げる効果をもたらしているものと考えられる。補助制度の開始以降、平成30年度に29件（うち台風による災害復旧が12件）、同31年度に16件、令和2年度に27件の修理補助を行った。

文化財保護行政における優遇措置は、現状変更に対する規制の強さとのバランスによって制度設計されてきた。規制が厳しい指定文化財では優遇措置が充実し、一方規制の緩やかな登録文化財では優遇措置も小さくなる。こうした「アメ」と「ムチ」による考え方では、規制と優遇措置のバランスが所有者のニーズと合致しない事例も多い。彩る制度の補助制度はこうした従来の枠組みからは逸脱するもので、多様な所有者のニーズに対応するための新たな試みと言えよう（図1）。

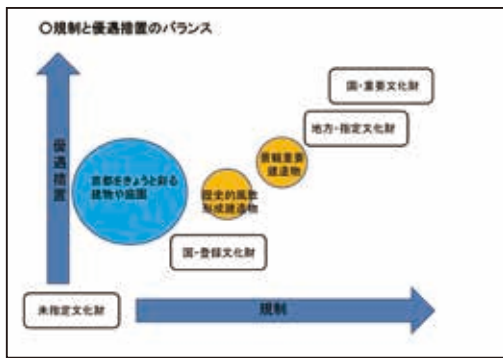


図1

彩る制度は、これまで補助金を得る機会がなかった物件に対して、補助制度の対象を大きく広げるという成果を得た。また、彩る建物制度には修理費への補助がない国の登録有形文化財も多数認定されており、同制度によってこれらの文化財への補助が可能になった点も成果であると言える。

これまで修理補助の対象となり難かった物件として、茅葺民家があげられる。「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」による「重要京町家」などへの補助制度や、景観法による「景観重要建築物」、歴史まちづくり法による「歴史的風致形成建築物」への補助制度が設けられている。しかし、農山村部に残る茅葺民家は、京町家条例の対象にはならず、また、その所在地は景観法に基づく「景観計画区域」や、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致重点区域」にも該当しない地域が大部分を占める。

京都には京北地域や越畑地域をはじめ、多数の茅葺民家が分布しているが、補助制度を伴う文化財になっているものは一握りに過ぎず、京都市内での大部分の茅葺民家の修理補助は彩る制度に限定されるという状況となっている。このため、茅葺民家の保存への意向を有する所有者によって、彩る制度はほぼ唯一の受け皿となっている。

鉄板葺などで被覆されたものを含めると茅葺民家は23件（令和4年3月現在）を数え、鉄板葺部分の修理を含め屋根修理への補助は6件となっている（写真9，10）。

一方では、増加する修理補助へのニーズに対して財源の確保が伴っていない現状がある。新たな財源確保の方策の検討が課題となっている。また、彩る制度の修理補助は、指定文化財のような手厚い保護を想定しておらず、保存へのインセンティブを高める支援でしかない。このため、適切なコストで保存のための修理を実施してもらうことも重要であると考えられる。

市内に残る茅葺民家の多くは既に鉄板材などによって屋根を被覆したものが多い。鉄板などによる茅葺屋根の被覆は、葺替えコストを軽減するとともに残された茅材の寿命を延ばしており、結果的には茅葺民家の保存に大きく寄与していると判断される。また、鉄板葺屋根は早くは高度成長期



写真9 茅葺屋根の葺替え：河原林家



写真10 鉄板葺屋根の修理

になされている事例も多々確認され、鉄板自体の葺替え修理もなされている。一つの屋根形式としても評価することが可能な時期に入っているとも言えよう。限られたコストで茅葺民家を保存するためには、鉄板等による茅葺屋根の被覆も一つの選択肢として検討すべきであると考えられる。

5 彩る制度による支援活動の質的な変化

彩る制度では、年1回、所有者の交流機会としてセミナーなどを実施している。これは所有者と行政、所有者相互が交流して保存活用に関する情報や知見を深めることによって、所有者の保護・継承へのモチベーションを高めることが重要だと考えるからである。こうした交流機会を契機として、所有者間の独自の交流が生じていることもその成果と言える。長らく文化財保護の枠組みは、行政と各所有者という関係が主軸であったと言えるが、各地で「登録所有者の会」などの所有者相互の交流組織が結成されるなど、所有者間のネットワーク

の必要性が認識されつつある。彩る制度は、行政と各所有者とのコミュニケーションを強化するとともに、所有者間のネットワークづくりも将来的な目標として考えている。

既に述べたように、同制度では市民の目線によって歴史的な建造物や庭園を継承する制度設計がなされている。市民からの推薦（応募）に基づいて選定がなされた後、行政はホームページや冊子を通じて選定物件を市民に周知することにつとめている（写真11）。平成31年度には、京都市歴史資料館において「親子で探そう！のこした京都」展を開催し、選定・認定された建物や庭園を紹介した。こうした周知の活動は、市民の提案に対するフィードバックとなり、市民参加が歴史的建造物や庭園の継承に大きな役割を果たすことを示すという成果が期待される。

さらに、彩る制度による変化としてあげられるのは、保存を支援する人材育成についてである。平成21年に、京都市、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター、NPO法人古材文化の会の3者（令和元年度より一般社団法人京都府建築士会が参加）によって実行委員会が設置され、これまで京都市文化財マネージャー講座を実施してきた。同制度は全国的に展開しているヘリテージマネージャー育成制度の一つとして位置付けられる。他の地域では建築士であることが講座の受講要件となっているが、京都市文化財マネージャー講座ではそうした受講資格は設定していない。このため建築士が約半数を占める一方、他分野で活動する人材も見られる。



写真11 京都を彩る建物や庭園リスト

現在、文化財マネージャーによる調査チームを編成し、古材文化の会への委託事業として認定のための調査を年9件程実施している。今回、京都市文化財マネージャーからの寄稿を受けた3稿の論考は、いずれも彩る建物の認定を目的とした調査報告書に基づくものである。このうち「辻商店」は残念ながら現存していないが、同調査報告書によって記録保存がなされた事例である⁸⁾。

また、近年では文化財マネージャーが、選定物件の所有者から維持管理や修理に関する相談を受ける事例も増えつつある。このように彩る制度と文化財マネージャー制度は両輪として機能しつつある。

6 今後の10年に向けて

新たな未指定文化財の保護制度として彩る制度の10年の成果を列記してきたが、様々な課題にも直面している。指定文化財のような比較的手厚い補助制度や税制優遇が期待できない未指定文化財に対して、所有者による維持修繕行為を支援することは不可欠である。彩る制度による修理補助は、補助率や上限額に限界があることに加え、補助金の予算額の不足により十分な補助がなされているとは言い難い。従来の修理補助の他、新たな仕組みによる資金的な確保を模索することが求められている。また、未指定文化財の継承には、指定文化財とは異なり、価値を残しつつ「身の丈にあった」修理を模索することも必要であろう。例えば、茅葺民家などの継承は、維持コストの問題に直面しており、鉄板等の屋

根被覆によって「とりあえず残す」ことを優先した措置の検討も重要である。

こうした資金的な課題のほか、所有者が必要としている情報の提供、行政と所有者あるいは所有者間での継承のためのスキルの共有といった、ソフト面での改善策も重要であると思われる。近年の所有者からの要望には、「公開・活用への支援」も上げられるようになった。公開・活用の促進を求めるニーズの一方、歴史的な建造物を個人の住まいとして維持することに様々な困難を感じている所有者も多い。公開・活用といった開かれることによる継承の一方で、日常的な住空間として維持される仕組みも考えなければならない。そのためには、表面的な利益やコストだけではなく、その背後にある目に見え難い利益やコスト、すなわち歴史的建造物が継承されていることによる利益やそれが失われた際に負担しなければならないコストを、適正に評価することが必要である。

今後の10年、「京都を彩る建物や庭園」制度を未指定文化財の継承を図るツールとして有効に機能させるための課題は多い。

註

- 1) 「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～ 2021 2030」(京都市, 2021年7月)
- 2) 戦前期の文化財保護行政, 文化財保護法については, 光井渉『日本の歴史的建造物 社寺・城郭・近代建築の保存と活用』(中公新書, 2021年)などを参照した。
- 3) 最新版としては『京都市景観計画』(2021)。
- 4) 最新版としては『京都市歴史的風致維持向上計画(2期)』(2021)。
- 5) 石川祐一「民芸建築家・宮地米三の作品について」『京都市文化財保護課研究紀要』第4号(2021年3月)
- 6) 永松尚「かぐや姫竹御殿と長野清助 ―京都を彩る建物と庭園制度における認定調査とその後―」『京都市文化財保護課研究紀要』第5号(2022年3月)
- 7) 原田純子「京都の洋風銭湯「宝湯」」『京都市文化財保護課研究紀要』第5号(2022年3月)
- 8) 竹山奈乙雪「「辻商店」旧建物について」『京都市文化財保護課研究紀要』第5号(2022年3月)

図版出典

写真1～4, 6～10: 著者撮影

写真5: アマン京都 提供

図1 : 著者作成

いしかわ ゆういち
石川 祐一 (文化財保護課 主任 (建造物担当))

山科毘沙門堂門跡の靈殿について

千木良 礼子

毘沙門堂は、護法山出雲寺と号する天台宗の門跡で、本尊の木造毘沙門天坐像を安置する。建久6年(1195)に平親範^{ちかのり}が平等寺、尊重寺、護法寺を統合して出雲路(現上京区毘沙門町周辺)に寺院を建立したのに始まるとされる。足利義満の相国寺建立のために移転させられ、応仁・文明の乱により一時衰微していたが、慶長16年(1611)に南光坊天海が幕府から現在地を寺地として賜り、寛文5年(1665)に天海の遺志を引き継いだ公海が堂舎を竣工させた。公海は天海の弟子であり、天海没後に寛永寺の住持ともなった。その後、後西天皇第6皇子である公弁法親王が入寺し、代々法親王を住持とする門跡となった。公弁は元禄・宝永年間に寺地の拡張と殿舎の増築を行い、今日みる寺観を整えた。

本堂、唐門、仁王門、宸殿、玄関、勅使門等の諸建築は近世門跡の殿舎構成を伝える遺構として価値が高いとして、昭和60

年(1985)6月1日に市有形文化財(建造物)に指定された。また令和3年度には“京都を彩る建物や庭園”に選定及び認定された。

1 靈殿の構造形式

同境内にある靈殿(図1)は、入母屋造、平入、棧瓦葺で、背面に入母屋造の内陣が張り出し、西面して建つ。寺伝では、御所から移築された建物で明治までは阿弥陀堂や仏殿と言われていた。

屋根は軒積に柿葺の痕跡が見られるが、変更時期は不明である。

平面は畳敷が3室横に並び、中央の室を「外陣」、左右を「北の間」「南の間」と呼び、西側に広縁がついて外陣棟を構成する。「外陣」の奥には「内陣」が張り出し内陣棟を構成する。規模は、外陣棟が桁行約13.9m、梁行約8.0m、内陣棟が桁行約5.7



図1 外観(西より見る)



図2 内陣正面

m, 梁行約7.8mである。

内陣は奥に位牌棚をしつらえ, 中央に木造阿弥陀如来立像, 両側に天海, 公海, 公弁, 公遵の像を安置する(図2)。室内は腰長押, 内法長押, 貫, 天井長押が廻り, 柱と天井長押の間には舟肘木が置かれる(図3)。床は板敷に畳を廻敷する。壁は白漆喰とし, 天井には造作や装飾はみられない。位牌棚の垂壁中央には墓股を置く(図4)。墓股は立ちが高く肩が張り, 輪郭が太く, 脚元先端が大きく誇張され, 内部彫刻は輪郭内におさまる。

柱は5寸角で3分の面取が施されるが, 位牌棚の裏の柱は4寸5分角で他よりも細い。室内は, 柱に剥木がされ, 長押に釘隠の痕跡があるが, 天井長押や内法長押に長さを変更した痕跡は見られない。

内陣と外陣の柱筋にはずれがみられ, 入隅に半柱を立て, 隅木をかけた不安定な構造となっている。

外陣の柱は内陣と同様で, 6尺3寸の畳敷である(図5)。内法長押, 貫, 天井長押が廻り, 壁は白漆喰とし, 柱と天井長押との間には舟肘木がつく。

北・南の間は天井が竿縁天井である。西面の室内外境の柱, 縁柱には鴨居のような痕跡, 内法長押には釘隠, 北面垂木に面戸板の痕跡が多数見られる。襖は白張りで, 明治期に改変された。

2 障壁画

内陣について, 東面と南北両脇面は金碧障壁画で飾る。中央の障壁画には, 中央に



図3 内陣(北より見る)



図5 外陣



図4 内陣の墓股



図6 位牌棚障壁画

向かって飛天と迦陵頻伽が舞い、雲が降りてきている様子が描かれる(図6)。阿弥陀如来像を中央に安置することで、雲にのり、来迎する様子が表現されていると見られ、この建物が阿弥陀堂として造営された時期に描かれたものと思われる。画面下方には蓮が描かれるが、近代頃に加筆されたものである。平成29年度の修理で、下張りの紙に「明治七年」や「明治二十年」と書かれたものが確認でき、この時期に手が加えられたことが分かる。

位牌棚の下部や、位牌棚両脇の花頭窓の下には桐を描く(図7・8)。金箔の大きさは3寸1分から3寸2分程度であった。和紙は横幅が3尺3寸程度で、桐の葉が大きく描かれていることから、もとは御所のような面積の大きな障壁画だったと推測され



図7 位牌棚下の障壁画



図8 花頭窓下の障壁画

る。後世に蔓などが補筆・補彩されている。花頭窓下の絵には図柄が続かない部分があり、切り貼り継ぎをしている。

南北両脇の舞良戸や内陣境の襖には蓮が描かれるが、近代など後世に描かれたと思われる、部分的に絵を貼り重ねている。

外陣について、天井には「雲龍図」が描かれ狩野永叔主信かのうえいしゆくゆきのぶ(1675-1724)の落款がある¹⁾。主信は安信の孫で、宝永年間に江戸から京都へ移動し御所の障壁画制作を行った。享保4年(1719)に法眼となるが、落款にはこれを冠していないので、それ以前の作と考えられる。「雲龍図」には貼り足しや切り縮めた痕跡は見られない(図9)。

建具は広縁に面する西面が舞良戸と明障子、他が襖で、全て蓮の絵を描く。北・南・東面の絵は蓮と金雲がうっすらと認識できる。紙継ぎに不自然なところは見られない。南・北面の襖は横幅が3尺程度の和紙を用いる。4面のうち、西面の障壁画は造営時の絵とみられ、他3面に比べて古い。後世に中央の舞良戸を木枠に入れて扉仕立てとし、順番が入れ替わっている。

内陣の位牌棚背面、外陣の天井画「雲龍図」、及び外陣の襖には、大きさに不自然さ



図9 外陣天井画

はみられず、阿弥陀堂造営時または造営後に描かれた絵であるといえる。一方、位牌棚の下及び花頭窓の下の絵は、切り貼り継ぎの痕跡や、題材、図様の大きさから御所のような大きな建物から移設したものといえる。

3 小屋組

内陣棟と外陣棟を繋ぐ桁材の木口はノコではなく、チョウナ様の道具ではつった痕跡が見られ古い材が用いられている（図10）。内陣棟の南東隅木は垂木を取付けるほぞ穴がみられ、転用材である。この隅木や外陣棟南側の隅木周辺は傷みが多かったとみえ、新材が補足されている。

束は丸材で、使用しない貫穴が多くあり、番付が概ね東面にみられた。外陣棟では、桁行方向の北から「一二三」、梁行方向の西から「いろは」順である（図13）。一方、内陣棟は、桁行方向の西から「一二三」、梁行方向の北から「れ」で始まる「いろは」順である。「ぬ六」周辺には順番の乱れが見られ、また南端の「と九」や張出し部の「ね一」は記載面が統一せず、この他、貫穴により欠損した番付も見られたことか

ら（図11）、小屋組の番付は現地に造営する前に書かれたものである。また、内陣棟の番付は「れ」から始まっており、「ぬ」で終わる外陣棟とは順番が離れていることから、別の建物から移築した可能性もある。

内陣棟の東妻にある束「そ三」には「昭和五年十月大修理京都安井工務店工場 安井修」、束「ね三」には「店員いろは順：片山格治／笠井藤市：米村太四郎／吉田吉雄：□井栄造／山崎秋治（手伝）丸□之治郎：北□大」と書かれている。境内では、昭和4年から6年にかけて山口玄洞の寄進、安井樞次郎の設計により、弁天堂、隠寮及び観月亭が新築され、本堂などの建物が修理された（本堂棟札）。墨書の「安井修」と安井樞次郎の関係は不明であるが、霊殿も同時期に修理されている。この他に



図11 束の貫穴と番付



図10 内陣棟と外陣棟を繋ぐ桁材



図12 差母屋「御上段」と「北妻掛魚」

判読できた墨書は以下のものである。

御所からの移築を示す根拠といえるものとして、

- 外陣棟西の縁桁辺りの角束「御上段□」
- 外陣棟南の差母屋「御上段桁 四拾貳本」
- 内陣棟の差棟「御上段□」

また、妻面3面が同時期に造作されたといえるものとして、

- 南面懸魚「南□掛魚」「南つまけんきよう」
- 南面破風板「南妻東流」「南つま西」
- 北面懸魚「北妻掛魚」
- 北面破風「北つま」
- 東面懸魚「東妻掛魚」

この他に、

北妻面差棟 東面「なんせんし／すかはち／まつはや／嘉兵衛」、西面「北つま棟」

などがあった。

破風板や懸魚には同様のノコやチョウナ痕が見られ、3面は同時期に造られたものである。また狐格子の組子が上方向に長く出ており、もとはより大きな建物に用いられた狐格子だったことが分かる。

4 瓦銘について

屋根の降棟の獅子口には「元文四^{ママ}巳未歳／六月吉日」、「□州山科／御殿阿弥陀堂御棟瓦」、「江州志賀郡松本村住瓦師／飯塚出

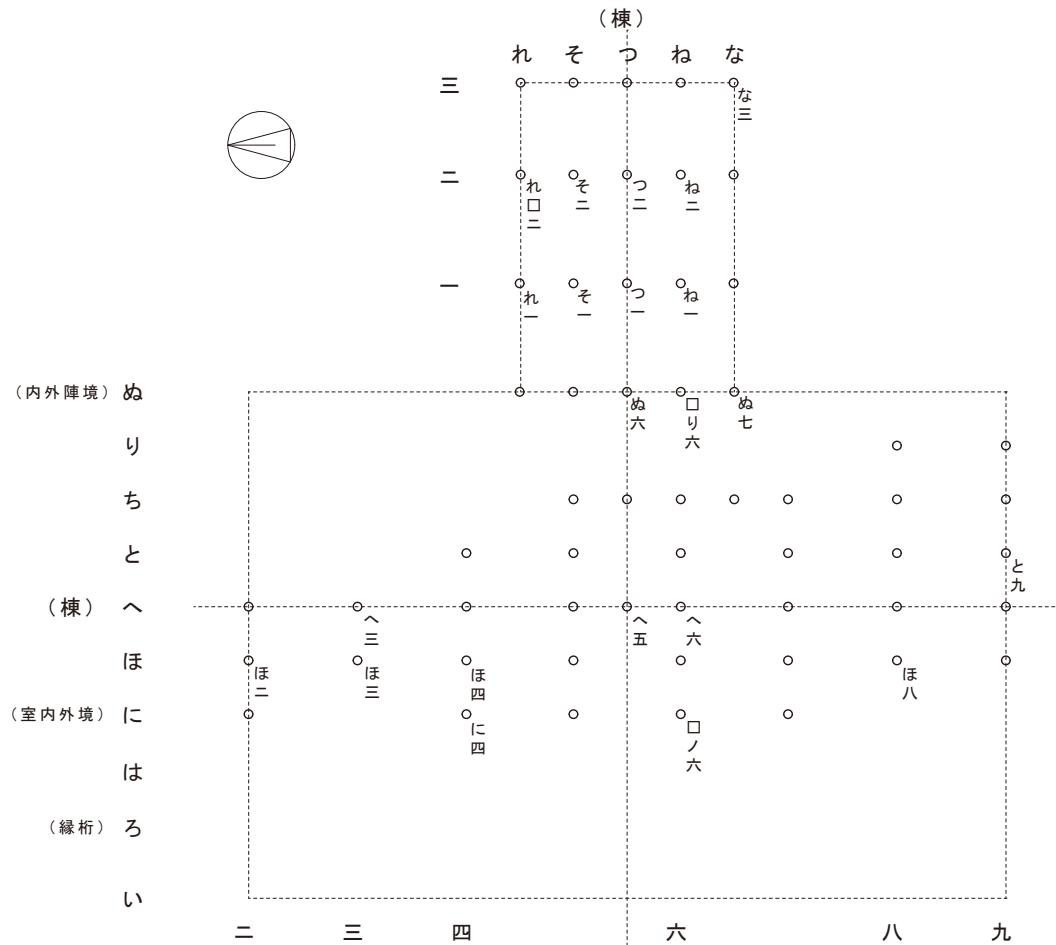


図13 小屋束の番付 (判別できたもののみ)



図14 降棟の獅子口銘

雲守藤原清栄作」の銘がある。飯塚出雲守の銘は勸学院玄関、光浄院客殿など園城寺境内の建物において10箇所以上確認されている²⁾。

5 古図面について

瓦銘と同じ元文期の史料として、元文元年(1736)の古図面がある。中御門天皇の第2皇子である公遵法親王が灌頂を受けた時の内容で「元文元丙辰年十一月於山階／毘沙門堂御門室／二品公遵親王御灌頂道場図」と「元文元年／公遵親王御灌頂三戒並道場之図」の2枚があり、内容はよく似る。この図面は、宸殿と阿弥陀堂(現霊殿)が回廊で繋がり、平面構成は現状とほぼ同じである。異なる点は、図面では宸殿・霊殿ともに外陣の柱筋沿いに縁柱が立つが、現状ではずれがみられる³⁾。

この古図面には、宸殿には「大阿闍梨」と「御受者」の位置、宸殿から降りて霊殿脇の「閼伽井」への「道筋」、霊殿内陣は「惣板間／四方幕」、南の間は「惣畳」とすることなど儀式の様子が記される。内陣は惣板間とあるが現状は畳を廻敷としており、儀式では畳を移動したとも考えられ

る。

6 建築年代について

建築年代について、明治8年「当院建物原由緒」(京都府行政文書『廿三ヶ院由緒取調調書綴』、歴彩館蔵)では、「阿弥陀堂大明院宮正徳五年(1715)未十月御再建」とある。また、明治37年『寺院所有物明細帳』(毘沙門堂門跡蔵)では、「霊殿 元禄六年(1693)当門第三世大明院公弁親王御建立」とある。また、「天台霞標」6-3によれば、元禄15年(1702)から宝永4年(1707)の期間に敷地を拡げ、諸殿舎を建て、10月に落慶供養をしており、霊殿はこの時期に建てられたとも考えられる。このため、建築年代を確定するのは難しいが、天井画の落款を考慮しても、公弁法親王が毘沙門堂に来た寛文9年(1668)から、亡くなる正徳6年(1716)の間に造営されたと推定できる。公弁は後西天皇第6皇子であることから、後西天皇没後、貞享3年(1686)に後西天皇の旧殿を御所から移築し、新書院を造営している。新書院については中井主水による図面が寺に保管されており、御所から移築されたことが分かる史料である。残念ながらこの新書院は現存しない⁴⁾。

7 まとめ

寺伝では、御所から移築された建物と伝わるが、明確な史料はない。しかし、墨書「御上段」の文字と、その書かれた部材が点在している点、障壁画の題材や図様の大き

さ、また公弁法親王の関与を考慮すると、御所から移築されたと言って良いだろう。また、内外障境の柱に外部に晒された風蝕が見られない点、内陣棟と外陣棟を繋ぐ桁材が古材である点、妻面3面の墨書や加工痕が同じ点、及び古図面から、当初より現在と同じ平面構成だったと考えられる。

霊殿は、上質な化粧材が用いられ、明障子を用いた部屋は明るい外陣となった。外陣から張り出した室は、花頭窓からわずかに光を採り、金地の障壁画の前に阿弥陀如来像や中興の祖をはじめとする歴代の門主を位牌棚に安置することで厳かな内陣としてしつらえられた。

霊殿は、御所から移築した建物を阿弥陀堂としてしつらえられた様子がよく分かる遺構である。建築年代は天井画や瓦銘及び古図面などから既指定の建物群と同様に江戸中期といえる。元文期の儀式では宸殿とともに重要な役割を果たした建物であり、宸殿、玄関、勅使門等と合わせて門跡の殿舎構成を伝える遺構として貴重である。

なお、霊殿は京都市指定有形文化財に追加指定されることが令和4年1月17日に答申された。

註

- 1) 主信の読みは田島(1909)、山下(2004)による。
- 2) 福家(2007)
- 3) 主屋柱と縁柱のずれは、瑞巖寺本堂(元方丈)(宮城・慶長14年<1609>)、丈六寺本堂(元方丈)(徳島・寛永6年<1629>)、普門寺方丈(大坂・正保2<1645>移築)、妙心寺大方丈(京都・承応3年<1654>)、大津別院書院(滋賀・寛文10年<1670>)、大安寺本堂(大坂・天和3年<1683>移築)、勸修寺書院(京都・江戸中期)など多数見られるが、なぜずれが生じるかについては今後の課題としたい。
- 4) 叡山学院(1979)113頁 箱4「毘沙門堂御門跡様御内(一包)万里小路台大式様 中井主水」に該当する。この目録には絵図が多くあるが、霊殿造営に関するものは確認できなかった。境内図も何点か見られるため、現存する建物との照合や、年代別に分類するなど、今後の課題としたい。

参考文献

- 田島志一(1909)『東洋美術大観 第七編第一章 狩野派』
- 内藤昌(1959)「瑞巖寺方丈(本堂)の柱間寸尺について(間の建築的研究16)」日本建築学会関東支部第26回研究発表会
- 川上貢(1978)「山科毘沙門堂」京都市文化観光局文化財保護課編『社寺の建造物と障壁画 第1集 臨川寺・曇華院・毘沙門堂』
- 平井聖(1978)『中井家文書の研究 第三巻』
- 叡山学院(1979)「毘沙門堂蔵書目録」『叡山学院研究紀要第二号』
- 朝日新聞社(1992-)『知られざる「御用絵師の世界」展—徳川将軍家・御三家・諸大名の美の系譜』
- 山下善也他(2004)『狩野派決定版』別冊太陽 京都国立博物館(2007)『京都御所障壁画—御常御殿と御学問所』
- 福家俊彦(2007)「近世園城寺の瓦と瓦師」『帝塚山大学考古学研究所研究報告IX』

建物の調査では、石田潤一郎氏、高橋康夫氏、日向進氏、吉田高子氏よりご助言をいただいた。また昭和59年に実施された永井規男氏の調査内容も参考にさせていただいた。

障壁画の調査は、当課美術工芸民俗文化財係長安井雅恵と行い、狩野主信の読みについては、山下善也氏、野田麻美氏にご教示いただいた。また、小寄善通氏にもご協力いただいた。最後に毘沙門堂門跡には、建物調査のみでなく、貴重な古文書類を何度も拝見させていただいた。末筆ながら記して深甚の謝意を表します。

ちぎら れいこ
千木良礼子（文化財保護課 文化財保護技師（建造物担当））

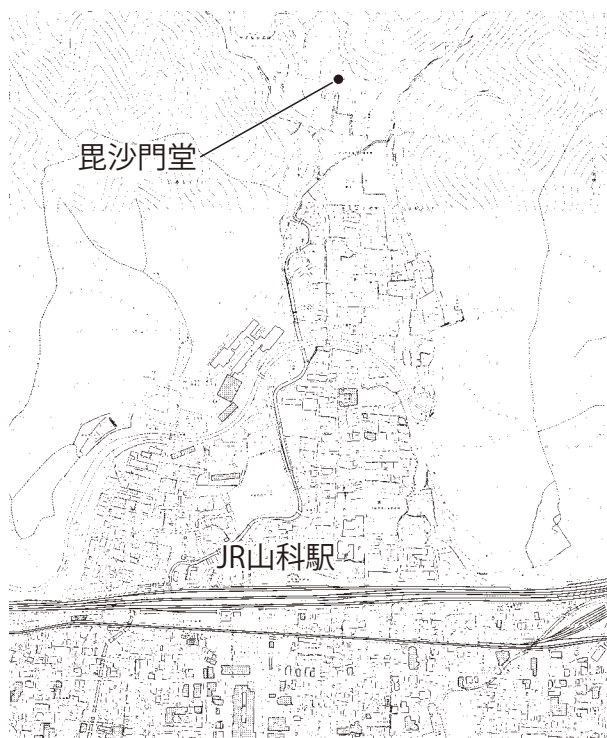


図15 位置図

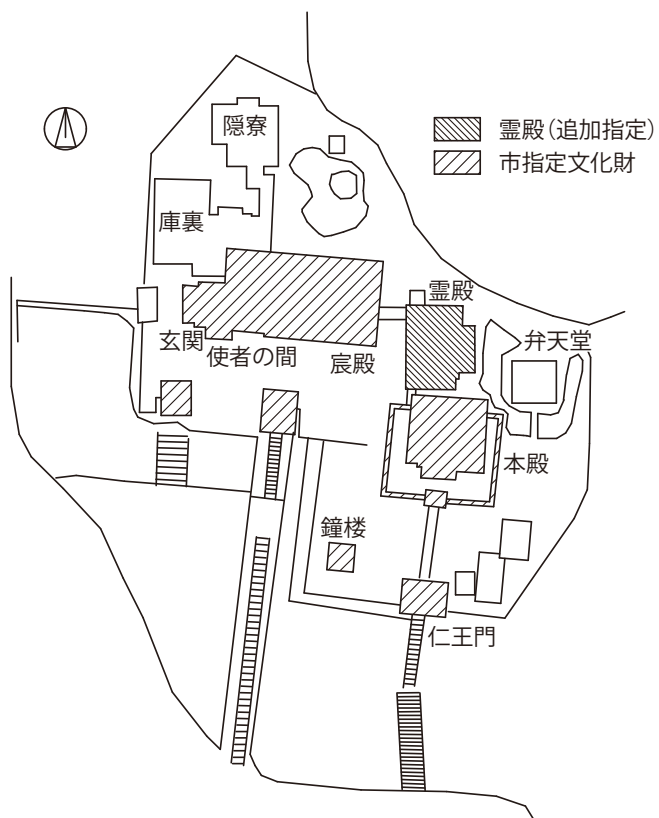


図16 配置略図

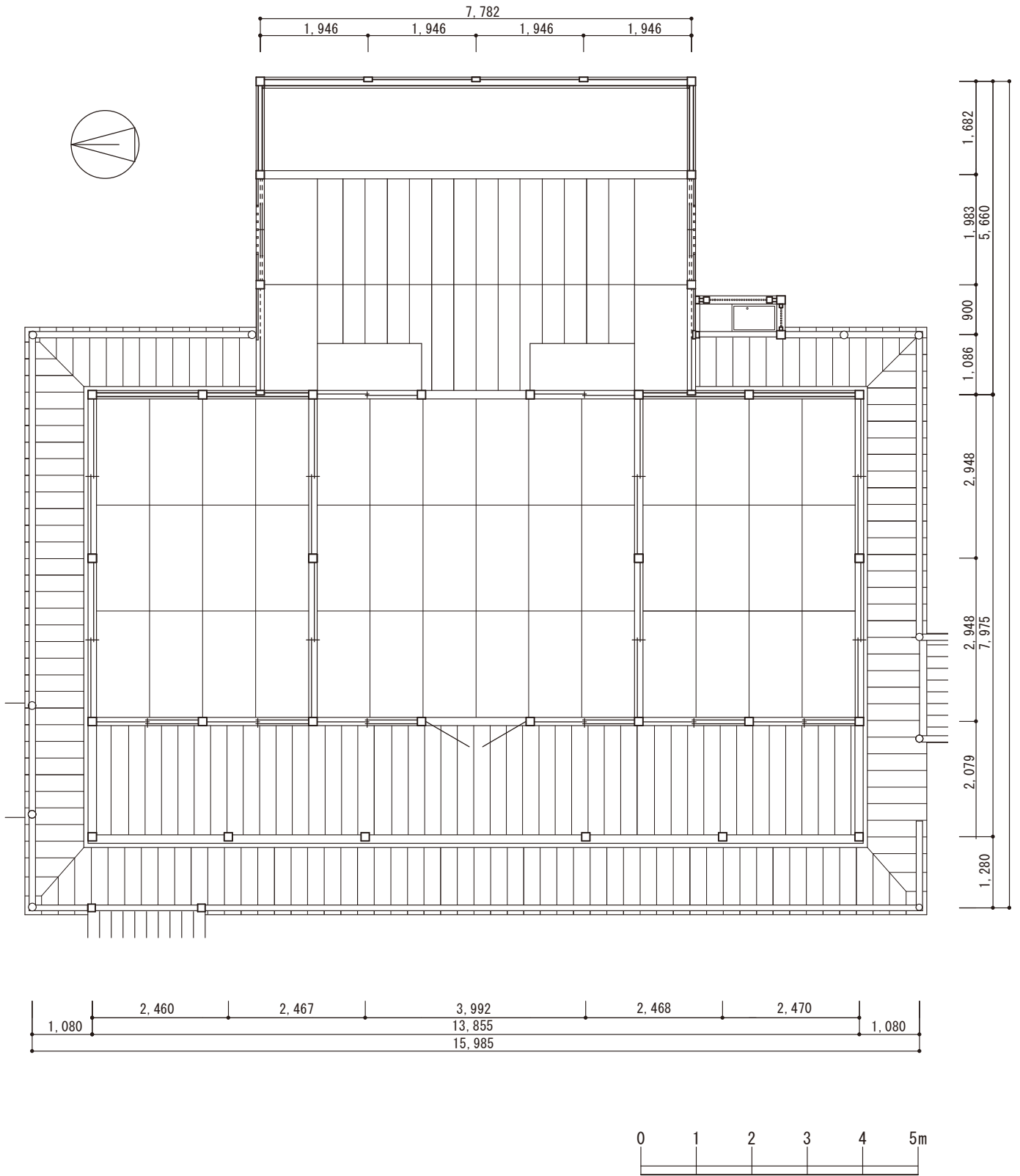


図17 靈殿平面図

長尾天満宮本殿及び透塀の調査について

千木良 礼子

1 概要

長尾天満宮は京都市伏見区醍醐伽藍町に位置する醍醐寺の鎮守社の一つである。天慶3年(940)の創建と伝わる(『山城名勝志』)。享和元年(1801)に荒廃していた社殿が再建されたが、文政2年(1819)8月10日に火災にあい、同4年(1821)6月に再建されたという¹⁾。本殿には中央に菅原道真、左右に素盞鳴尊(元清瀧大権現)と大己貴命(元勝馬大明神)²⁾が祀られている。平成27年度に“京都を彩る建物や庭園”に選定され、その2年後には同制度の認定物件となった。

2 建物の形式

建物は三間社流造で、元は檜皮葺であったところ昭和55年(1980)に銅板葺にした(図1)。本殿は亀腹の上に建つ。正面側面の三方に高欄と切目縁を廻し、脇障子を

斜め後方に開いて立てる。正面に階5級、擬宝珠付高欄を設ける。身舎柱は円柱で、切目長押、内法長押、頭貫で固め、柱上に出三斗を置く。正面の中備の墓股(図2)は内部を格狭間のような形とし、眠連子を入れる。妻は二重虹梁で(図3)、東西に蓑亀と鶴の墓股(図4・5)、笈形付大瓶束を立てる。破風に鱈付鏑懸魚を飾る。両側面と背面の頭貫木鼻は獅子の丸彫り(図6)、斗拱の木鼻は龍を彫る(図7)。

向拝は4組の海老虹梁で繋ぎ(図8)、浜



図2 正面の墓股



図1 本殿外観



図3 東面の二重虹梁



図4 東面 墓股 (菟亀)



図8 海老虹梁



図5 西面 墓股 (鶴)



図9 内法長押 (五色の石畳紋様)



図6 西面後方の木鼻 (獅子)



図10 正面頭貫 (龍)



図7 西面中央の木鼻 (龍)



図11 脇障子

床、高欄付き浜縁とする。軒は二軒繁垂木。柱間装置は、正面に小脇壁を設け弊軸付両外開板戸、両側面と背面は板壁とし、横板張の上に角釘及び丸釘で縦板を張る。内部は内外陣境に両外開板戸を吊り、3室とする。内陣天井は棹縁天井とする。

3 彩色

彩色は軸部を丹塗りとし、柱上部、内法長押、繫虹梁、組物、蟄股などに極彩色を施す。板壁、軒裏などは胡粉塗りとする。身舎桁は菱花格子、内法長押は五色の石畳紋様が描かれる(図9)。また、正面頭貫には3体の龍が描かれる。左右はそれぞれ中央を向き、中央の龍は右端(東端)に尾があり、左端(西端)で首をひねって右を向く(図10)。類例には、醍醐寺清瀧宮(重要文化財・永正14年<1517>)や醍醐寺領内であった日野法界寺の鎮守社萱尾神社(市指定有形文化財・慶安5年<1652>)が挙げられる。いずれも極彩色の本殿で、前者は三間社流造で、左右2間に向拝虹梁が付き、それぞれに龍が中央を向いて描かれる。後者は一間社流造で、向拝虹梁に1体の龍が描かれる。

4 彫刻

彫刻は、向拝頭貫両端に猿、蟄股は東に鉄拐仙人と松、中央に豊干禅師と虎と竹、西に蝦蟇仙人と蛙蟄と梅が輪郭からはみ出して彫られる。脇障子は東に鯉の滝登り、西に獅子の子落しを題材にした透かし彫りがはめられる(図11)。脇障子が斜めに立

つのは見やすい効果があるとされ、類例には大笹原神社(国宝・応永21年<1414>・滋賀県野洲市)、稲粒神社(府登録・寛政11年<1799>・福知山市・大工播州三木室田儀右衛門・彫物丹波柏原中井丈五郎・久須善兵衛)、生野神社(弘化5年<1848>・福知山市・彫物当国柏原中井清次郎正用)、大滝神社(重文・天保14年<1843>・福井県越前市・大工大久保官左衛門)などがあり、いずれも装飾に富んでいる。福知山の2件は播州大工の影響が指摘されている(日向1989)。

5 資料

棟札は文政4年造営に関するものが3枚ある。そのうちの1枚目の表には、「文政四年五月四日」に醍醐村惣百姓の五穀豊穰等を祈願し、「御門室(醍醐寺座主)」のもと、三宝院の家司として坊官である平井法橋宣重(天明3年<1783>生)、大溪法橋豪正(寛政3年<1791>—天保5年<1834>)、諸太夫の山田正六位下爲美(宝暦3年<1753>生)、また「御造営御用掛」として寺侍である櫻井忠貞(寛政元年<1789>生)と山田爲貴(爲美の子)の名が記され、彼らが工事費用の管理や大工との契約などの采配をふるったと思われる³⁾。

棟札裏には産子中として、大年寄と納庄屋を兼務する下村良輔寅亮、大年寄である金井吉兵衛房常、そして十二町(御陵町、赤間町、新町、大谷町、小坂町、開出町、落東町、落西町、落保町、泉町、南里町、菩提町)の年寄が記されている⁴⁾。

2枚目の棟札には、鉦初、地鎮祭、下遷

表1 長尾天満宮普請の経緯

日時	内容	典拠
文政2年8月10日	焼失	醍醐日記, 内陣箱書
文政3年9月5日	新初	醍醐日記, 棟札
文政4年3月4日	地祭	棟札
文政4年4月18日	天満宮小社両側共一棟二相煩候二付雖承事江と御覚	醍醐日記
文政4年5月4日	上棟	醍醐日記, 棟札
文政4年5月29日	明朔日 天満宮下遷宮仰密厳院候_____	醍醐日記
文政4年6月朔日	天満宮下遷座二付 座主参詣之事	醍醐日記, 棟札
文政4年6月7日	天満宮上遷宮之事 遷宮師密厳院 座主御参詣之事	醍醐日記, 棟札

※下線部は不鮮明

座, 上遷座の日付が記載され, 醍醐寺座主^{じょうこう}上綱によって国土豊饒が祈願されている。遷座師は密厳院演乘, 大工は泉町の平松源兵衛資富と平松定次郎蕃昌, 大工下役に播州加東郡垂井庄北畠村(現兵庫県小野市垂井町)田中善兵衛藤原清平とその弟子田中惣兵衛と記される。これら棟札と内陣内に納められている箱の扉裏書き, 及び「醍醐日記」によって, 文政2年8月に焼失してから文政4年6月の遷宮までの普請の様子がわかる(表1)。

福知山市の2件は, 播州大工の影響が指摘されており, 長尾天満宮の棟札にも播州大工の記載があることから, 同じ影響がうかがえる。

6 透塀

透塀は本殿手前に東西に立つ。西透塀の東端部の添え柱(石柱)に「辛文政四年／巳四月／取次青山源右衛門」とあり, 本殿と同時期に建てられたことがわかる。東透塀には西端から水辺の花鳥と亀, 水面下へ潜る鴨々と枇杷, 東端に水辺に立つ水鳥と

紅葉カが彫られる。西透塀には東端から松竹梅がそれぞれの柱間に彫られ, それに合わせて東端から鶴, 中央に雉, 西端に2羽の尾長鳥が丁寧に彫られる。年代は本殿と同じであるが, 松竹梅や鶴の彫刻を見ると, 本殿とは別の彫師であると思われる。

7 石灯籠

透塀手前には3基の石灯籠が東西一列に並ぶ。参道両側には「清香院」が貞応2年(1653)と同3年に, やや西には「清水数馬勝正」が寛文元年(1661)に寄進したものである。「清香院(清高院)」と「清水数馬勝正」の父である清水道是は醍醐寺理性院に仕えていた(吉兼2018)。また, 「清水数馬勝正」寄進の石灯籠は, 寛文元年のもので醍醐寺清瀧宮の正面にも立つ。以上のことから, これら石灯籠3基は醍醐寺との関係を示す上で貴重である。

8 まとめ

京都市内の流造本殿は保守的で装飾彫刻

が少ないのが一般的であるが、長尾天満宮本殿及び透塀は全体にわたって華麗な装飾を施し、市内有数の装飾に富んだ建物と言える。そこには醍醐寺の影響が見られつつ、近世に活躍する播州大工の影響をも受けていることがうかがえ、建築活動を知る上でも貴重な遺構である。

註

- 1) 内陣に納められている箱の扉裏の墨書、及び「醍醐日記」（「山田親英文書」京都市歴史資料館撮影）による。なお、『宇治郡名勝誌』（明治31年刊行）には「文化二年八月十日祝融ノ災ニ罹リ」とあるが、文政二年の誤字と思われる。
- 2) 勝間大明神は地蔵菩薩の垂迹神であるという（醍醐寺文化財研究所1991）。
- 3) 「平井（政）家文書」「大溪（晃）家文書」「山田親英文書」京都市歴史資料館撮影。生没は（正宗1938）による。
- 4) 赤間町、新町、落保町、泉（和泉）町、南里町は現在も地名として残る。

参考文献

- 正宗敦夫1938『地下家伝』日本古典全集刊行会
日向進1989「丹波柏原の彫物師中井氏とその営業形態—近世丹波・丹後に置ける建築界の動向」『日本建築学会計画系論文報告集第396号』
醍醐寺文化財研究所1991『醍醐新要録』巻第9 p504
吉兼千陽2018「醍醐寺・長尾天満宮に所在する近世石燈籠の研究」『文化遺産研究 創刊号』龍谷大学文化遺産学研究会

棟札及び墨書の翻刻については30～33頁に一括して掲載した。

図面、棟札画像、及び一部写真はNPO法人古材文化の会よりご提供いただいた。棟札翻刻は京都市歴史資料館監修のもと行った。また長尾天満宮には現地調査にご協力いただいた。末筆ながら記して深甚の謝意を表します。

ちぎられいこ
千木良礼子（文化財保護課 文化財保護技師（建造物担当））

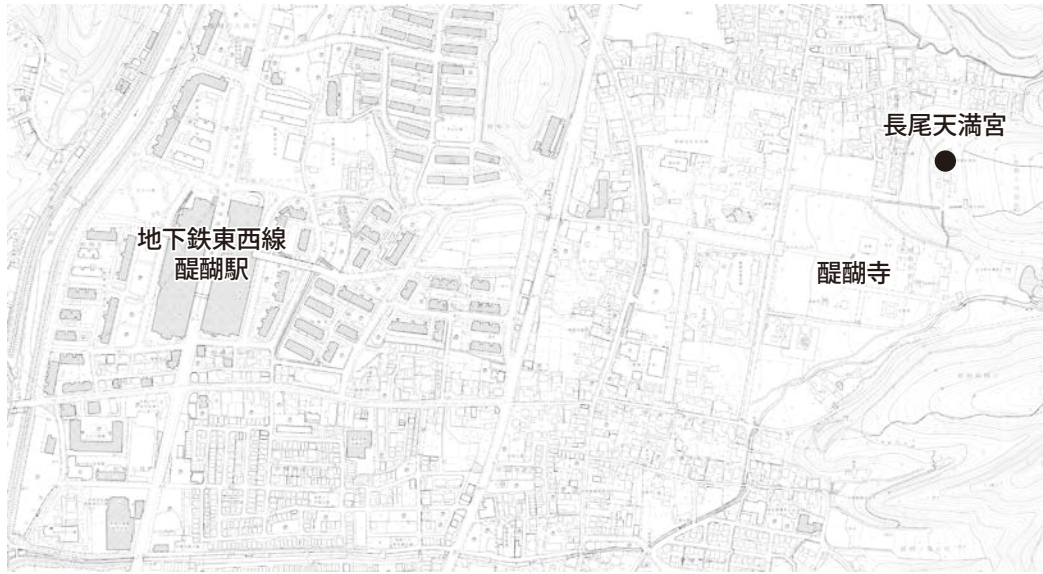


図12 位置図

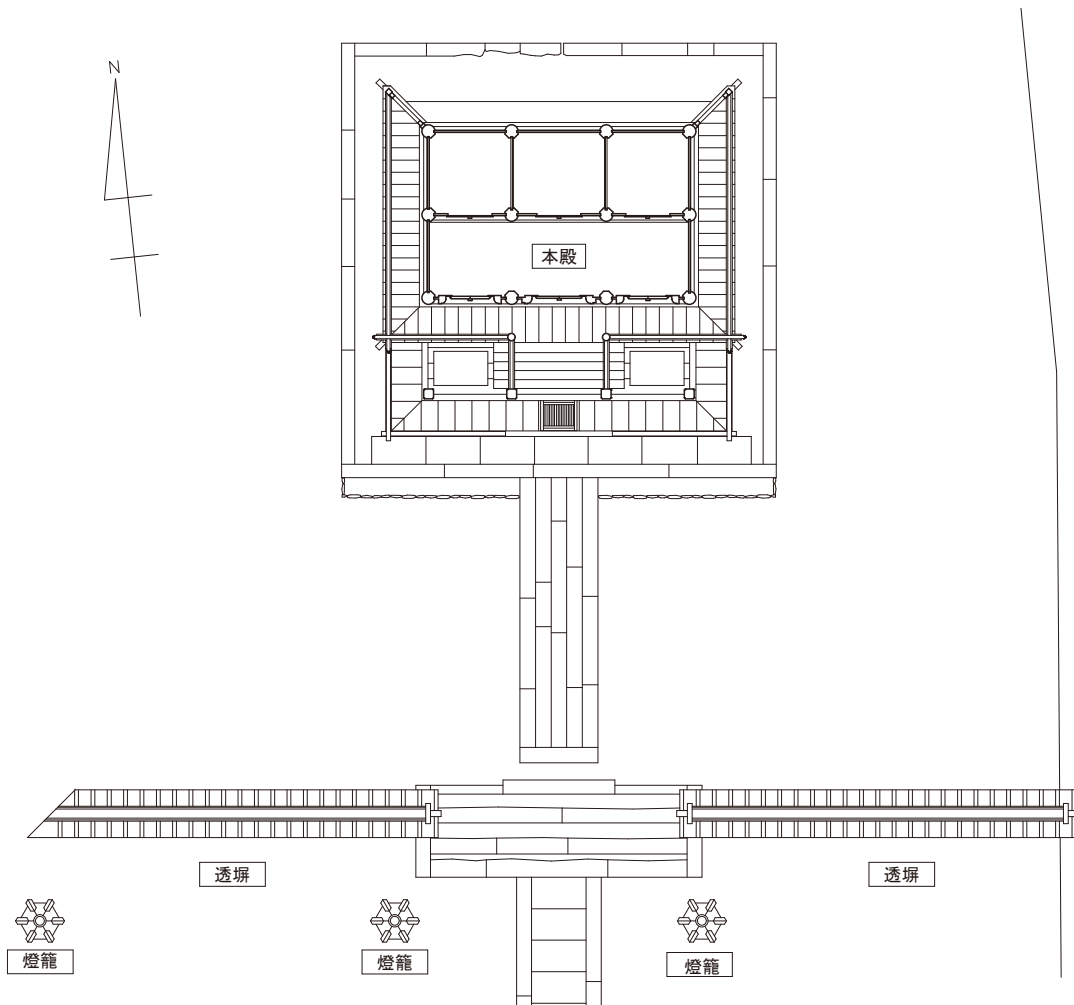


図13 配置図

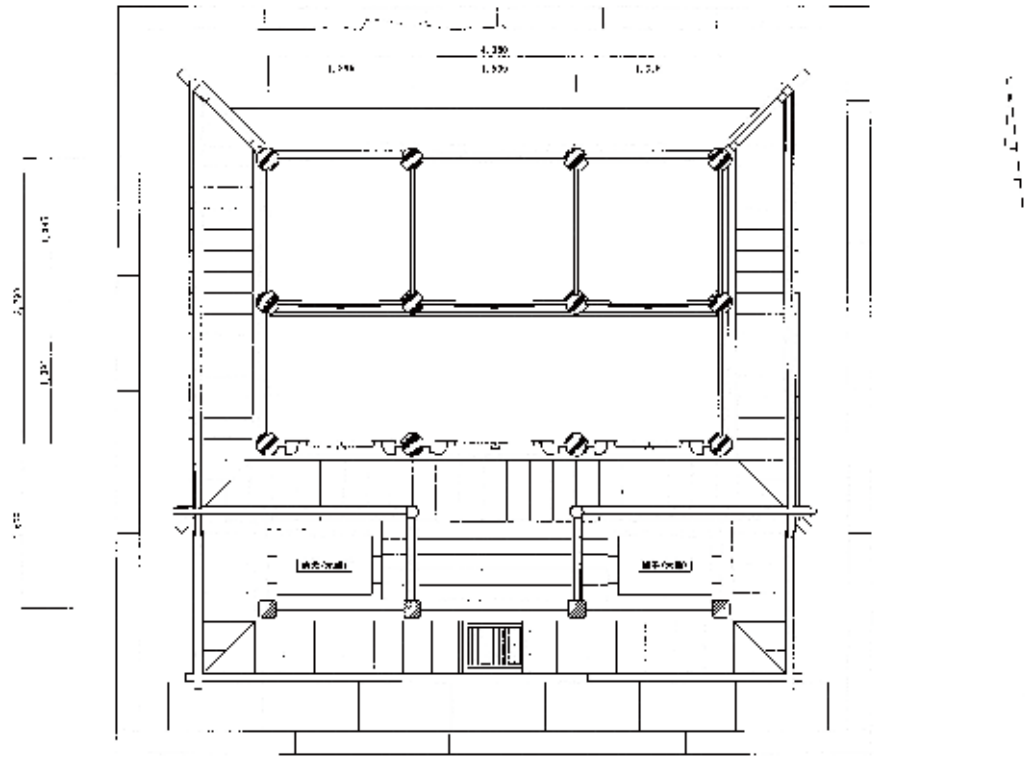


図14 本殿平面図

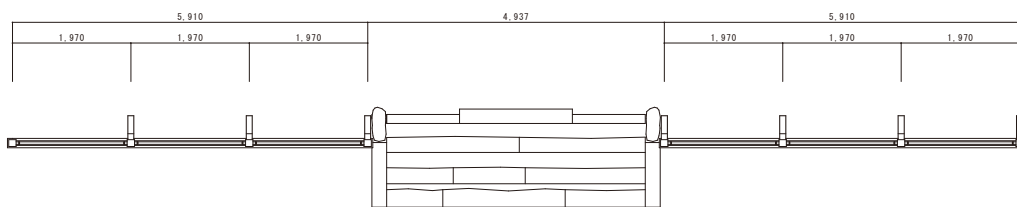


図15 透塀平面図

*図面は古材文化の会提供

棟札(昭和五十五年二月七日の記がある) 尖頭形, 総高七六〇mm, 肩高七三〇mm, 上幅一九〇mm, 下幅一六五mm, 厚不詳, ヒノキ板目, 台鉋力, 釘穴無, 内陣保管。



本殿内陣内厨子 扉裏墨書

右線箇所は紙貼りの上に記載されていた。

内陣 東

「此勝馬宮之神靈文政二年秋八月十日之夜宮殿

罹烏有之災幸而自火中取出了雖及少焼損

本是真之御靈也今度宮殿造営功畢 故

密二奉安置者也矣

文政四年夏六月朔日 醍醐座宮殿焼失不詳

〔祠掌 岩測重道〕

内陣 中央

「此天満天神之神靈 文政二年秋八月十日之夜宮殿

罹烏有之災幸而自火中取出了雖及少焼損

本是真之御靈也今度宮殿造営功畢故

密二奉安置者也矣

文政四年夏六月朔日 醍醐宮殿焼失不詳

〔祠掌 岩測重道〕

内陣 西

「当社清瀧宮 文政二年季秋八月十日

之夜宮殿罹瞬馬之變神躰焼失了依之

先年當社修造遷座之刻拜見之

又以古記師傳等今度新令寫密二奉

御靈者也矣

文政四年夏六月朔 醍醐座宮殿焼失不詳

〔祠掌 岩測重道〕

(表)

銅板工事

宮川弥一

大工

奥谷工務店

左宮

岩測茂夫

奥田治二

奉

本社殿

屋根葺替

棟木取替

竣工

(裏)

昭和五十五年二月七日

宮司 大塚宣若

奉賛会

会長

副会長

木村貞夫

會計 岩測良三

庶務 高田源太郎

田内鉄三郎

會計 中村泰三

監査 畑山良雄

木下利幸

中野清太郎

岩測茂夫

奥田治二

奥谷工務店

岩測茂夫

奥田治二

岩測茂夫

奥田治二

棟札（明治十一寅年五月二十九日の記がある） 尖頭形，総高六四五mm，肩高六二五mm，上幅一四〇mm，下幅一二五mm，厚不詳，ヒノキ板目，台鉋力，釘穴無，内陣保管。



(表)

手置帆員命

天神地祇天太玉命齋部十八神

彦狭知命

(裏)

明治十一寅年五月二十九日

長尾天満宮神社上棟

棟札（明治廿八年十月吉日の記がある） 尖頭形，総高三八〇mm，肩高三六五mm，上幅二二五mm，下幅一九〇mm，厚不詳，ヒノキ板目，台鉋力，釘穴無，内陣保管。



(表)

檜皮師

明治廿八年十月吉日

長尾天満宮様

流屋根替

渡邊三郎兵衛
太田吉兵衛
谷 榎治郎
芝田文太郎
渡邊益治郎

(裏)

三

棟札（文政三^{庚辰}歳九月五日の記がある） 尖頭形，総高七〇〇mm，肩高六八五mm，上幅一七〇mm，下幅一五五mm，厚不詳，ヒノキ板目，台鉋力，釘穴無，内陣保管。



（表）

奉造營天満自在天神并勝馬清瀧三所大明神寶殿
 神威倍増 聖朝安穩 天長地久 座上上綱 福德増長
 寺家安寧人法繁昌 國土豊饒諸民快樂 祈攸也

（裏）

文政三^{庚辰}歳九月五日戊午成 箕宿 新初 遷座師年預
 同四^{辛巳}年三月四日乙卯立 箕宿 密嚴院大僧都演乘
 同年六月朔日庚辰開 鬼宿 下遷座 祇豆役
 同月七日丙戌定 角宿 上遷座 岩淵右兵衛普原康長
 金曜 弟 田中惣兵衛

棟札（明治十一年寅四月二十八日の記がある） 尖頭形，総高六四五mm，肩高六三〇mm，上幅一四〇mm，下幅一二五mm，厚不詳，ヒノキ板目，台鉋力，釘穴無，内陣保管。



（表）

勝馬大明神 詞掌 戸長
 清瀧神社 岩淵壽重 藤井四郎右衛門
 同 内海五兵衛 平松源兵衛資富
 同 内海忠兵衛 杉本長兵衛篤利

（裏）

御陵町組頭 仁兵衛 落保町組頭 長右衛門
 赤間町同 勘七 泉町同 傳右衛門
 新町同 良吉 南里町同 善五郎
 大谷町同 親弘 菩提町同 助右衛門
 開出町同 柳塘
 落東町同 彦右衛門
 落西町同 権左衛門

棟札(文政四^辛巳年五月四日の記がある) 尖頭形, 総高七〇〇mm, 肩高六八五mm, 上幅一七〇mm, 下幅一五五mm, 厚不詳, ヒノキ板目, 台鉋力, 釘穴無, 内陣保管。



(表)

手置帆負命
天神地祇天太玉命齋部十八神
彦狭知命

(裏)

文政四^辛巳年五月四日
長尾天満宮御社上棟

棟札(文政四^辛巳歳五月四日の記がある) 尖頭形, 総高九二〇mm, 肩高九〇〇mm, 上幅二二五mm, 下幅二〇〇mm, 厚不詳, ヒノキ板目, 台鉋力, 釘穴無, 内陣保管。



(表)

勝馬大明神

御家司

平井治部卿法橋宣重
大溪刑部卿法橋蒙正
山田正六位下駿河守源爲美

奉造營天満大自在威徳天神新宮今日上棟天下泰平國土安穩當御門室御静謐

御造營御用掛

醍醐村惣百姓
五穀豊穰除病延命
祈收也
櫻井雅楽櫻井忠貞

清瀧大権現

(裏)

大年寄	兼下村良輔寛亮	御陵町	年寄	惣助
納庄屋	同	庄兵衛	落東町	年寄
文政四 ^辛 巳歳五月四日	醍醐村惣産子中	赤間町	年寄	久助
大年寄	金井吉兵衛房常	新町	年寄	長左衛門
開出町	年寄	大谷町	年寄	源兵衛
		小坂町	年寄	八右衛門
		開出町	年寄	彦左衛門
		五兵衛	年寄	
		菩提町	年寄	
		源左衛門	年寄	
		南里町	年寄	
		平兵衛	年寄	
		源左衛門	年寄	
		小坂町	年寄	
		開出町	年寄	

建造物

徳林庵門前の景観形成と山科地蔵堂の造営について

原戸喜代里

旧東海道に面して建つ徳林庵は“六地藏巡り”のひとつ山科地蔵を安置する寺院として知られている。平成27年度に「京都を彩る建物や庭園」に選定（第5-033号）されたが、令和2年3月31日付けで、山科地蔵堂と拝所（図1）が京都市有形文化財に指定された。同時に徳林庵門前の茶所や荷馬の井戸等も、街道を往来する人々の休憩の場として賑わった当時の景観を現在に伝え、山科地蔵堂と一体として保存が図られるべきものとして文化財環境保全地区に指定された。

本稿では、「京都を彩る建物や庭園」の選定物件が本市有形文化財及び文化財環境保全地区に指定された事例の一つとして徳林庵をとりあげ、現在の門前の景観が形成された過程及び山科地蔵堂の造営の過程について述べることとする。

1 六地藏巡り

“六地藏巡り”は毎年8月22日から23日にかけて無病息災、家内安全等を祈願し街道沿いに配された6体の地蔵を巡拝するという年中行事である。

地蔵菩薩像の巡拝について、古くは『源平盛衰記』に京の入口の七道の辻ごとに6体の地蔵菩薩像を安置し、“巡り地蔵”と名付けたとする記述がみられるが、寛文2年（1662）の『案内者』に「一に御菩薩池の地蔵、二に山科の地蔵、三に狼谷（現・伏見六地藏）の地蔵、四に鳥羽の地蔵、五に桂の地蔵、六番に常盤の地蔵、この六番を順にめぐり詣でて」との記述があり、江戸時代初期には、現在の“六地藏巡り”の形態となったことが確認できる。



図1 山科地蔵堂及び拝所



図2 山科地蔵

2 徳林庵門前の景観について

徳林庵門前に位置する地藏堂は旧東海道に南面して建ち、山科地藏と称する木造の地藏菩薩立像を堂内に安置する(図2)。

『拾遺都名所図会』(天明7年<1787>)の挿図(図3)には四ノ宮川の手前の街道筋に六角形的地蔵堂とその背後に宝篋印塔が描かれている。また『伊勢参宮名所図会』(寛政9年<1797>, 図4)にも同様に四ノ宮川の手前に巡り地蔵と宝篋印塔が描かれており、江戸時代には名所として紹介されていた。絵図に描かれる四ノ宮川, 地蔵堂, 宝篋印塔の位置関係は現在もおおよそ変わらないが、いずれも地蔵堂の背後に徳林庵は見当たらない。徳林庵が現在の寺観に整えられたのはいつ頃か、その過程を概



図3 『拾遺都名所図会』(歴彩館所蔵)

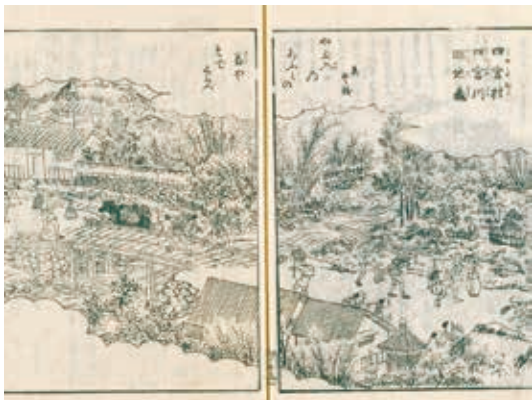


図4 『伊勢参宮名所図会』(歴彩館所蔵)

観したい。

徳林庵は、山科区四ノ宮にある臨済宗南禅寺派の寺院である。開基は南禅寺260世住職の雲英正怡禅師で、禅師隠退後、天文19年(1550)に現在地より北の柳山山麓に徳林庵を創建した。

街道沿いに建つ地藏堂は、もとは「四ノ宮村もしくはその惣領たる郷士の家柄である四宮家の宰領するところ」¹⁾であったが、宝永3年(1706)、四宮家が徳林庵へ管理を依頼する。

宝永3年11月2日付け「御契約申上地蔵菩薩証文之事」²⁾には「四宮善兵衛病中より願二而所持之六地藏菩薩氏寺之因縁を以貴僧様え御契約申置候。今度相果申候二付、後家清蓮差上ケ候」「永々徳林庵御什物被成」と、四宮善兵衛が地藏菩薩の管理をしていたが病気で亡くなってしまったので、後家の清蓮がその遺志を引き継ぎ、今後は氏寺として縁のある³⁾ 徳林庵に什物として地藏菩薩を所有してもらいたいとのこと記されている。

こうして山科地藏は徳林庵の所有するところとなったが、この時点では徳林庵は柳山山麓に所在する。徳林庵が現在地に移転したのは、明治に入ってからのことである。

明治12年(1879)5月2日付けで徳林庵住職浜祥巖と旧戸長西村八右衛門が連名で京都府知事あてに届け出た「御届」⁴⁾には、地藏堂及びその境内地1坪を「徳林庵境内江明治十一年十二月移転仕候二付、此段御届申上候」とある。

明治5年(1872)の「宇治郡社寺境内外区別原図 地藏堂」(図5)⁵⁾を見ると地

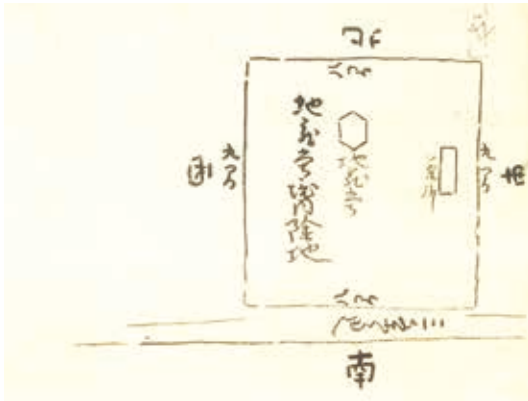


図5 「宇治郡社寺境内外区別原図 地藏堂」
(歴彩館所蔵)

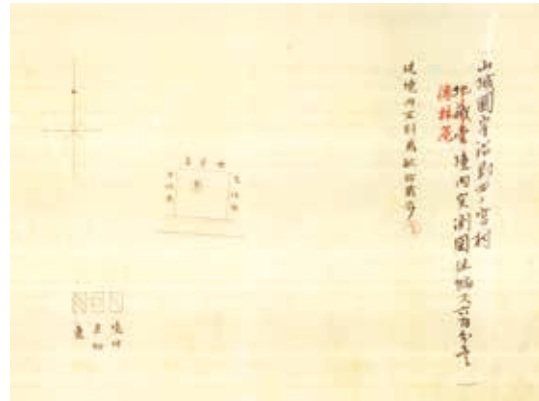


図6 「宇治郡社寺境内外区別取調 徳林庵」
(歴彩館所蔵)

蔵堂の所在する土地には「地藏堂境内除地」と記されるが明治18年(1885)の「宇治郡社寺境内外区別取調 徳林庵」(図6)⁶⁾には、地藏堂の文字の横に徳林庵と朱書きされていることから、明治12年の届出をもって地藏堂境内が徳林庵境内地に組み込まれたとみられる。

徳林庵門前の土地が徳林庵境内となった後、明治17年(1884)には地藏堂前の拝所が新築された。同18年には拝所の西にある井戸が掘削され井戸屋形が、同20年(1887)には拝所東の茶所が徳林庵の信徒総代である松村與三郎により寄進され、地藏堂周辺の環境が整備された。

徳林庵の本堂及庫裏は、『明治十六年調宇治郡寺院明細帳』⁷⁾に「廿二年五月十六日同村字小泉水十六番地ノ一二移転並ニ建替 附録三号七〇詳記」とあり、さらに『社寺明細帳附録三号』⁸⁾をみると「移転願廿二年十一月十六日許可」「廿五年九月廿九日建替落成並ニ移転済ノ旨 全年十月四日届」との記述が見える。

明治41年(1908)の雑誌『禅宗』⁹⁾に、徳林庵の信徒総代松村與三郎ほか信徒4名が長年にわたり寺門の興隆に尽力したとし

て南禅寺から褒賞を受けたという記事が掲載されており、松村與三郎が「明治二十四年徳林庵移転改築ニ際シテハ工事萬般ヲ一身ニ担当シタルノミナラズ自資四百金ヲ投シテ之ヲ成就セシメ」¹⁰⁾とあることから、徳林庵が明治22年(1889)11月に移転の許可を受け、明治24年(1891)には本堂及び庫裡の工事が実施され、同25年(1892)9月に落成したことがわかる。この後、山科地藏堂と拝所が再建され現在の徳林庵門前の景観が形成された。

3 山科地藏堂の造営

山科地藏堂は、明治41年に再建された。明治25年に徳林庵本堂及び庫裡が落成したものの、長らく無住の期間が続いたようで、再建前の地藏堂の様子は「殆ンド狐狸ノ棲家ニモ等シキ状態」で「風致ヲ害スルノミナラズ寺院ノ尊嚴ヲ冒瀆スルヲ以テ速カニ再建スルカ撤去スベシト命ゼラル」¹¹⁾と荒廃が激しく地藏堂の存続自体が危うい状況であった。

南禅寺執事であり徳林庵住職となった大澤協州は、地藏堂の状況を憂い信徒総代の



図7 「寄付帳」(徳林庵所蔵)

松村與三郎とともに発願者となり、地藏堂再建の計画をすすめるため連名で各所に再建のための寄付を募った(図7)。再建のための総工費5,000円のうち1,500円は寄付でまかなわれたという。寄付は松村與三郎、住職の大澤協州の他、南禅寺塔頭歸雲院や正因庵、近村の信者だけでなく住職と旧交のある名古屋市の材木商の加藤鎌吉、京都の坂根彌兵衛¹²⁾、丹治直次郎¹³⁾等の実業家、画家の今井天禄らが名を連ね、明治41年2月に着工、8月中旬に落成した。同年8月20日から23日にかけて入仏供養が行われたが、ちょうど地藏盆の時期でもあり連日参詣者が境内に群集したという。

入仏供養の様子を雑誌『禅宗』は「廿日には京津の信者参拝し、廿日には天台宗毘沙門堂門跡大僧正中山玄航師を始め付近の各宗寺院、廿日には南禅寺管長高源老大師始め南禅寺宗務本所の重役並びに派内寺院廿四名、廿三日は空也堂衆十三人来賓五十餘名にて以上の三日間は一般の参詣者へ甘酒の接待をなし来賓へは各自別席にて鄭重なる斎の饗応あり同地にては殆ど空前の盛筵なりき」¹⁴⁾と伝える。一般の参詣者が群集し近隣の各宗派の寺院が来賓として招かれ参列したことは、山科地藏堂が六地

蔵巡りという年中行事が執り行われる堂宇である所以であろう。

新しい地藏堂については「総檜材にて従前に比し四倍以上の廣さとなり堂内にて優に十人以上の読経に差し支へなきに至れり」¹⁵⁾と記されている。明治16年(1883)の『宇治郡寺院明細帳』には前身地藏堂の大きさが「方二尺五寸」とある。明治41年の「本堂改築御願」に「建物狭隘にして常に法要に支障を感じ候(中略)原形に法り之を廣大に建築致度候」¹⁶⁾とあることから、もとは山科地藏を祀る小堂であったが、再建を機に地藏堂の規模を拡大し、堂内で法要を執り行えるよう改築されたことがわかる。

4 地藏堂の建築

近世の地藏堂の様子は『拾遺都名所図会』や『伊勢参宮名所図会』に見ることができる。六角円堂の宝形造瓦葺で頂に宝珠を載せる構造形式は、明治41年に再建された山科地藏堂にも継承されている。

新しい地藏堂の建築様式は禅宗様を基本としている。軸部は檼造りで、粽をとった



図8 山科地藏堂

円柱を頭貫で繋ぎ、その上に台輪を廻し出組の組物を載せる。中備は中世寺院にその事例が見られる蓑束を配し、地覆長押や内法長押を打ち廻す。

正面は棧唐戸を嵌め藁座で受ける。正面棧唐戸の左右には引き違いの棧戸を配し、それぞれ内部には引き違いの障子を立てる。地藏堂内部の床は檜の拭板張り、天井は檜の鏡天井で上田萬秋の龍図が描かれている。

明治30年（1897）の古社寺保存法制定後、古代・中世の寺社を修理する中でその様式や意匠についての研究が進み、修理に関わった技師や建築家が設計した寺社建築には中世以前の様式に遡った復古的な意匠がよく見られる。山科地藏堂の意匠も、鎌倉・室町時代のものを倣った古風な表現となっている。

5 地藏堂の造営に関わった人物

5-1 設計者

地藏堂の再建の設計には安田時秀が関わっているとみられ、徳林庵には安田の作成した概算見積書や平面図が残されている（図9-11）。明治40年（1907）4月付け『地藏堂新築工費概算書』には、各工事の大きな仕様と工事費が記される。

安田時秀は東本願寺御影堂（京都市下京区）等の再建に携わった棟梁・伊藤平左衛門のもとで修行した後、明治30年より京都府の技術者として大報恩寺や醍醐寺等の修理工事に携わり、京都府を辞した後は仁和寺黒書院の移築設計や平安神宮尚美館の改築設計等を手掛けた。安田は寺社修理で

得た知見を地藏堂の設計に採り入れ、近代の仏堂の特徴である復古的な意匠の堂宇を建築したとみられる。

5-2 大工

地藏堂の工事費用は、安田の概算書を元に、横井勝次郎、津田吉五郎、野田音蔵の3人の大工が部材の数量を算出し見積書を



図9 「地藏堂平面五十分一之図」（附指定）
（徳林庵所蔵）

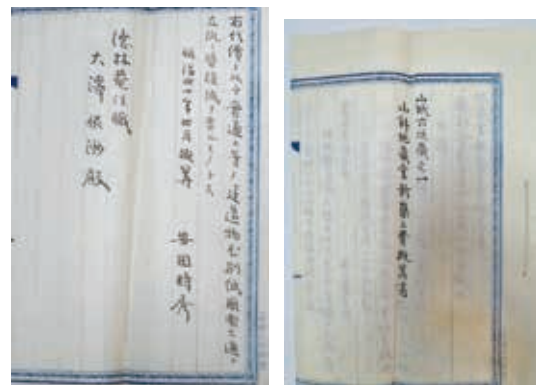


図10 「地藏堂新築工費概算書」（附指定）
（徳林庵所蔵）

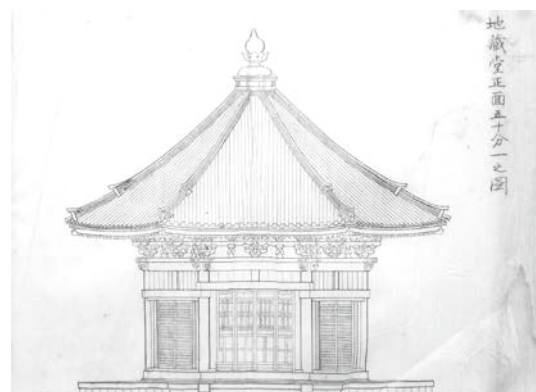


図11 「地藏堂正面五十分一之図」（歴彩館所蔵）

作成している。

横井勝次郎は、大津市下北国町の大工で、大津市京町の北川家住宅の増築（明治20年〈1887〉・国登録文化財）や大津魚忠（明治38年〈1905〉・国登録文化財）を手掛けた。津田吉五郎は大津市堅田の大工で、東近江市五個荘竜田町に所在する松居家住宅（旧五個荘郵便局）（大正14年〈1925〉・国登録文化財）を手掛けている。

野田音蔵は京都市伏見区の日本聖公会桃山基督教会（昭和12年〈1937〉）の造営に関わった。地藏堂の施工にどの大工が携わったのか、現時点では大工を特定する史料が見つからないが、横井勝次郎、津田吉五郎、野田音蔵はいずれも滋賀や伏見の近代和風建築を手がけ、明治から大正にかけて活躍した大工であることがわかる。

5-3 画家

地藏堂の鏡天井には龍図が描かれている（図12）。天井画が描かれた経緯は不明であるが、その落款から作者は上田萬秋であることがわかる。

上田萬秋は、明治2年（1868）京都で生まれ、今尾景年に師事した後、京都府立画学校を卒業した。内国勸業博覧会や新古美術展覧会に出品し、明治40年第一回文展に初入選した後度々入賞し、明治末期から昭和にかけて京都で活動した。地藏堂と同時期に再建工事が進められていた南禅寺法堂の鏡天井の雲龍図は、上田萬秋の師である日本画家今尾景年の筆である。地藏堂の天井画を上田萬秋が手がけることとなった経緯には、当時の南禅寺執事であった住職大澤協洲が関わっていたのかもしれない。



図12 地藏堂鏡天井の龍図

6 拝所

地藏堂の南に建つ拝所は近世の絵図には見られないが、近代以降、地藏堂の参詣しやすさを考慮し設けられたと考えられる。徳林庵が正式に地藏堂及びその土地を所有することになった後、明治17年9月に新築された¹⁷⁾が、柱の腐朽や軒の傾き等が顕著となったため、地藏堂の完成後、明治42年(1909)7月に現在の拝所改築が許可され同年12月15日に竣工¹⁸⁾している。

拝所は(図13)、柱間を吹き放し中央に六角形の石製香炉台を据え香炉を置く。香炉台には、地藏堂の寄進者に名を連ねた丹治直次郎の名が刻まれている(図14)。

拝所は頭貫を通した柱の上に平三斗を載せ、中備に雲の文様の蟄股、虹梁の上に大

瓶束、唐破風には兎毛通を飾るなど、地藏堂と比べ装飾的な要素が強く、木鼻の絵様も近世的な表現となっている(図15、16)。

拝所を手がけた設計者や大工は不明であるが、地藏堂とは違う人物であるとみられる。

7 茶所

通りに面する茶所は、かつて街道を往来した旅人の休憩所であった。明治20年、徳林庵の信徒総代である松村與三郎が茶所1棟とその敷地を寄進した。現在の入母屋造棧瓦葺の木造平屋の建物がこの時寄附されたものである。茶所は表より、旧街道に開放された土間とその奥に6畳間が配され



図13 拝所



図14 香炉台「施主 丹治直次郎」



図15 拝所の木鼻



図16 拝所の絵様

る。土間筋の東には表より6畳，床を備えた6畳の2間が配される。近年まで借家として人が住んでおり，土間奥の6畳の西に4.5畳の台所が増築されている。

宇治郡役所文書『寺院什物調 田畑山藪取調帳』（図17）¹⁹⁾には地藏堂周辺の配置図が添付されており，地藏堂の東に茶所が描かれている。『家屋臺帳 図面取調帳 四宮村』（図18）²⁰⁾に記載されている茶所の平面図は，現在の茶所の前身の建物で，

街道側から間口2間の土間があり，土間に接して2畳，その奥に4.5畳，縁と続く9坪の南北に長い建物である。

明治18年に松村與三郎が茶所と敷地を寄附していることから，土間筋の東に配される6畳の2間がこの時に増築され，さらに台所は後に増築されたことがわかる。

手前の土間部分には，石造のかまどが据え付けられている。このかまどには，「京順番定飛脚／問屋中／同宰領中／江戸定飛脚



図17 『寺院什物調 田畑山藪取調帳』
(歴史館所蔵)

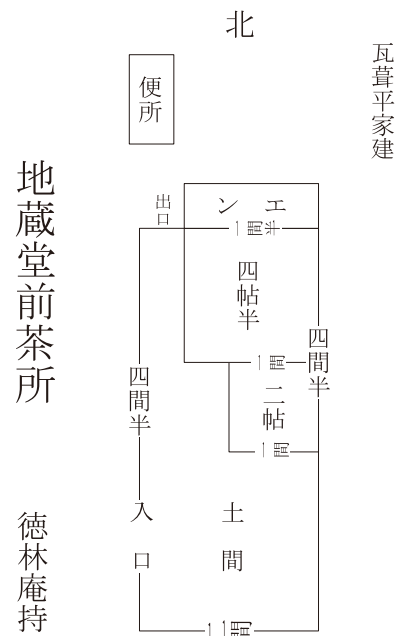


図18 茶所平面図
(『家屋臺帳 図面取調帳 四宮村』をもとに筆者作成)

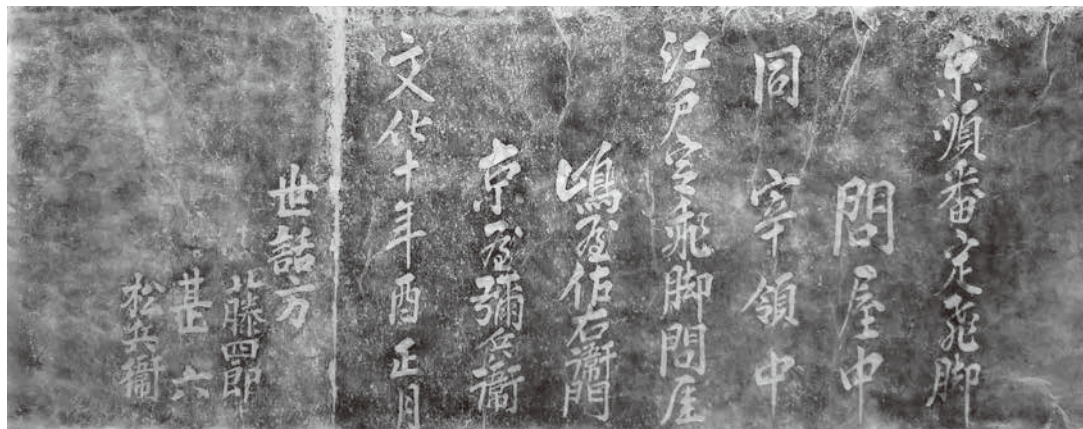


図19 かまど拓本

問屋／嶋屋佐右衛門／京屋彌兵衛／文化十年酉正月／世話方／藤四郎／甚六／松兵衛」と記されており、江戸や京都の飛脚が寄進したものであることがわかる（図19）。

かまどに記されている「江戸定飛脚問屋」とは「江戸定飛脚仲間」のことを指しており、当時は「九軒仲間」とも称した。

嶋屋佐右衛門と京屋彌兵衛はこの九軒仲間のうちの2軒である。天明2年（1782）九軒仲間は幕府により「江戸定飛脚問屋」の名称と御免株を持つことが許された。江戸定飛脚問屋の他に、京都の順番飛脚、大坂の三度飛脚も仲間が許されていたという。

羽釜には「京都三度宰領中」との銘が見えるが、この「三度」とは、月に3回定期

的に差し立てる三度飛脚のことであると思われる。宰領とは、道中一切の責任を負う荷物運搬の監督をするものである。

茶所のかまどや羽釜は、山科地藏が東海道において交通の要衝であったことを現在に伝える貴重な資料である。

8 井戸屋形

拝所の西の井戸は明治18年に松村與三郎により掘削されたもので、井戸屋形も同年に寄進された。井戸の南には、かつて荷物を運んでいた馬が休憩するために設置された石造の水呑場がある。

この水呑場の東面には「順番／定飛脚／宰領中／文政四巳年／六月吉日」（図20）、北面には「信者／片山茂左衛門／上田藤兵



図20 水呑場拓本（東面）

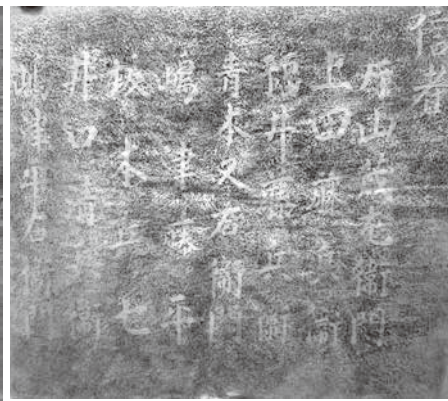


図21 水呑場拓本（北面）



図22 井桁の「丸に通」（東面）



図23 井桁（北面）



図24 井桁（西面）



図25 井戸屋形全景

衛／福井藤兵衛／青木又右衛門／島津藤平／坂本兵七／井口清兵衛／島津平右衛門」(図21)，西面には「奉納」の文字が彫られている。この水呑場は、茶所のかまどもにもみられた京順番定飛脚の宰領と山科地藏の信者が文政4年（1821）に寄進したものであることがわかる。

井戸と同じく明治18年に松村與三郎が寄進した石造の井桁の東面には「丸に通」の文字が彫られる（図22）。また井戸屋形や茶所の鬼瓦にも同様の文様が施されている。飛脚が所持していた道中鑑札には、「丸に通」の焼き印が押されており²¹⁾、飛脚の身分を証明するものとして使用された印であるとみられる。

また、井桁の北面には、井戸屋形の寄進に関わる「發起人／白井金八／當所／松村與三郎」(図23)，井桁の西面には「京都大坂／名古屋金澤／奥州上州／宰領中」(図24)とある。

現在の茶所や井戸屋形（図25）が建つ前の状況は不明であるが、これらの建物が飛脚と深い関わりがあったことがわかる。

9 おわりに

“六地藏巡り”で知られる山科地藏堂は、京都府の寺社修理に携わった技術者・安田時秀が関与したとみられ、近世の絵図に描かれた六角形の平面を持つ宝形造という基本的な構造形式は継承しつつ、近代寺社建築の特徴である復古的な意匠の堂宇として再建された。また、その周辺環境は、近世の東海道沿いの景観を現在に伝える貴重な歴史的景観を形成している。街道沿いに配された6体の地藏を巡拝する“六地藏巡り”という年中行事を理解する上においても、山科地藏堂とその周辺環境は一体として保存が図られるべきものである。

註

- 1) 「四の宮河原の地藏と徳林庵」大澤陽典『藤原弘道史學仏教學論集 乾』藤原弘道先生古希記念会，1973，p.136
- 2) 京都市『史料 京都の歴史11山科区』平凡社，1988.3，p.340
- 3) 大澤陽典は「四の宮河原の地藏と徳林庵」のなかで、徳林庵が四宮家の氏寺の因縁について、「旦那寺という意味ではなく、開山（雲英正怡禪師）が四宮家由縁の人物であり、その

- 住僧が四宮社の別当を兼ねたという関係から
のことであろう」(p.138)と推察している。
- 4) 前掲書2), p.348
 - 5) 「宇治郡社寺境内外区別原図 地券掛 明治5年度」京都府立京都学・歴史館所蔵
 - 6) 「宇治郡社寺境内外区別取調 徳林庵地理掛, 明治18年度」京都府立京都学・歴史館所蔵
 - 7) 『明治十六年調 宇治郡寺院明細帳』京都府立京都学・歴史館所蔵
 - 8) 『社寺明細帳附録三号』京都府立京都学・歴史館所蔵
 - 9) 『禅宗』第162号附録 禅定窟, 1908.9, 京都大学附属図書館所蔵
 - 10) 前掲書8) p.2
 - 11) 『大正四年大典ノ際ニ於ケル功労者調 大礼関係』京都府立京都学・歴史館所蔵
 - 12) 坂根彌兵衛は私立高等家政女学校を設立に関わった京都の金物商で地藏堂再建のうち宝行屋根の擬宝珠代として65円の寄付を行った。(『禅宗』第162号)
 - 13) 丹治直次郎は京都の織物商で, 明治38年(1905)に下京区鱗形町にあった自身の別荘を日露戦争孤児や貧困家庭の母子の救済のために開放し平安養育院を創設した。地藏堂再建のために50円を寄付, 拝所の石製香炉も寄進した。拝所の中央に設置された香炉には丹治直次郎の名が刻まれている(『禅宗』第162号)。『禅宗』第160号には, 篤志家の寺院建立として丹治直次郎が南陽院を独力再建した記事が掲載されている。
 - 14) 『禅宗』第162号 禅定窟, 1908.9, 京都大学附属図書館所蔵, p.73
 - 15) 前掲書14) p.73
 - 16) 前掲書14) p.73
 - 17) 『山城八郡 社寺明細帳附録 第壹号』(京都府立京都学・歴史館所蔵)に記載がある。
 - 18) 『第拾壹号 社寺明細帳附録』(京都府立京都学・歴史館所蔵)に記載がある。
 - 19) 宇治郡役所文書『寺院什物田畑山藪取調 帳 明治29年度』歴史館所蔵
 - 20) 「井上瑞穂家文書」京都市歴史資料館蔵の紙焼き写真で閲覧。
 - 21) 『日通二十年』(p.24)によると, 丸に通のマークの使い始めは定かではないが, 江戸中期に遡る事ができ, 現在わかっている中で最も古いものは享保14年(1729)姫路藩の飛脚が用いた道中鑑札で, 丸に通の焼印が押し込まれたものがあるという。

参考文献

- 1) 濱中寛淳『「京都六地藏巡り」の栞』龍門春秋舎, 1932.8
- 2) 日本通運株式会社『日通二十年』日本通運, 1957.3
- 3) 宮里立士『社史で見る日本経済史第62巻 日本通運株式会社事業大要』ゆまに書房, 2013.5
- 4) 巻島隆「定飛脚日記からみる飛脚問屋—「御用」記述に関する検討—」『郵政博物館研究紀要 第6巻』, 郵便歴史文化研究会, 2015.3
- 5) 桜井景雄『南禅寺史』法蔵館, 1977.6, pp.8-31
- 6) 杉本久英, 勝平宗徹, 桜井景雄『古寺巡礼 京都12 南禅寺』淡交社, 1977.4
- 7) 本庄栄治郎「飛脚ノ變遷(二, 完)」『経済論叢 5』京都帝国大学法科大学, 1917.9, pp.380-401
- 8) 小林雲山『評伝日本書画家辞典』柏書房, 1981.5
- 9) 『近代日本美術辞典』講談社, 1989.9

原戸 喜代里 (文化財保護課 文化財保護技師 (建造物担当))

戦後京都における歴史的建造物の移築による苑の造営 —建築愛好家が目指した小宇宙に関する試論—

石川 祐一

1 はじめに

近代の建築史の流れにおいて、家屋、茶室、庭園内の修景物などに供するため政財界人や文化人の邸宅に古い建物が移築された事例をしばしば確認することができる。生糸商として財を築いた実業家・原富太郎（三溪）が横浜・本牧の地に造営した「三溪園」は、数寄者・趣味人としての施主がその嗜好によって多数の歴史的な建物を収集、移築して造営した代表的な事例であろう。原三溪は明治35年（1902）から大正11年（1922）の三溪園完成を見るまでに約20年の歳月を費やしている¹⁾。スケールの相違はあれ、趣味人・愛好家が自らの嗜好を反映する小宇宙を形成するには、歳月の経過を要するのである。

戦後、民家集落博物館（昭和31年〈1956〉）、日本民家園（昭和42年〈1967〉）など大規模な民家園のほか、各地に文化財的な民家を移築して博物館的に公開する施設が設けられた²⁾。こうした状況を見ると、歴史的建造物の移築行為は文化財的な保存へと主たる場を譲ったように見える。

しかしながら、規模の大小を問わなければ趣味人、愛好家が古い建物を移築して自らの小宇宙をつくろうと試みた事例は散見される。また、身近な例で言えば、古民家

を活用する飲食店も文化財的保存とは異なる歴史的建造物の移築行為の一つである。

本稿では、戦後の京都において、歴史的な建造物を収集、移築することによって自らの嗜好を反映した苑を造営した事例を取り上げる。これらの事例はこれまで建築史のあるいは近代史的な考察の対象とならなかったが、近代の歴史における建築の側面からの一つの位相を示すものではないかと考えたからである。以降、戦後京都における4人の施主の企てを紹介し、趣味人・愛好家による熱情が残した作品群への評価についての試論としたい。

2 戦後京都の移築による 苑の造営事例

(1) 松山政雄と「しょうざん光悦芸術村」

「しょうざん光悦芸術村」は松山政雄（1911～1965）（写真1）によって造営された。松山は西陣の撚糸業の家に三男として生まれた。商業学校を卒業後、西陣の織物問屋に約10年間の奉公に出ている。その後、出



写真1 松山政雄肖像

征から復員し、昭和23年(1948)に織物製造業の「近畿織物」を設立し、昭和34年(1959)には「株式会社しょうざん」に改名している³⁾。「しょうざん」は松山の音読みに由来している。同社は絹織物に替えて毛織物による和装「ウールお召し」を販売し、売り上げを伸ばした。

政雄氏は、かつて光悦が工芸村を営んでいた地域に、「それよりもっと規模の大きい、美しい織物の楽園を完成しようという夢なのである」と述べる⁴⁾。江戸時代初期に鷹峯の地に本阿弥光悦によって「光悦村」が営まれたことは周知のとおりである。今日の語でいうプロデューサーとしての光悦の才覚は、分業によってつくられる西陣織物業者によって崇敬を集めたとされる。松山もまた現代の光悦村を築くという目標を有していた。

戦後の混乱期には、生活に困窮した少年たちを救護する施設として「少年の街」をつくるという志を抱いたというが、その後、経営事情の変化により構想は滞り、社会が政情の安定した時期となった頃には、利益の社会還元として「一大織物観光工場」を建設しようと決意したと語っている⁵⁾。

昭和20年代後半に京都市北区衣笠鏡石町の地に約3万坪の土地を入手し、造営を始めた。政雄氏は着物の展示会場と一般観光客の誘致施設を意図し、建築・庭園、宿泊施設の建設を始める。紙屋川沿いの敷地に庭園をつくり、苑内には移築された歴史的な建物や新築建物を建てていった。庭園(写真2)は造園家・中原正治が深く関与したもので、紙屋川の流れを利用しながら

ら、杉林や大型の石を配している。庭園完成以降も、プールや飲食店、宿泊施設が整備されて政雄氏の語った「観光工場」が造営されていった。また庭園の奥、敷地の北西部分には、従業員の宿舍や厚生施設も整備されていた。

○しょうざん光悦芸術村の建物・庭園

しょうざん光悦芸術村には、昭和20～50年代にかけて新築・移築した建物群が残る(表1)。次に各建物の概要を年代順に紹介したい⁶⁾。

昭和26年(1951)頃に茶室「聴松庵」(写真3)が移築された。大徳寺の塔頭で明治の廃仏毀釈によって廃絶した寸松庵ゆかりの茶室で、裏千家第11代家元・玄々斎の設計によるものと伝わっている。明治期に大徳寺山内から他所へ移築されていたものを、再移築したと考えられる。

「紫峰邸」(写真4～6)は、昭和30年(1955)に日本画家・榊原紫峰(1887～1971)の邸宅を移築したものである。昭和初期に大徳寺付近に建てられたものと伝わり、紫峰の履歴を参照すると、昭和14年(1939)の建築と推測される。移築後しばらくは松山家の居宅として使用されたという。真壁造の妻面に玄関を配する木造2階建、棧瓦葺の建物である。中廊下を有する平面であるが、住宅建築として平面に不自然な部分もあり、どの程度旧状を維持しているかは不詳である。また、和室や洋室を増築しており、増築部分の和室には後に移築される峰玉亭と共通する政雄氏の好む花頭窓や床廻りの意匠が見られる。南側は紙屋川が流れる谷に、鉄筋コンクリート

表1 しょうざん 移築建物一覧

移築(新築)年代	建物名称	構造形式	移築前用途
昭和26年(1951)	聴松庵移築	木造平屋建, 銅板葺	茶室
昭和30年(1955)	榊原紫峰邸移築	木造2階建, 瓦葺	住宅
昭和34年(1959)	千寿閣移築	木造2階建(当初は平屋か), 瓦葺	住宅
昭和37年(1962)	酒樽茶室移築(2棟)	木造平屋建, 茅葺	茶室
昭和39年(1964)	玉庵移築	木造平屋建, 瓦葺	茶室
昭和30年代	デザイン室移築(現存せず)	木造2階建, 瓦葺	住宅?
昭和40年(1965)頃	峰玉亭新築	木造平屋建, 瓦葺	—
昭和42年(1967)	涌泉閣移築(現存せず)	木造2階建, 瓦葺	住宅?
昭和53年(1977)	松峰邸移築	木造2階建, 瓦葺	町家



写真2 庭園



写真3 聴松庵



写真4 紫峰邸外観



写真5 紫峰邸和室



写真6 紫峰邸2階



写真7 紫峰邸テラス

造による人工地盤をつくりテラス（写真7）を設けており、欄干などには凝灰岩が用いられている。

昭和34年（1959）に日本画家・鈴木松年（1848～1918）が京都・双ヶ岡の麓に建てたとされる別荘（山荘）が移築され、「千寿閣」（写真8）と名付けられた。大正11年（1922）刊行の『松仙閣畫譜』⁷⁾によれば鈴木松年邸は、移築以前には「松仙閣」と呼ばれ、その一角に楼閣「星壽堂」が建てられていたことが分かる。現在、千寿閣の北側に同じく移築された2階建ての楼閣（写真9）が建っており、「星壽堂」の扁額が残されている。扁額には「大正癸丑」と年記があり、これは大正2年（1913）に当たるため、星壽堂を含む松仙閣の建築年代は、大正2年頃と推測される。

千寿閣は料亭として活用されたこともあり、明らかに増築部分（写真10）と確認される箇所も多く、移築時には大幅な改修が施されたと考えられる。移築以前の内部意匠が残る部分として、南東隅の2間続きの和室（写真11, 12）があり、特徴的な意匠を有する。上手室には残月風の上段に花頭窓を持つ付書院を設ける。また両室とも網代を用いた折上げ天井とする。室境の木彫欄間は、鳳凰をモチーフとして、その羽と雲が唐草文様風にうねる個性的な意匠である。下手側室の付書院上には、漢字を象った透かし欄間（写真13）が嵌められている。全体として中国趣味あるいは文人趣味が濃厚で、かつ創作性が感じられる。こうした特徴的な意匠は松年に由来する可能性が高いが、松山政雄氏の嗜好に合致するものであったのかもしれない。なお、足元

に凝灰岩を用いた門（写真14）は新築されたものである。

昭和37年（1962）には、「酒樽茶室」（写真15）2棟が移築された。酒樽を用いた円形の平面を基本とし、茅葺屋根を載せている。西陣の豪商が所有した山荘から移築されたという伝承が残る。茶事に際しては霧吹きで樽部分に酒を沁み込ませ、香りを楽しんだという。

続いて昭和39年（1964）、茶室「玉庵」（写真16）が移築される。茶室名が大徳寺第10代管長の清涼室歡溪紹忻老師の命名によることのみが伝わり、その来歴は不詳である。

また、当初の建築年代は不詳であるが、昭和30年代に洋風の外観意匠を有する住宅風の建物が移築され、デザイン室（現存せず）（写真17）として使用された。外部には凝灰岩を用いた増築がなされた。この建物は平安女学院に由来するものと伝わる。

松山政雄氏が「普請道楽」として最も腕を奮うことができたであろう建物が「峰玉亭」（写真18～20）である。木造平屋建、棧瓦葺の新築建物で、昭和37年に着工し、同40年（1965）頃に竣工したとされる。政雄氏の指示により、数寄屋大工が施工したと伝わるが、施工者は不詳である。迎賓施設を意図した建物である。

峰玉亭は新築物件であり、迎賓施設としての用途からも、施主の嗜好が随所に反映されたものと思われる。南側に玄関を設け、その脇に1室、玄関間の周囲に5室の和室を配する。この6室を縁廊下が囲む配置を中心とする平面（図1）である。一方、



写真8 千寿閣外観



写真9 千寿閣「星壽堂」



写真10 千寿閣増築部分



写真11 千寿閣和室



写真12 千寿閣和室2



写真13 千寿閣和室欄間



写真14 千寿閣門



写真15 酒樽茶室



写真16 玉庵



写真17 デザイン室



写真18 庭園と峰玉亭



写真19 峰玉亭外観



写真20 峰玉亭勝手口外観



写真21 峰玉亭応接室



写真22 玄関北東側室



写真23 玄関西側室

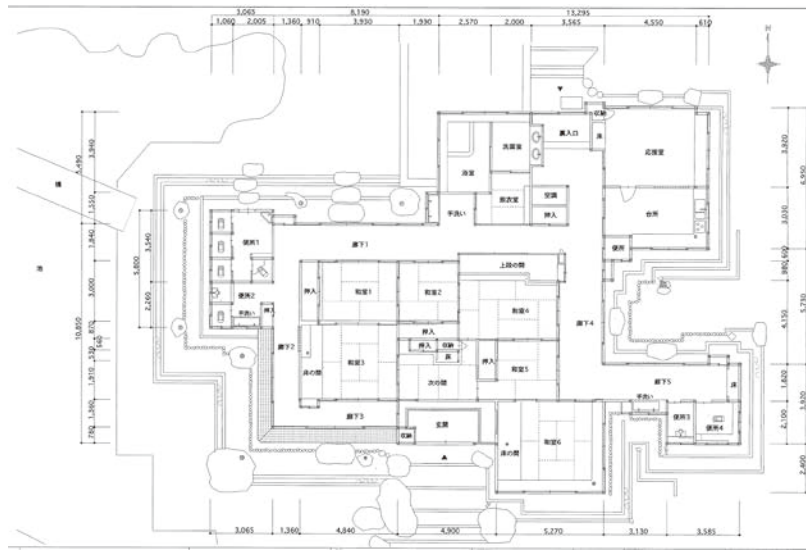


図1 峰玉亭平面図

北側の勝手口脇には応接室と、台所、浴室、洗面などの水回りが配されている。応接室(写真21)は絨毯敷で、天井には西洋の山荘風に太い化粧垂木を見せる一方、付書院や曲線の棧を用いた明り障子などにより、和洋折衷の意匠となっている。

6室の和室は、いずれも個性的な意匠を持つ。玄関室北東側の和室(写真22)は、極細の竹を並べて太い竹の化粧垂木で押える仕様で船底天井と落天井をつくる。須弥壇の格狭間に見られる蝙蝠型風の窓を配し付書院と折衷したような意匠の床が設けられている。建具には金襴地の襖が嵌められている。

玄関西側室(写真23)は、化粧の棟木と垂木に太い竹を用い、杉板を貼る天井である。この部屋の襖には近世に遡ると考えられる8面の金地著色の鶴図が用いられている。同東側の和室(写真24)も、化粧垂木に竹を用いて茶室風に3段の天井とする。建具には襖絵や金襴地の襖がはめられる。また、玄関脇の南東側室(写真25)は、二重の格天井で上段にはスギ材の細格子、下

段には竹材を用いて天井面をつくる。

廊下(写真26)は、北山丸太を用いた桁や長押、垂木、トチ材と思われる広葉樹による床板など、良質な材が多用されることが注目される。玄関廻り(写真27)も、織部焼の陶板を土間に用い、竹材による天井、蝙蝠型の窓、そして独特の曲線を描く小壁を使った床の間が配されている。

ここで取り上げたように、竹を用いる天井面、創作的な床廻りの装置、古美術を用いた襖絵(あるいは金襴地の襖)、良質な木部材の使用といった要素が建物全体を通して繰り返り多用され、峰玉亭の特徴的な意匠として指摘することができる。

峰玉亭の建築以降、昭和42年(1967)には、左京区北白川から移築して「涌泉閣」(現存せず)(写真28)が建てられた。2階建ての屋根に載る六角形の塔は、苑内を照らすための照明塔として増築されたもので、全体的に大きな改変が加えられたと考えられる。また、同53年(1978)には、京都市中京区西ノ京から、かつて材木問屋であった町家・大藪家を移築した。この建



写真24 玄関東側室



写真25 玄関南東側室



写真26 峰玉亭北側廊下



写真27 峰玉亭玄関内部



写真28 涌泉閣



写真29 松峰邸

物は「松峰邸」(写真29)と名付けられ、現在、飲食店として活用されている。

○松山政雄の建築表現

しょうざん光悦芸術村の建築群は、断続的にはあるが実に30年近くに渡って建築されてきたものである。それらの建築行為を単純に分類すれば、旧状を維持した移

築(茶室など)、大きな増改築を伴う移築(千寿閣、紫峰邸など)、新築(峰玉亭)の3つの手法が確認できよう。旧状を維持した移築と考えられる茶室・聴松庵に始まり、昭和30年代には千寿閣のように大きくアレンジが加えられた移築が見られるようになる。移築対象とした建物は、大徳寺ゆかりの茶室や日本画家の居宅などであっ

た。各茶室は政雄氏にゆかりのある、あるいは彼が評価する由緒を有していたのであろう。

また、現代の芸術村を目指す志を以てすれば、日本画家ゆかりの建物を収集することは極めて効果的な手法であるし、美術収集家として芸術界とのつながりを有していた政雄氏ならば、取壊しを待つ建物の動向を捉えることができた可能施は高い。

昭和37年(1962)には、自らの嗜好を自由に反映できる峰玉亭の新築に取り掛かることになる。政雄氏は建物に関する自らの嗜好について「建物の大きなものは寺院式か城式になる。寺院は闇く、城は武張りすぎる。」と述べ、「そのいずれにも片寄らぬ壮麗な建物」をつくることを目指したと伝わっている⁸⁾。自由な建築表現を許された峰玉亭の特徴から、政雄氏の建築的嗜好を推察すると、前述したように、竹の多用、創作的な装置や意匠(床廻り装置、蝙蝠型の窓など)、収集した古美術の使用(襖絵など)、金色の強調(金地の襖など)、良質な部材や仕上げといった点をあげることができよう。金色の色調、床廻りの意匠、床板などの良材の使用には桃山期の書院造のような華やかさ、竹の多用や北山丸太の使用などには数寄屋造の味わいが認められよう。しかしながら、そうした歴史的な様式を超えて、政雄氏が「本物」であると認めた部材や仕様にこだわった結果、独特の創作的な意匠にたどり着いているように感じられる⁹⁾。

なお、政雄氏の和風建築の表現に無国籍な味わいを与える要素として、各所に繰り返し用いられている凝灰岩の使用を付け加

えておきたい。

(2) 市田三喜雄と「きもの工芸村」

(旧秀粹庭園)

市田三喜雄は、加悦町(現京都府与謝野町)に生まれ、半襟問屋、紡績会社での勤務を経て、昭和27年(1952)に中京区の新町通に本社を構える染呉服商「秀粹」を創業した¹⁰⁾。秀粹は昭和42年(1967)、北区上賀茂の総面積約1万平米の敷地に「きもの工芸村」(写真30)を開業した。この施設には酒蔵を移築した「愛染倉(あざくら)」が建ち、その後この建物名が庭園全体の呼称として通用するようになったようである。施設の中心となるのは旧酒蔵である「愛染倉」と、新築された「染織文化館」で、これらは同社商品の総合展示場として使用された。このほか、いずれも移築物件である茶席「翠風館」、「飛騨高史家」と、石造物による庭園、竹林などによって全体が庭園として整備されていた(写真31)¹¹⁾。

現在は公開施設としては閉業し、かつ所有権が移転しており、「旧秀粹庭園」の名称で「京都を彩る建物や庭園」に選定されている。

「愛染倉」は近鉄奈良駅付近で営業していた造り酒屋「きくや」の建物を移築したものである。「きくや」は創業が秀吉の時代と伝承された老舗酒造店で、「大黒蔵」「飢饉蔵」など多くの蔵を構えていたとされる。近鉄奈良駅の地下化工事のため立ち退きとなり、建物の取壊しが決まっていたが、市田三喜雄氏の目に止まり解体・移築がなされることになった。移築がなされたのは、主屋(写真32)、飢饉蔵、北蔵(写

真33)の3棟で、北蔵は大黒蔵を構成した一部に当たる。移築当時に確認されている伝承では、飢饉蔵、北蔵は天保年間(1830～1844)の建築とされた。主屋は享保年間の建物と伝承されていたが、明治15年(1882)に当たる「紀元貳千五百四拾貳年」を上棟とする棟札が旧秀粹庭園内に保存されており、主屋のものである可能性が考えられる¹²⁾。移築後の玄関は、建物の側面に改変されている。これらの移築は、熊倉工務店により施工された¹³⁾。

主屋部分には囲炉裏(写真34)が設けられているが、奈良の町家に見られることはなく、明らかに移築時に付加されたものであろう。さらに大谷石で炉辺をつくり、囲炉裏を境に段差を設けた意匠は、民芸運動の陶芸家である河井寛次郎が好んだものである。また、酒蔵部分の古色仕上げを施した黒い木部と白い漆喰壁のコントラストは、現役の醸造業の蔵というよりも、戦後の「民芸風」建築に頻出する意匠を連想させる。

移築を施工した熊倉工務店の施主・熊倉吉太良は、民芸運動に影響を受け、民芸の意匠を採用した幾つかの作品を残したことが確認されている。民芸資料館が付設されたことなどから、施主が「民芸風」意匠の採用を意図したことが推測され、かつ、その意図を実現する施工者が選ばれたとも考えられる。

「高史家」(写真35)は飛騨・高山(岐阜県高山市)から移築された民家で、天保14年(1843)の建築と伝わっている。昭和48年(1973)に移築された。当初は板葺であったと考えられる平屋建ての建物であ

る。8畳大の旧厩部分を座敷に改変したとされる。移築前の平面は不詳であるが、複数の室を繋げて大きな広間空間(写真36)が確保されたようであり、小屋裏にも2階室が設けられている。

「翠風閣」(写真37)は京都・小松原の地にあった医師・福井貞憲の邸宅に建っていた「溪凝堂」と呼ばれる建物を、昭和45年(1970)に移築したものとされる。貞憲は幕末から明治にかけての医師で、孝明天皇、明治天皇の御典医をつとめたことで知られる。溪凝堂は明治13年(1880)の建築と伝わる数寄屋で、茶席として用いられたとされ、移築後に翠風閣と名付けられた。主室(写真38)は格天井で、2畳半の蹴込床の落し掛けに曲線を有する磨き丸太を用いた特徴的な意匠を有する。

高史家と翠風閣は敷地北側の斜面の鉄筋コンクリート造の人工地盤上に建ち、南側に京都の町並みを見下ろすロケーションを造営している。

「旧秀粹庭園」は染呉服商が総合展示場として造営した施設で、歴史的建造物の移築に新築物件を付加し、造園を施すことによって形成されている。一連の移築がなされた昭和40年代は高度経済成長期に当たり、開発によって様々な局面において多数の歴史的建造物が失われていった時期である。市田三喜雄氏は失われつつある歴史的な建造物に着目し、その歴史性を展示場の構成要素として活用したと言えよう。

(3) 上田堪一郎(堪庵)と「野仏庵」

○古美術収集と歴史的建造物の入手

数寄者、美術愛好家であった上田堪一郎



写真30 入口



写真31 庭園



写真32 愛染倉旧主屋



写真33 愛染倉旧酒蔵



写真34 囲炉裏



写真35 高史家外観



写真36 高史家内部



写真37 翠風閣外観



写真38 翠風閣主室



写真39 上田堪一郎（堪庵）肖像



写真40 順正書院外観



写真41 順正書院上段の間

(堪庵) (1906～1996) (写真39) の造営した庭園である。上田堪一郎氏は、綿布問屋などでの勤務を経て、昭和22年(1947)に織物製造販売業の大洋織物会社を設立した¹⁴⁾。西陣毛織工業同業組合の理事長などもつとめている。古美術を愛好していた堪一郎氏は、その後織物業で築いた財を美術品収集等に注ぎ、数寄者としても知られるに至った。

堪一郎氏は昭和22年、南禅寺門前に「順正書院」(写真40, 41)を購入した。順正書院は幕末の医師・新宮涼庭が蘭方医を育成した講堂に由来するもので、江戸後期に遡る建物が残っている。購入時点で順正

書院に残されていた襖絵、欄間彫刻、杉戸絵を生かしながら、自身のコレクションを建物内に配置したという¹⁵⁾。

順正書院は堪一郎氏の数寄者としての活動の場となった。このとき客人をもてなすために振舞っていた湯豆腐が好評を博し、昭和37年(1962)に湯豆腐店「順正」(株式会社順正)を創業する契機となったとされる。



写真42 旧松風嘉定邸



写真43 野仏庵主屋外観



写真44 野仏庵主屋庭側外観

順正書院を入手した後、昭和32年(1957)には、京都国立博物館開館60周年の記念事業として、堪一郎氏は同博物館内に自身の号を付した茶室「堪庵」を寄贈している¹⁶⁾。8畳の広間を中心とした主屋部分の奥に大徳寺真珠庵の「庭玉軒」を写したとされる3畳の茶室「堪庵」が配されている。同建物が全くの新築なのか、移築行為によるものかの詳細は不明であるが、堪庵としての数々の「普請」の始まりに当たると推測される。

昭和51年(1976)には清水坂に所在する旧松風嘉定邸(写真42)を購入した。この建物は清水焼の窯元に由来して義歯や磚子などの生産で事業を拡大した松風陶器の経営者の居宅である。当初は洋館(大正9年<1920>頃建築)と和館とから構成されていたが、堪一郎氏の入手時には、建築

家・武田五一の設計による洋館のみが残っていた。旧松風邸はその後、清水順正(現順正おかべ家)として湯豆腐料理店の店舗として活用されることとなった。

○「野仏庵」の造営

昭和47年(1972)に左京区一乗寺の詩仙堂近くに土地を入手した堪一郎氏は、庭園の造営を始めた。各地から歴史的な建造物を収集・移築することで、昭和51年(1976)頃には苑がひとまず完成し、「野仏庵」と名付けられた。これまでも順正書院を入手し、茶室を建築していたが、野仏庵への着手によって建築の収集による自らの小宇宙の造営を始めることになった¹⁷⁾。

中心となる主屋(写真43, 44)は、京都市伏見区羽束師の庄屋であった金谷家の建物を昭和46年(1971)に解体し、同51年に移築したものである。江戸末期の建築とされているが詳細は不明である。この主屋の座敷上手に、南禅寺付近から移築した茶室「雨月庵」(写真45)を接続した。雨月庵は上田秋成の居室の一部であったと伝えられ、秋成墓所の近くに残されていたものとされる建物である。5畳半の広さで縄目のついた床柱や竹の落し掛けなどに煎茶

趣味が認められる。

移築前の主屋建物は2列6室の平面であったと推測されるが、上手部分に雨月庵を接続し、当初の小屋裏部分にも2階居室が設けられている。また、土間部分への部屋の増築、囲炉裏（写真46）の設置など、随所に堪一郎氏の嗜好によるアレンジがなされたと考えられる。

「陶庵席」（写真47）と表門（写真48）は、西園寺公望が明治末に隠棲した須知村（現京都府京丹波町）の森家から移築されたものとされる。茶室の名は公望の号である「陶庵」に因む。陶庵席は茅葺の屋根を載せた二畳中板の茶室である。

また、芦屋市に所在した小林家の敷地内に建っていた「幽扉席」（写真49、50）と、



写真45 雨月庵



写真46 野仏庵主屋囲炉裏の間



写真47 陶庵席



写真48 表門



写真49 幽扉席外観



写真50 幽扉席茶室

同家主屋の2階部分の茶室を移築した「堪庵」(写真51, 52)が残る。これら2棟の茶室は接続して移築されており、現在は「幽扉席」の名で呼ばれている。小林家は栗おこしで知られる菓子老舗「あみだ池大黒」の経営者の居宅であった。いずれの茶室も堪庵の好みによってアレンジが加えられている。この他、腰掛や持仏堂(写真53)などが残る。

なお、野仏庵の敷地内には京都民藝館という陳列施設が併設されていた時期があり、古美術とともに古い民具が所蔵されていた。数寄者である堪一郎氏が民芸運動と直接的に接していたという痕跡はないが、民芸品と称することの可能な品の収集や民家の移築には、戦後における民芸運動の広がりや意匠としての「民芸風」の流布の影響が感じられる。

野仏庵は、堪一郎氏が由緒を認めた茶室を主とした建物を移築する行為によって造営された。しかし由緒ある建物をそのまま移すのではなく、そこに堪一郎氏自身の嗜好を表現することが重要とされたと考えられる。順正書院という由緒ある建物を入手することから、茶室の建設を経て、コレクションした建物群に嗜好を加えながら苑として構築していく作業によようやく至ったのが野仏庵であると言えるのかもしれない。野仏庵は数寄者としての茶の湯を行う場であり、そのために自らの古美術コレクションを飾る小宇宙であった。

(4) 幡新守也と「銅閣」

○本宅の造営

幡新守也・呑庵(1924～2008)(写真



写真51 幽扉席の堪庵部分



写真52 幽扉席の堪庵部分



写真53 腰掛, 持仏堂

54) は、鳥取県西伯郡成実村(現米子市)の出身で、京都帝国大学入学後、学徒動員により出征している。敗戦による復員後、京都大学文学部哲学科を卒業し、大学の講師などをつとめながら所有する不動産を活用したアパート経営を行った。アパートの



写真54 幡新守也（呑庵）肖像



写真55 永楽庵外観



写真56 永楽庵茶室

建設に際しては、後述する銅閣の事例と同様に、自ら図面を引いて設計を行っていたと伝わる。

家族からの聞取りや登記簿資料から確認すると、守也氏が古い建物を移築し、いわゆる「普請道楽」の世界へと踏み入ったのは、昭和26年（1951）に下鴨の高野川の畔に土地を入手してからである。当初、家族のための居宅として「洋館」を建てようと考えていた守也氏は、滋賀県の彦根の旧家に残る茶室「永楽庵」を見て翻意し、同年に移築した。その後、古い日本建築を次々に移築するなどして自らの小宇宙としての居宅を築いていった¹⁸⁾。

聞取りによれば、守也氏が歴史的な建造物の移築へと向かった経緯として以下のようなエピソードが伝わっている。敗戦後、日本人の価値観の急激な方向転換に混乱していた守也氏は、同じく第二次大戦の敗戦を経験したドイツ人牧師と接する機会があり、その際の会話から、「ドイツは二度の敗戦に遭ったが、カントあり、ゲーテあり、ベートーベンあり、誇りを失うことはない。」という感想を得たと後に家族に語っ

たという。あるいはこうした会話は京都大学の哲学科においてなされた可能性もあるとされる。

いずれにせよ、「日本人には何があるのか？」と自問していた際、彦根に残る旧家の建物を見かけて日本の建築や庭園の素晴らしさを見出したと伝わっている。これらが守也氏の内面で醸成された後に語られたストーリーであると考えたとしても、戦後の伝統的な日本文化への価値観の動揺に際して、その価値を再発見したことがその後の建築行為に向かう契機となったと確認しても良いであろう。

さて、この茶室「永楽庵」（写真55、56）は彦根の富豪・西田庄助の邸宅に建てたものだが、大正年間に貞明皇后に献じられた茶室と同じ仕様の建物が残されていたものとされる。相国寺慈照院に伝わる願神室と同様に4畳半下座床とするが、願神室

において千宗室の像が飾られ道庫となっている部分に、永楽庵では異例の3枚障子の貴人口を供えた2畳間があるところに特色があるとされている¹⁹⁾。また、永楽庵の供待として用いられた「竹傘亭」(写真57)も、一括して彦根の西田家から移築されたものと伝わる。

永楽庵と同時期、守也氏は木造平屋建ての建物を移築する。これは実業家・谷川茂(某)氏が母のために京都・大原の地に建てた茶室を移築したものと伝わる。この建物は龍光院の密庵を写したものと言われ、残されている扁額から「奉坊庵」(写真58, 59)と呼ばれている。なお、谷川茂(某)は、京都・大原出身の実業家・谷川茂次郎(1862～1940)である可能性も充分考えられるが、詳細は不明である²⁰⁾。

その後、昭和39年(1964)頃には、守也氏の夫人の実家・山本家離れなどの部材を用いて建物(写真60)を建てている。山本家は元々東九条(南区東九条)の地に拠を構える商家であった。この山本家離れは戦後に建てられたもので、平屋建であったという。その後、織田家離れが取り壊される際に部材を入手し、2階部分として移築(増築)したと伝わっている。織田家(写真61)は六条通西洞院の地で米穀商を営み、



写真57 竹傘亭屋根



写真58 奉坊庵外観



写真59 奉坊庵内部



写真60 旧山本家離れ・旧織田家



写真61 旧織田家移築前

移築された建物は御大礼の年、昭和3年(1928)に建築されたものとされる。

また、ほぼ同様の時期に、同じく山本家の建物(山本敏家主屋)を移築している。これは昭和9~10年(1934~1935)頃に建築された木造2階建の建物である。和風を基調とする住宅建築(写真62)であるが、2階部分には洋室(写真63)が設けられている。また、2階の4畳半和室(写真64, 65)の天井には瓦版の版木と矢が貼り付けられている。これは守也氏が御弓師の柴田勘十郎氏から譲り受けて天井装飾に用いたものと伝わる。こうした守也氏の嗜好によるアレンジと思われる意匠がこの建

物には随所に確認される。

○銅閣の造営

深泥池を望む上賀茂地区の高台に銅閣は建っている。守也氏は昭和37年(1962)に知人から同敷地を購入した。敷地の南側にアパートを建設したが、大きな建物が建てるのが難しい北側斜面は、しばらくの間資材置き場として使用していたという。やがて残された土地は、守也氏の普請道楽の場となっていく。昭和40年代には物集女(京都府向日市)の民家を敷地の一角に移築する。また、昭和47年(1972)頃には下鴨の地にあった山岡家の茶室である



写真62 旧山本家主屋2階座敷



写真64 旧山本家主屋2階和室



写真63 旧山本家主屋2階洋室



写真65 旧山本家主屋2階和室天井



写真66 南方庵（移築前）



写真67 南方庵（移築工事中）



写真68 南方庵

「南方庵」(写真66～68)を移築している。

平成元年（1989）には敷地の中心に銅閣（写真69～74）を建築する。守也氏は東山区（粟田通三条下る）の地で営業していた旅館「吉水庵」が廃業するのに伴い敷地内に建つ茶室が取り壊されるのを耳にし、その部材を入手した。この「吉水庵」とは法然上人が営んだ吉水草庵に因む命名である。茶室もその由緒を受け継ぐものであるという伝承に加え、用いられていた「まっすぐな樫の天井」に守也氏は心動かされたという。1階には同旅館の別の建物の部材を、2階に茶室の部材を移築して、3階は新築することにより、3階（3層）建ての楼閣が建築された。3階屋根には富山県高岡市の鋳造業者に発注した鋳物の鳳凰が載せられている。

守也氏は家族に対して、「寝殿造の金閣、書院造の銀閣に対して、数寄屋造の楼閣を建てたい」と語り、「銅閣」と名付けたことが確認される。茶室部材を用いた2階（写

真73, 74）にはねじれのあるナンテンを用いた床が配され、守也氏が意図した数寄屋造の空間となっている。その縁廊下からは京都の町を見下ろすことができ、この眺めもまた守也氏の求めたものであったであろう。なお銅閣への入口となる木造の門（写真75）は、第二京阪の建設により立ち退きとなった民家の門を、同時期に移築したものとされる。

銅閣の建築に際して、守也氏は多数の図面（写真76～79）を残している。これらによってその設計行為の様子を垣間見ることができる。数十枚の図面には、平面図、屋根伏図、天井伏図、床伏図、各部材の仕様書などが確認できる。それらはプロの建築業者のものに比べれば見劣りするものの、決して稚拙な走り書きではない。普請道楽の施主が大工に指示を与えながらその



写真69 建設中の銅閣



写真70 銅閣全景



写真71 銅閣外観



写真72 銅閣上層部分



写真73 銅閣第2層内部



写真74 銅閣第2層縁部分



写真75 表門

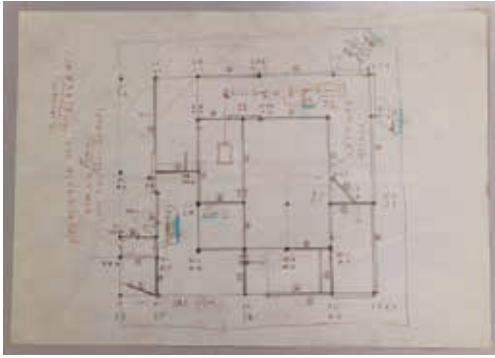


写真76 銅閣設計資料 (平面図)

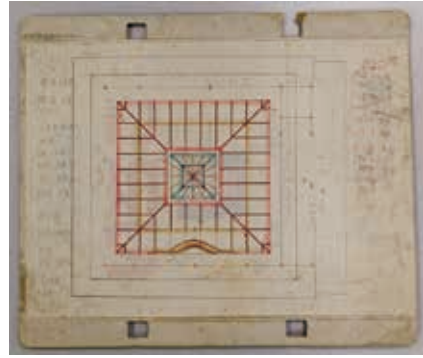


写真77 銅閣設計資料 (屋根伏図)

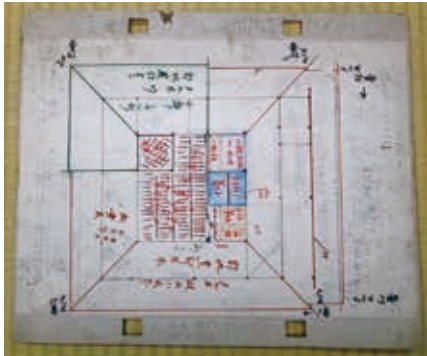


写真78 銅閣設計資料 (天井伏図)



写真79 銅閣設計資料 (階段部詳細)

構想を実現していくといった範疇を超えて、自ら図面化することで建築的な構築を示していることを指摘することができる。図面類の中にはカレンダーやチラシ、包装紙の裏面に描かれたものも多々見られる。思い浮かんだ構想を、その場で書き留めたものもあったであろうことが想像され、守也氏の銅閣建設に対する熱情が偲ばれる。

守也氏の移築行為は、日本の伝統を体現する茶室との出会いから始まった。その後も家族にゆかりのある建物など、消失に直面した建物を失われゆく日本の遺産として入手して残していったようだ。それらの移築には守也氏の創作が大きく加えられたものも見られ、建築表現でもあった。銅閣に至ってその創作的な要素は一段と増加し、移築という手法を用いてはいるものの新築設計行為に近いものとなっている。

3 戦後京都における繊維産業の 繁栄による遺産の形成

こうした建築行為には2つの側面を確認することができよう。社会的な活動と、個人的な表現行為という2つの側面である。前者は歴史的に位置付けることが可能であろう。

しょうざん光悦芸術村、旧秀粋庭園は、西陣織物業者が展示・観光施設としての用途を意図して造営したものである。殊に和装産業にとって不可欠であった展示施設としての用途が必要とされたものと言える。従来も和装製品の展観が寺院や町家など歴史的建造物やホールなどで行われることも多かったが、魅力的な展示施設を自ら所有することには大きな利点があったと考えられる。さらに、飲食店や宿泊施設を併設す

ることにより、観光施設として運営することも可能となる。

前述した事例のほか、繊維産業による庭園の造営事例としては、紙屋川庭園（現アマン京都）（写真80, 81）をあげることができる。西陣の織屋・浅野織物を営む浅野家が3代にわたって京都市北区大北山鷲峰町の地に造営した庭園である。しょうざん光悦芸術村と同様に鷹峯に程近い立地で、近世の光悦村を意識したものと考えられる。当初の計画では、昭和26年（1951）頃から作庭が始まり、昭和49年（1974）頃まで石積や石組の築造がなされ、昭和50年代後半まで植栽など手が加えられ続けたとされる²¹⁾。

庭園内には建物も構想されたというが、その建築には至らなかった。城郭を意識したような巨石を用いた石垣（写真82）や、古墳の石室を模した貯水施設（写真83）などが特徴的で、伝統的な和風庭園の意匠とは異なる独特の美意識が見いだされる。

西陣織の出荷額は、高度経済成長期に急激に増加し、昭和50年代後半から昭和60年代前半（平成初期）にピークを迎えている²²⁾。しょうざん光悦芸術村、旧秀粹庭園、紙屋川庭園の事例は、織物産業の繁栄に伴うものである。さらに、上田堪一郎氏による野仏庵造営などの活動も、織物業による財を背景としている。

また、高度経済成長やその後の「列島改



写真80 紙屋川庭園苑路



写真81 紙屋川庭園石段



写真82 紙屋川庭園石垣



写真83 紙屋川庭園石室風貯水施設

造ブーム」が起きた時期、各地で開発のために歴史的建造物が急速に失われていった。文化財としての評価を得て現地保存や各地の民家園などへ移築された建物を例外として、大部分は商業用途などに活用されるほかには救われる道はなかったであろう。そうした状況も戦後の趣味人・愛好家が歴史的な建物を入手することを容易にした筈である。あるいは、消失の危機に直面する歴史的な建造物が多かったことにより、新築行為よりも容易に歴史性を表現できる移築という行為を可能にしたと言えるのかもしれない。

このように、戦後の西陣を中心とする繊維産業の繁栄によって、展示・観光施設を意図した苑の造営がなされたことを確認できよう。さらに、高度経済成長による急速な開発が、苑の造営に必要な歴史的な建造物の入手する際の環境要因となったと言える。

4 趣味人・愛好家による 移築行為についての試論

前述のような展示・観光施設といった商業的用途を意図したものに対して、野仏庵や銅閣は私的な空間であり、この相違が苑の造営に異なる表現を与えたであろう。だが、その点を踏まえた上で、趣味人・愛好家としての嗜好を表現する行為には、本来、本質的な違いがないように思える。

今回取り上げた事例においても、松山政雄氏による書院造や数寄屋造を包含した独特の意匠や、市田三喜雄氏による民芸への嗜好、上田堪一郎氏による数寄者としての

好み、幡新守也氏による自らのアイデアを実現するためのプリコラージュ的な表現の意匠など、個人的な嗜好の表現は各様ではある。その一方で、4人の施主が主たる手法として、歴史的な建物を移築し、集積していく手法を選んでいることが重要である。

嗜好に適う建物を収集していくことは、長い期間を要する行為である。庭園の造営が長い時間をかけて行われ、しばしばその完成時期が明確でないことがある。4人の施主による苑の造営も同様であり、熱情とそれを実行できる条件が続く限り、完成を見ない行為であったであろう。

さらに、移築には自らの審美眼に敵う出会いが必要であり、厳密な設計図に基づいてシステムティックにそれを実現する行為とは程遠いものである。言わば、長い時間をかけながらプリコラージュ的に実現していくものであろう。

さて、移築という行為には、由緒を評価し自らの所有とすることと、自らの嗜好によって由緒を再構成して創作へと変えること、という側面があろう。4つの事例から分かるように、旧状を留めた移築、アレンジを加えた移築、複数の物件を組み合わせる移築など、その度合いは様々であり、よって移築行為における自己表現の度合いも様々である。さらに大きく見れば、由緒ある建物の所有者となる段階から、移築による所有、移築行為に際しての創作的表現、そして全面的な創作である新築行為へとこの段階を見ることも可能ではないか。そして、こうした自己表現の度合いの違いは、施主による表現への探求の歩みでもあ

る。

趣味人・愛好家の建築作品というとき、嗜好の反映の方法、設計行為への関与の仕方は多用かつ異なる深度を持つものである。その考察は複雑かつ錯綜したものとなり、本稿の範疇には手に余るものである。ここでは、移築による趣味人・愛好家の建築表現ということに注目した試論として筆を置きたいと思う。移築という行為は様々な制約が伴う一方、新築では実現することが難しい創造性をも有するからであり、建築の専門家ではない趣味人・愛好家にとって親しみ易い行為であるとともに、魅力的でもあろうからである。

註

- 1) 西和夫『三溪園の建築と原三溪』(有隣堂(有隣新書), 2012), 鈴木博之「三溪園と原富太郎」『建築の遺伝子』(王国社, 2007) pp.147-174などを参照した。
- 2) 太田博太郎『歴史的風土の保存』(彰国社, 1981), 古江亮仁『日本民家園物語』(多摩川新聞社, 1996), 光井渉『日本の歴史的建造物 社寺・城郭・近代建築の保存と活用』(中央公論新社(中公新書), 2021)などを参照。
- 3) 信用交換所京都本社編『京都繊維界紳士録』(1956)。p270。
- 4) 松山政雄「織物の楽園」『経済往来』16(11)(経済往来社, 1964年11月) pp.142-144。
- 5) 前掲載4)の他、『実業の日本』69(21)(実業之日本社, 1966年11月) pp.33-34を参照した。
- 6) 各建物の由来や移築・建築年代については、パンフレット「四季と語らう やわらぎの郷 しょうざん」((株)しょうざん発行)の他、(株)しょうざんの國本忠氏からの聞き取りをもとにしている。また、「京都を彩る建物や庭園認定候補調査報告書 しょうざん光悦芸術村」(2021年3月, NPO法人古材文化の会 伝統建築保存活用マネージャー会: 竹山奈乙雪, 山村恵子, 中田貴子ほか)における峰玉亭, 紫峰邸, 千寿閣, 聴松庵, 玉庵の実測図面等を参照した。
- 7) 藤本文僊編集『松仙閣畫譜』(福祿会, 1922)。
- 8) 邑井操「本物で勝負する 万事に徹した秀吉としょうざん社長 松山政雄」『現代の秀吉』(銀河新書, 大和書房, 1964) p221。
- 9) 前掲載8) pp.221-223 や「主なき迎賓館 しょうざん峰玉亭」((株)しょうざん発行)では、松山政雄氏が建築に際して良材や古典に該当する古美術に強くこだわった点を指摘している。
- 10) 前掲3) p44。
- 11) 「きもの工芸村がオープン」『国会画報』28(5)(麴町出版, 1986年5月) p41。「洛北に森林公園オープン」『国会画報』32(5)(麴町出版, 1990年5月) pp.40-41。
- 12) 旧秀粹庭園内に残る棟札, 資料, 解説板などによる。
- 13) 「会館「愛染倉」」『ひろば』48(近畿建築士会協議会, 1968年4月) p9。石川祐一『近代建築の夜明け 京都・熊倉工務店 洋風住宅建築の歴史』(淡交社, 2006) pp.92-93。
- 14) 前掲3) p57。
- 15) 邑木千以「愛蔵辯あり七〇 上田堪一郎氏」『日本美術工芸』248(日本美術工芸社, 1959年5月) pp.26-32。
- 16) 京都国立博物館編『京都国立博物館百年史』(1997年) p212。
- 17) 野仏庵に残る建物の由来と評価については、中村昌生「野仏庵」『新住宅』426(新住宅社, 1982年11月) pp.67-72, 同「野仏庵(2)」『新住宅』427(新住宅社, 1982年12月) pp.67-72, 矢ヶ崎善太郎「煎茶趣味の建築と庭園 調査報告(その5)」(煎茶研究会, 2010年7月15日資料)に基づいている。この他、株式会社順正の大西隆氏からの聞き取りを参照している。
- 18) 幡新守也氏の来歴や建物の移築に関しては、御子息である幡新大実氏からの聞き取りに基づいている。

- 19) 中村昌生「茶席夜話 427 幡新家の永楽」『同門』506 (表千家同門会, 2013年9月) pp.8-9。
- 20) 「奉坊庵」の扁額は、「龍寶傳衣」の署名などから、大徳寺488世全提要宗の筆と考えられることを幡新大実氏から示唆を受けた。聞取りによれば、この茶室の所有者であった谷川茂(某)は、東尋坊で自殺を図ったが、妻の一言により翻意して事業を成功させたため、「奉坊」の語を用いたと伝わる。
谷川茂次郎については、『谷川運輸倉庫株式会社創業100年史 新たなる出発、100年を礎に』(谷川運輸倉庫株式会社, 2001)を参照。
- 21) 白砂伸夫「オーナーが織り上げた庭園美学 紙屋川庭園」『ランドスケープデザイン』4(マルモ出版, 1996年5月) pp.26-33。造園年代は、昭和26年(1951)に浅野家が土地を取得し、昭和36年(1961)の航空写真では既に造成がなされていることによる。また、昭和49年(1974)の航空写真では石積みなども完成していることが確認される。
- 22) 西陣工業組合編『西陣年鑑』1985年(1986), 同『西陣年鑑』1990年(1990), 同『西陣年鑑』1993年付年史(1993), 西陣工業組合広報委員会編『西陣年鑑』2003年付年史(2003)から西陣織出荷額推移を参照した。

図版出典

写真1:(株)しょうざん提供

写真2~38, 40~53, 55~60, 62~65, 68, 70~75, 82~83:著者撮影

写真39:順正(株)提供

写真54, 61, 66~67, 69, 76~79:幡新大実氏所蔵資料を著者撮影

写真80~81:アマン京都提供

図1:NPO法人古材文化の会 伝統建築保存活用マネージャー会:竹山奈乙雪, 山村恵子, 中田貴子ほか作成。

表1:著者作成

いしかわ ゆういち
石川 祐一 (文化財保護課 主任 (建造物担当))

かぐや姫竹御殿と長野清助 — 京都を彩る建物と庭園制度における認定調査とその後 —

永松 尚

1 はじめに

平成23年度の秋の制定後，“京都を彩る建物や庭園”制度における認定候補建物について、我々文化財マネージャーによる調査は翌年の同24年度から始まり、この令和3年度で10期目を迎えた。

京都の歴史や文化を象徴し、京都市民が財産として残したいと思う建物や庭園をリスト化し、保存・活用・継承についての気運を市民ぐるみで高めようとするこの制度は、市民からの公募によって推薦された建物や庭園が審査会を経て所有者の同意を得ることで“選定”建物となるが、このうち特に価値が高いと評価されたものが“認定”建物として位置付けられる。自薦・他薦によって選定された建物のうち、文化財や景観系の既定の制度によって指定・登録されている建物である場合を除き、“価値が高い”ことを認めるための調査・考察が必要とされ、文化財マネージャーもこの作業を担う機会を得てきた。昨年度までに手掛けた認定のための調査は77件、建物の様式や形態、用途は多岐にわたる。文化財建造物のウェイティングリストとしていわば“文化財予備軍”としての性質を持つ未指定・未登録の“認定”候補となる建物であるが、その評価が難しいと思われるケース

も経験した。平成29年度末に認定を受けた「かぐや姫竹御殿」がその例である。

様式や工法、用途といった基本的な部分での類別や評価が疑問視されるなかで、手掛けた人物の熱意と施された技術の巧妙さは他に類を見ず、その精華ともいえる空間は、京都の歴史や文化的な要素の個々を“彩る”と形容するこの制度において、一定の評価を得る資格を有するものと考え、更にはその評価を後世に伝えることは意義深いものとして、平成27年、当時選定件数が最も少なかった西京区において、推薦のためのまち歩きを実践するにあたり筆者が推薦した（写真1）。

本稿では、平成29年度に認定調査を実施し、平成30年1月末に提出した「京都を彩る建物や庭園認定調査（以下、認定調査という）報告書「かぐや姫竹御殿」¹⁾を基に、この特異な空間とその作者である長



写真1 平成27年の西京区まち歩きでの往訪

野清助についての記述を引用するとともに、認定後の建物と所有者周辺の状況確認とともに、再調査等による新出資料からの知見等について紹介し、これらに関する文化財マネージャーとしての関わりについても報告する。

2 かぐや姫竹御殿

建築の概要と特長

かぐや姫竹御殿は、西京区の北東部に位置し、京都府道29号線旧道の松尾交差点より松尾小学校の北側の道を西へ、標高差10m余の丘陵地を緩やかに上った松尾万石町に建つ。道を挟んだ斜向かいのバス停が苔寺・すず虫寺行の終点であることを示すように、北に臨済宗華嚴寺（通称“鈴虫寺”）が、西に臨済宗西芳寺（通称“苔寺”）が、南の山田北ノ町には、地藏院（通称“竹の寺”）が伽藍を構える。いずれも歩いて数

分の距離にあり、これら観光客で賑わう人気の3寺に囲まれるように、かぐや姫竹御殿は道に面して楼門と平屋建の付属棟が建ち、奥に客殿（廁棟が付属）、御殿等の小規模な建造物が建つ屋敷構えである（図1）。

[楼門]（写真2～5）

西側に道路に面した平屋建の居室を設けた棟を付属する2層建の楼門は、屋根は入母屋造とし、5寸ほどの厚さで葺いた萱の上に鉄板を葺く。1層目は、2尺余ほどの大径のカエデ類のシャレ変木の切丸太を2本の柱として建て、その上に1本の大梁と台輪を廻し、これを西側は平屋建棟の東端の軸組が、東側は拳大の自然石を埋め込んだ化粧モルタルによる左官仕上げとして庭に張り出した袖壁によって2階を支える。門の扉は、約1寸幅の割竹を用いた木賊張りの框戸とし、扉の上部の天井との間にもシャレ木変木を渡し下り壁の代わりに見立て、“かぐや姫竹御殿”と書かれた扁額が掛

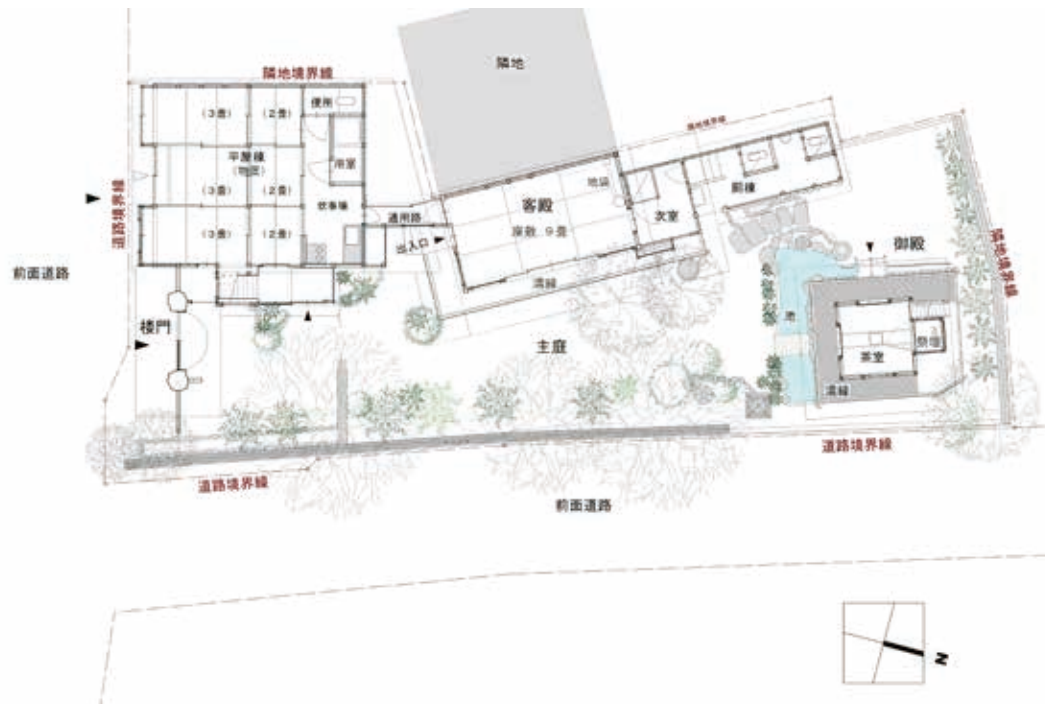


図1 配置図兼各棟平面図

ける。外部に高欄を廻した2層目は、間口2間弱、奥行き1間半弱の広さを持ち、いずれも3つの柱間で構成している。南側正面は両側の柱間に明り取りの花頭窓を設け、中央には窓枠にシャレ変木を用いた枝を飾り付け山水画の樹木のようにかたどられた窓を設け、北面は3つの柱間を均等に割り付け、東側と中央に花頭窓を設ける。通常は漆喰や土塗とする壁の部分と花頭枠の全ては、7～8分角ほどに細かく切った竹片を貼った仕上げとする。これは“散らし貼り”と呼ばれる技法である。竹を小さいものでは3分角ほどから大きいものでは1寸角ほどの小片に刻み、下地となる板材にカゼインという乳化剤を用いてモザイクタイルのように貼り込んだこの仕上げは、

かぐや姫竹御殿を手掛けた長野清助が考案し得意とした技法であることから、本人の名前を用いて古くから知る者の間では“清助貼り”とも呼ばれる（認定調査報告書に合わせて本稿でもこの呼称を用いる。）

楼門の2層目内部は、床は板張りで、下地材のようなもので天井が張られた程度であるが、軸柱を隠した大壁は竹の網代を割竹で押さえた仕上げとする。調査当時は、物置きとして使われており、長野清助が試作として製作した模型や家具、工具などが置かれたままであった。

西側の平屋棟は、屋根は切妻造で棧瓦を葺き、軒先は鎌唐草瓦を用い、更に軒下には一続きの板庇を設ける。南面の外壁は、楼門の2層目と同様に3つの柱間である



写真2 楼門と付属棟（平屋棟）



写真3 楼門 外観南面2階



写真4 楼門 外観南面1階



写真5 外観楼門 北面

が、それぞれが異なった意匠を持つ。東、西側は出格子を設けており、そのうち東側の出格子の表面には花頭窓を開けた化粧の仕上げが合わさる。ここでも壁、窓枠共に“清助貼り”を施し、また窓枠内には下方を末広がり竹の面格子をはめる。中央の柱間は、引違い戸を設けるなど、外装に関する様々な習作を行ったものと推測する。

楼門をくぐると左手すぐに平屋建付属棟妻側が接する。2層目への階段下に当たるこの部分には開口を設け、来館者の受け付けとした。

付属棟の内部は、外観正面の3つの柱間に合わせた3畳の室を3列に並べ、その北側も同様に2畳の室を並べた細かく区画した間取りを持つ。付属棟は当初からこの場所にあった建物と思われるが、棟札も見つかっておらず、本来の用途なども不明である。

【客殿】(写真6～13)

付属棟の北側に客殿が建つ。通路で繋がっているがわずかに床が高く、高欄を持つ濡縁が強調された外観を有する。

屋根は、楼門と同様に5寸ほどの厚みの萱葺きを波板鉄板で覆い、更にその上に萱に例えた穂先の細い竹箒に用いるような竹の枝を束ねたもので葺く。形状は、客殿が西側隣家の土蔵に接続して建てられているため、東向きとした片流れを基本とするが、一方で南北両妻からそれぞれ南、北向きの流れの軒屋根が続く。主庭側から軒先の反りのラインだけを見ると、宇治上神社拝殿の優美な縹破風の屋根に似せたようにも感じる。特異な形状であるが故、この独特の納め方は適切な水勾配を得るのが難し

く、当初から波板鉄板で覆う必要があったと考える。

軒裏は孟宗竹を用い、2寸半ほどの径の丸竹を垂木として架け、直交して1寸幅の平割材を裏板として見せる。

外部の壁廻りは、柱は角竹を割り開いたもので、鴨居も平割の竹でそれぞれ被覆した化粧を施し、更に半割竹を長押として廻している。外壁は、全てに“清助貼り”を施すが、長押を境に竹片の大きさを変え、花頭窓の枠廻りの竹片には煤竹を用いるなど、色調や質感に変化が加わる。

東面北端に取り付く戸袋の表面は、孟宗竹を細かく割き開いた木賊張りとし、その手前の吊り灯籠の腰廻りまで“清助貼り”を施すなど精緻な作業が細部に及ぶ。

東、南側に廻る濡縁は、奥行きが1尺半とやや狭く、床には1寸角の竹片を用いた“清助貼り”を敷き詰める。高欄は大径の亀甲竹で組み、足元の地覆や縁框等の木軸部位にも外壁の柱と同様の角竹の平割や戸袋と同様の木賊貼りとするなど面的な加工材を用い竹の意匠で覆い尽くしている。

内部の間取りは、9畳ほどの座敷と北側に3畳ほどの次室があり、更に北側の厩棟に続く。座敷の天井は舟底天井とし、大径



写真6 客殿 軒裏

の孟宗竹の晒竹を棟木に用い、辺の長い矢羽根網みの網代を貼った天井は飴色の光沢が美しい。廻り縁は、棟木に合わせて1寸半ほどの径の孟宗竹の晒竹を用いている。

座敷の壁にも“清助貼り”を施すが、晒竹と煤竹を織り交ぜた木片を用い、混色の色調を生み出している。この壁に対し、柱は半割にした亀甲竹の晒竹で被覆しており、色調、形共に強調したものとなっている一方で、付鴨居は紋竹を用いており、壁の風合いになじませている。部屋の開口部は、東面の主庭に面した4枚建て開口の他、南面に2箇所、北面に前述の付属間へ1箇所の出入口を設ける。南面は内部通用口としての片開戸と外部からの出入口としての片引戸の2箇所、北面の次室への出入口は引込戸で花頭口の形としている。それぞれの開口枠は、付鴨居と同様の紋竹を廻して、いずれの出入口の扉も壁と同じ混色の“清助貼り”を施す。

また、部屋の北西隅には、皮付き切丸太と木賊貼り、胡麻竹の角竹等を用いた地袋棚を作り付け、その上に竹を用いた鷹の彫像が飾りとして付く。内部には、細かな木片の“清助貼り”で全体を仕上げた座卓テーブル、網代で編んだ火鉢の覆い、渡月橋を描いた竹による切り絵細工とも言うべき大きな円形の壁飾り、その他衝立等の什器・備品類の全てにおいて竹に拘った長野清助の作品で満たした空間である。

北側の次室には、竹を菱格子に編んだ下地窓を設け、更に連なる厠棟の内外部も“清助貼り”と木賊貼りによる仕上げが多くを占める。



写真7 客殿 外観東面



写真8 客殿 戸袋と吊り灯籠



写真9 客殿 濡縁, 高欄



写真10 客殿 主庭より内部を見る



写真11 客殿 座敷内部北面



写真12 客殿 左写真拡大



写真13 客殿 内部より主庭を見る

【御殿】(写真14～20)

御殿は、かぐや姫像が納められた建物で、“かぐや姫竹御殿”と呼ばれる由縁である。後述のように金閣寺に対するオマージュでもある。当初は、茶室と銘打って建てられた建物であり(従って、1層目の室名については、報告書、添付図面において茶室と記した)、敷地の北奥に位置し、主庭に面した南面を正面とし、西面に内部への入口を構え、北面にはかぐや姫像が鎮座する祭壇を張り出し、その西横に北面外部から2階への小さな階段を備える。4面共3つの柱間とし、1層目は中央を3尺余、両側を2尺余、2層目は、中央2尺余、両側を1尺半の間口としたきわめて小さな塔状の建造物である。

屋根は、反りが大きな方形を架け、客殿と同様に萱葺きの上に波板鉄板で押さえ、更に竹の細い枝を葺く。頂部には実際の金閣寺と同様に鳳凰の像を載せている。朽ちた木の根を用いて作ったものらしい。軒先の鼻隠しは、1寸ほどの幅に細く平割とした孟宗竹による木賊張りをを用いることで平らな面的な部分を表現し、淀に当たる部分には、角竹を平割としたものを再び角筒のように合わせてることで、より角を強調している。軒裏では、垂木を大径の孟宗竹とし、裏板部分には客殿と同様に1寸ほどの幅の平割の竹を垂木と直交方向に流している。反りを強調した見事な技巧である。

外壁は、全て1寸角ほどの“清助貼り”を施すことで統一しているが、晒竹と紋竹を混ぜ合わせている。また、1層目は4面それぞれに開口を設けるが、南、西面と北、東面では手法が異なる。



写真14 御殿 2層目外観西面



写真15 御殿 1層目外観西面(出入口)



写真16 御殿 外観南面(正面)



写真17 御殿 1層目内部 傘張り天井



写真18 御殿 1層目内部東面



写真19 御殿 1層目内部床

正面となる南面と出入口とする西面は、柱を角竹で被覆し、中央の柱間には亀甲竹による変竹の鴨居を架け、無目敷居には孟宗竹の角竹や半割竹を渡す。南面の両側の柱間の壁には、花頭窓を模した明り取りを開ける。亀甲竹の変竹を用いた花頭枠であるため、形が一樣ではないが素材の形を活かした意匠である。北、東面は、竹材による化粧を施さず木軸の柱を表しとしているが、東面と凸出した祭壇の北面には、細かな木片による“清助貼り”で枠を施した花頭窓とする。

外周に設けた濡縁は、切目縁方向に5分ほどの幅の平割材を用いた木賊貼りを床に敷き、高欄は楼門と同様に桧を用い、架木

のみ四隅を跳高欄とする。高欄を支える束と足固めは、亀甲竹を組む。

2層目の外観は、階段が取り付く北面以外は、統一された外観であり、4面共、中央の柱間を腰窓の開口とし、両側の柱間の壁に1層目南面と同様の亀甲竹の変竹を枠とした花頭窓を開けている。中央の腰窓には、菱格子による棧をはめ、また南面に関しては、窓台やまぐさには亀甲竹の変竹を用いており正面を特化している。縁高欄の意匠は1層目と同様である。

1層目内部は、1寸角の角竹を曲げ6尺弱ほど径の外輪を作り、その内側に細い竹の枝を貼り並べ傘張り天井とする。放射状のこの意匠は、枝の節が強調されており、

勢いを感じさせる造形である。更に、中心には小幅板を曲げ1尺半ほどの径の内輪を作り、文字通り電灯の笠とした。この内輪の内側の笠の部分と外輪の外側は“清助貼り”で仕上げ、廻り縁には紋竹の角竹を用いている。

柱、壁は、共に外部と同様とし、角竹で被覆した柱と晒竹と班竹を混ぜ合わせた木片を用いた“清助貼り”を施した壁で揃える。また、北面の祭壇を拝する開口部のまぐさも、南正面の外部と同様に亀甲竹を渡している。祭壇との間にはガラスをはめ、平割の紋竹で四周を押さえる。

床は、特寸の長尺の畳が敷かれ、部屋の中央には炉が切っており、四半割の胡麻竹の炉枠を廻す。

西の出入口の引戸、南面の引分戸は、共に木製の下地に細かく編んだ染煤竹の網代を平割の材を用いた中棧で押さえ、腰板を

壁と共材による“清助貼り”を施す。

祭壇の内部に鎮座するかぐや姫像は、当時京都で有名な仏師が手掛けた。

この御殿の外観については、南、西面は全てを竹にこだわり、更に正面となる南面には意匠要素を増やした一方で、北、東面は木軸の柱に被覆を施していない。主庭から入口へかけて見掛けとなる面と、裏側となる面とを区分し、適度に加減するという合理的な一面も備えている。

[主庭]

外構は、楼門をくぐり、菱格子に組んだ竹柵を越え、客殿の東側から御殿の西側の入口前へと一続きの主庭を構える。

敷地東側の道路境界線上の塀として建てられた柵の一部は老朽化が進み、平割の竹を横に貼り詰めた畳一枚ほどの大きさの枠組板状にしたもの改変されているが、その他の部分から北側の隣地境界にかけては、



写真20 客殿 主庭より内部を見る

下地板を間に挟み、両面を竹の枝穂を横に貼ったものを半割の竹で押さえた、いわゆる桂垣を模した竣工当初の竹塀が多く残る。

植栽は密ではないが、大きく枝を張った高木の2本のモミジと古いカキの木と共に、自生する孟宗竹が四季を問わず主庭を覆う。昔は亀甲竹も生えることもあったという。周辺の寺院のように作り込まれたものではないが、御殿の正面の池の手前には、細い破竹、布袋竹が柵のように生え、これの竹の並びを左右両側に分け、御殿南面中央の瀟洒な柱間を通して、奥に鎮座するかぐや姫像を望むという、楼門からの視軸が明確にした庭である。

3 竹職人・長野清助

昭和初期から頭角を現し、やがて“昭和の名工”とも呼ばれ、前述のようにかぐや姫竹御殿の建設を手掛けた竹職人、長野清助（写真21）は、現在では、まさしく“知る人ぞ知る”人物である。認定調査に着手した当時は、掲載された新聞記事²⁾や愛好者によるホームページ等の投稿においては、概ね、“竹工の名人長野清助が昭和初期から27年かけて一人で作った”という決まり文句の表記ばかりが目立ち、建築の時期や経緯等はもちろん、人物像等を含む詳細な記述はほとんど見当たらず、確実となる資料は探し出せずいた。従って、認定調査報告書では、当時、維持・管理を担われていた孫の長野忠生氏によって保管されていた昭和40年代頃までの古写真の判別や過去に行った京都市内の竹材店の店主な

どからのヒヤリング内容に基づき、わずかではあるが長野清助とかぐや姫竹御殿について整理し、巷間に伝わる風説を改めた内容に過ぎない。この項も以下、前項同様に当時の調査報告書に記述した内容の一部を再掲を基本とするが、本稿の執筆を機に新たに知りえた興味深い点について加筆する。

長野清助の出自等については、「明治20年（1887）、香川県善通寺市の近くで生まれ育ち、やがて、かの地で当初は畳職人として腕を磨き、地元はその名を残している。兵役を終えた後、大正14年（1925）に京都へ転出、長野清助が38歳の頃である。この年の8月に畳製造機の実用新案を得ている（当時、登録89326号）（後述）。」と認定調査報告書に記述した。この時点では、過去に瀬戸内地方の新聞社に取材を受けた事実、及びその記事の内容に関する長野忠生氏の記憶を辿ったものでしかなかったが、本稿の執筆に際しての再調査において、同氏の保管資料の中からかぐや姫竹御殿の完成と長野清助についての記事が第一



写真21 製作中の長野清助

面を飾る当時の紙面が見つかった。記事は、昭和40年（1965）7月5日付けの旬刊「瀬戸内新聞」（写真22）²⁾に掲載されており、出生については普通寺市に違いないが、「若くして愛媛県川之江市（現四国中央市）の長野家の婿養子となり同家を継ぎ、同市上分町で畳商を営んでいた」と書

かれている。当時、畳職人として名を残したという点についても、「一旦座敷に敷き込んだら、誰もはがすことが出来なかった」とあり、記事が書かれた昭和40年当時に「伊予三島（現四国中央市）村松町の株式会社森川房太郎商店³⁾の本座敷20畳二間及び廻廊下」に長野清助が手掛けた畳

瀬戸内新聞 昭和40年(1965)7月5日(月曜日) (旬刊)

京都新名所、竹の家、落成!

日本の名人「竹取の翁」
それは長野清助翁!
川之江市上分町出身

各局テレビで放送ノ



一介の畳職人から身を起す!



参議院議員選即夜開票結果

西川産婦人科新築
七月五日移転診療

完全看護・附添不要

株式会社竹清商店
を築き上げる!

土肥硝子工業株式会社

硝子加工工場完成

民権社会の実現
地方行政の刷新
土愛の歴史の革新

六六日誌

トケイ
横内

写真22 長野清助とかぐや姫御殿に関する記事／旬刊瀬戸内新聞（昭和40年7月5日付）

が大切に残されているとの記述がある。同社は伊予産紙の伝統を受け継ぐ老舗企業であり、現在は森川株式会社として発展を遂げ、社屋は同市内で場所を変えているが、上記建物は現存する。現社長森川信彦氏によれば、明治末期に店が発展すると同時に増えた商用客のための接待・宿泊用として普請されたものである。重厚な屋根、扇垂木が組まれた軒、座敷床の間の床框に黒檀が使用されているといった特徴を持つ屋敷で、敷地内には本瓦を葺いた付属棟も残るという。着目すべき点は、この建物は新築ではなく、長野清助の婿入り先である前述の川之江市上分町にあった屋敷を購入し移築したものだということである。このことで何等かの縁があり、長野清助が畳職として関与したと推察する。

その他、記事では人物像についての描写

が殊勝で「生来芸術家の素質をもち、器用な清助翁は、一片の侠骨をもち、斗酒なお辞せず、三味線、小唄はもとより芸道百般にも通じ、性、恬淡無慾、豪放磊落、天衣無縫、自由奔放」といった字句を羅列し、波乱万丈数奇な運命を辿ったことを記している。

認定調査報告書における京都への移転後についての「右京区太秦、北区下総へ住まいを変え、職もいくつかを経て竹職人を生業とした。」との記述については、今回、前述の畳製造機の実用新案の登録証（写真23）も見つかり、住所地に太秦の地名が記されていることでその一端を確認することができた。

また、“波乱万丈数奇な運命”については、竹に精通した職人となるまでの経緯を赤裸々に暴いている。記事によれば大正末

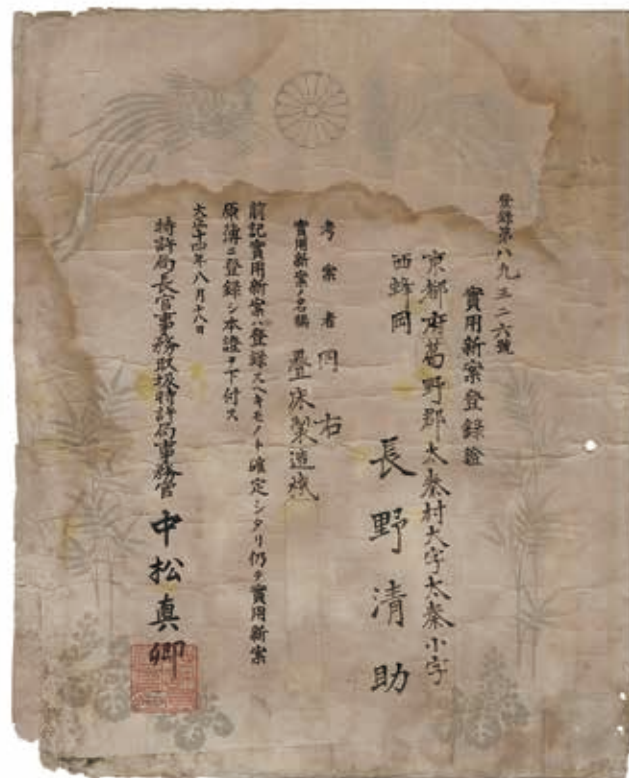


写真23 “畳床製造機” 實用新案登録証

期に京都へ移転した後、嵐山近辺で大きな畳商を営んでいたが、間もなく昭和3年(1928)京都帝国大学裏門前の百万遍に帝大生を目当てに割烹“万大屋”を開業した。親分肌の酒豪であった長野清助が多くの帝大生と友人となるには時間を要せず、共に飲み共に談じ、肝胆相照なほど親密となった学生からは勘定を求めないどころか、商売を忘れて彼らを引き連れ、祇園や先斗町へ繰り出し、綺麗どころを並べるなどの豪遊に興じた。その果てに“万大屋”は3年足らずで店を閉じる羽目となり、家財道具の一切に赤紙を貼られるに至り破産したが、孤軍奮闘し10年ほど後に再起した…等々の顛末を記している。

これらの記述によって認定調査時においては謎であった、竹職人となる前の長野清助の人物像として、実用新案を取得するほどの畳商から竹職人へ至った転職の経緯の一端や、什器類の創作活動において大正末期から昭和初期にかけてのこの時期に京都で華々しく展開された「民芸運動」との関連の有無について気配さえ感じることができなかった理由を解明することができた。更に記事では割烹“万大屋”について、「二階建の木造家屋を竹材一式の家に改装した。」ことが記され、このことが「清助翁が竹と取り組むようになったきっかけ」であるとまとめていることも貴重な傍証である。

鮮明で具体的な記述内容であることは、取材した記者が長野清助の遠縁にあたり、且つ、花街へ連れ出された帝大生のなかの一人であったこともその理由であろう。かぐや姫竹御殿の建設中の経緯等に関する特

筆すべき記述はないが、壮年期の長野清助の動向を至近距離から望見した記事は、認定調査報告書ではわずか数十年ほどの過去のことでありながら希薄であった部分を補完するに十分な資料である。

昭和14年(1939)、51歳となった長野清助は南区唐橋西寺町に居を構え、竹清商店⁴⁾という屋号の竹細工の工房を開き再起する。竹職人となってからの長野清助は、誰よりも竹に惚れ込んだと自負していたと言われ、巧みな技巧を持つ職人として活躍する。その技は、単に竹を編むなどとして作られた茶道具や日用品等の道具としての竹細工の工芸品といったものではなく、竹という素材を様々な形や大きさに加工を施すことによって自由な造形を生み出し、大胆な意匠に挑戦するものであった。銘竹が持つ素材の良さを活かす技もあれば、一見して竹が由来とは思えぬ表情を持つものもあり、特に建築の内外のあらゆる部分の演出を高めるものとして料亭や邸宅の普請に重宝され、その技を残した。希代の竹職人であった。

この頃、再起とともに長野清助は、松尾の地を選び、早くもかぐや姫竹御殿の建築に着想している。桂川の西岸は桂離宮や松尾大社など古くから月に因んだ名所が伝わり、また、近くの地藏院という古刹が“竹の寺”と通称されるなど、一帯が現在以上に竹林に囲まれていた。後に“竹取翁”とも呼ばれた長野清助は、『竹取物語』の文献についても独自に探究し造詣を深めたと伝わる。物語の舞台がこの辺りであると論じた記録は残っていないが、以後、生業の傍らで材料を集め、準備を進めたと伝わり、

少なくとも、創作活動の上で欠かせない竹という材料を得ることにおいて容易であることも、この地を求めた理由の一つであると考えられなくもない。

昭和25年（1950）、長野清助62歳の頃、自宅を西大路駅の南側の西平垣町へ転居し、その直後あたりから、楼門の普請に取り掛かった。

同年7月2日未明に起きた、金閣寺（鹿苑寺舍利殿）の焼失事件は、長野清助とかぐや姫竹御殿にも大きな影響を与えた。その美しい姿を眺めるために通い続けたほど心酔していたため、この事件を非常に悲観したが、再興を祈念し、金閣寺を自身が得意とする技を用い竹で作ることを思い描き、自らの構想のなかに、御殿の増設として計画に含めたと伝わる。

昭和30年（1955）、68歳となった長野清助は、竹清商店を株式会社として法人登記し、社長を息子の長野晋に継がせ、それまで以上に自身の創作活動に時間を割いた。客殿の普請に着手した時期はこの前後である。そして70歳を越えた頃、松尾万石町の現場に移り住み、かぐや姫竹御殿の普請に力を注いだ。前掲の図面において楼門に付属した平屋の棟に炊事場や浴室・便所といった設備が配置されているが、この時期に増床された。巷間の“隠棲しての建築”説もこの当時を知る一部の人々によって拡散されたと推察する。

昭和40年（1965）8月、長野清助は喜寿を迎える。作業中の現場で祝いを受けた写姿（写真）も残る。翌昭和41年秋、昭和30年代後半に最後に着手した御殿が完成した。“27年かけて一人で作った”と多く

うたわれていた巷間諸説について、確かであるとは断定できないと忠生氏も述べているが、竹職人として再起し、竹清商店を創業した年から数えると27年であり、この期間を示したもので間違いない。即ち“竹の商いを始めてから”，或いは“着想から27年”が正確な解釈である。

この完成から間もない昭和42年（1967）、長野清助逝去、5月に葬儀が執り行われた。享年78歳で、前月の4月1日に御殿を新築建物として登記した直後の



写真24 模型制作中の長野清助



写真25 清水寺を模したモックアップ

ことである。

生前の長野清助は、この一連のかぐや姫竹御殿の普請について、「完成はなく、更に作り続ける。」と口にしていただけと忠生氏は回想する。傍らに清水寺の模型が置かれた部屋で金閣寺をモチーフとした細かな作業を熟す姿（前掲写真21）や御殿が完成したばかりの主庭に清水寺を模した懸造りのモックアップを建てその前で別の模型を手掛ける姿（写真24）が残る。長野清助が金閣寺の次に清水寺をオマージュとした空間を作ろうと決めていたことも大いに考えられる。このモックアップは、遺作としてしばらくそのまま置かれていた（写真25）。

4 かぐや姫竹御殿のその後

長野清助亡き後、かぐや姫竹御殿は親族達によって公開を始め、長野晋の妻・と称（2文字でトネと読む）が管理者となった。竹清商店も後年は竹細工のみならず、木工芸品なども手掛けながら、晋が社長を続け、その息子・清和（忠生氏の兄）と共に管理の一端を担った。初期の頃は、晋の広い交友関係によって懇意にしていた著名人



写真26 茶会の様子

などを招いた茶会（写真26）⁵¹等の賑やかな催事の時と使われることや、テレビの取材を受けることもあったという。

平成9年、長野晋死去、清和も既に故人であったため、と称の負担を忠生氏が補佐した。平成25年には、長く病床にあったと称も死去し、忠生氏が管理者となった。

以後、長野忠生氏が管理し、その妻芳子氏が補佐を担う形で一般への公開が続けた。長野清助の技を伝えるとともに、近年では御殿に祀られているかぐや姫像に恋愛成就祈願に訪れる女性客も多く見ることができたが、一方で認定調査当時、既に老朽化によって維持の困難さも憂慮され始めていた。

かぐや姫竹御殿における管理者は事務的な業務に留まらず、建物や庭の維持、修繕を含む営繕業務の全てを他者に頼らず自ら手掛けることでもある。費用を抑える目的である他、最大の理由は建物の性質上、委ねる宛がないということでもある。元々、長野清助による独自の技法による竹の仕上げで覆われた空間であり、図面等の記録がないため下地や軸組の部分についても把握が困難である。また特殊な仕上げは一旦手を入れると復旧も難易度の高い作業となる。10代の頃から日常的に祖父の仕事、工事の状況を目にしていた忠生氏であればこそ辛うじて扱うことができる建物であるといっても過言ではない。認定調査期間中も修繕のため、忠生氏自ら屋根に上って作業を手掛ける光景を確認している。

認定された翌年の平成30年9月、近畿地方に大きな被害をもたらした台風21号によって、かぐや姫竹御殿も無数の損傷を

受けた。通常のように忠生氏自ら修繕のための高所作業を行っていたが、落下負傷し、長期の療養を余儀なくされた。このことを機会に忠生氏夫妻において、自分達だけの維持管理の継続が適切であるかを議論し熟考され、忠生氏回復後、維持管理の限界、及び土地の返還と建物の譲渡について筆者は文化財マネージャーという立場で相談を受けた。

かぐや姫竹御殿の建設を長野清助がこの地に着想した際、隣地の谷口造園から土地を借用した。契約に関する書面はない。建物については長野家によって完成後に登記されていたが、土地については所有権変更の措置等は行われずにいた。近年では、所有権が無いままでの維持管理は懸念材料でもあった。管理者の忠生氏が修繕作業を他者に委ねず、また選定以降、助成措置についても消極的であったのはこのことも起因すると思われる。

令和元年9月末日、土地、建物の全てを返還、売却の結果、かぐや姫竹御殿は西側隣地谷口造園の所有となり、現在は谷口家長男明氏によって管理されている。

令和3年、楼門西側に付属する平屋棟と客殿北側に付属する厠棟が形はそのままにして改装された。平屋棟は小規模ではあるが収益できる部分として計画されるなど、可能な限り保存・活用を考えられている。

5 保存の継承と周知へ活動

周知活動の必要性

平成30年11月に長野忠生ご夫妻から前項に記したような相談を受けた際、京都

を彩る建物や庭園制度において推薦から認定調査まで関わった立場として、この空間の保存と新たな活用方法を探ることが関わってきた文化財マネージャーとしての大きな課題となった。

令和3年8月に新たな所有者である谷口明氏を訪ねるまでは、所有者変更後における維持、保存活用に関する方針が不明であったため、建物の移設・部分保存等も視野に入れ、あらゆる保存形態や活用方法を探る必要があった。

新たな保存活用方法については、認定調査時から伝承や継承と含め必要性を唱えていたが、そのためにはかぐや姫竹御殿の実情と長野清助に関する周知が不可欠である。忠生氏夫妻からの相談以後、その周知のため、微力ながら建築士会や竹文化振興協会への寄稿⁶⁾や登壇(写真27)⁷⁾の機会を得たことが再調査にも繋がった。

過去の紹介例

再調査によって、本稿冒頭で“知る人ぞ知る”と記したかぐや姫立竹御殿と長野清助について、前述の旬刊瀬戸内新聞の他、昭和41年(1966)の完成直後から平成中期頃までは、さまざまなメディアに取り上



写真27 竹文化振興協会での登壇

げられていたことが判明した。

昭和39年（1964）9月25日付け京都新聞（写真28）に「竹ばかりで茶室」という見出しで、御殿の完成を伝える記事が掲載されている。間近に控えた東京オリンピック（前回）の開会式を記念してその日から公開すると書かれているが、「気の済むまで手を入れようと思えばあと一、二年はかかる」との本人の言葉もあり、掲載された写真も1階の高欄も完全な形ではなく、前述の昭和41年の完成時期が変わることはない。その他、かぐや姫竹御殿という特異な建物や作風を伝えるものとして、新聞記事が数件⁸⁾が見つかった。

出版物等では、昭和46年（1971）発行の『カラーブックス 竹とささ』⁹⁾には、竹の使用例の挿図として、苔寺や詩仙堂、一茶茶屋等の著名な寺院や名所と並んで、亀甲竹による高欄手摺や御殿の傘張り天井の写真が掲載されている（写真30～31）。

更に内閣府が日本への理解と関心を高めるために海外に向けて毎月発行している冊子『HIGHLIGHTING JAPAN』#79（2014



写真29 『竹とささ』



写真30 同上 客殿高欄 掲載頁



写真28 京都新聞（昭和39年9月25日付）



写真31 同上 御殿天井 掲載頁

年9月号)¹⁰⁾も“かぐや姫”の記事で楼門の写真を挿図として使用している(写真32, 33)。記者の取材による新聞記事と比べて、かぐや姫竹御殿やその作者である長野清助に特化したものではないが、それぞれの出版物の編集者が、現在では極めて周知度が低いこれらの対象について、当時、いかなる経緯で着目したのか、今後の周知度を高める上でも興味深い。



写真32 『HIGHLIGHTING JAPAN』 #79 (2014年9月号)



写真33 『HIGHLIGHTING JAPAN』 #79 (2014年9月号)

6 長野清助の他の作例

長野清助が手がけた空間や家具がわずかではあるが、京都市内に現存している。認定調査報告書に記載したものと本稿の執筆までに確認したものを以下に示す。

i) 東山区O邸／天井

昭和初期建築の木造2階建の近代和風住宅で、二寧坂近くに呉服商の自宅として建てられた。棟札は見つかっておらず、大工棟梁の名前は不明であるが、2階奥の6畳間の天井に“清助貼り”が残る(写真34)。新築時のものであれば、竹清商店創業前の作例であり、前述の百万遍“万大屋”と同時期となる。天井の他にも、竹を器用に用いた造作が施された建物である。

この建物は、平成24年度、当時の伝統建築保存・活用マネージャー(京都市文化財マネージャーの前身)上級講座を筆者が受講した際、修了課題の対象であり、かぐや姫竹御殿と長野清助に係る発端となったものである。



写真34 O邸 2階6畳間天井

ii) 長野忠生氏／家具、什器等

かぐや姫竹御殿の建物で使用、展示していた家具什器、装飾品等を保管している。

金閣寺の模型(写真35)は、御殿を建築する際に、複数製作していた。内部に電球が備わる。

網代貼りの花台(写真36)は、長野清助が度々依頼を受けたという。表面の平滑さは技術を裏付けるものであり、同じ仕様の座卓テーブル(写真37, 38)の製作に繋がった。この段階では“清助貼り”仕様に見られる猫足の形態を採用しておらず、早期の作例と推察する。

“清助貼り”の座卓のテーブル(写真39, 40)と共に、渡月橋の風を表現した円形の



写真35 金閣寺の模型



写真36 網代貼り花台

壁飾り（写真41～43）は、かぐや姫竹御殿の客殿に展示していた。ほとんどの部分をさまざまな形、大きさに加工した竹で

模っている。かぐや姫竹御殿と同様に、長野清助の工夫が集積した作例である。



写真37 網代貼り座卓テーブル



写真38 同上



写真39 “清助貼り”座卓テーブル



写真40 同上



写真41 渡月橋の壁飾り



写真42 同上



写真43 同上

iii) 旧嵐山温泉 嵐峡館 (現・星のや京都)

認定調査時に、「祖父は嵐山の料亭“嵐峡館”と“遊月”に頻繁に出向いていた」と忠生氏は回想された。古い“嵐峡館”の広告に、角竹を用いた床框と思われる客室の写真が掲載されている(写真44)。ただし、確証を得たものではない。

iv) 嵐山 遊月/飾り窓, 天井等

大正12年(1923)創業の料亭である。女将乾ひろ美氏によれば、初代当主藤吉氏が長野清助と懇意の仲であったことから、客室新築の際に内装を委ねたという。長野清助が嵐山に通っていた時期、及び貝殻を用い始めた時期については、長野忠生氏が自身の年齢を基にした記憶から60年余前にあたるため、少なくとも昭和30年代中頃に手掛けられたと思われるが、詳細な調査によって、それより遡る可能性もある。

現存する明り採りの円形の飾り窓と置き床による設えは、同店の葉に見開きとして掲載されている(写真45)。その他、貝殻を散りばめた天井(写真46, 47)、ドーム型の傘天井(写真48, 49)が残るが、15年ほど前の改修では、上記飾り窓の補修を施すなど配慮し、長野清助の手掛けた部分を撤去せず部分保存とした。

“清助貼り”の座卓テーブルも所有していたが、平成25年の桂川氾濫による浸水被害により失った。

この遊月は、認定調査時は改装後として、類例確認を実施しなかったが、本稿の執筆中にあらためて現存確認した。

鮑の貝殻を埋め込んだ天井は、現存を確認している空間の部位としては最大であ



写真44 旧嵐峡館の広告



写真45 嵐山 遊月の葉(見開き頁)

る。埋め込まれた鮑の貝殻には、裸婦と着物姿で日本髪を結った女性の姿が描かれている。

かぐや姫竹御殿の2層目の天井が同様の技法であるが、絵は描かれていない。工芸の専門家より、高度な技が残るとして貴重であるとの見解を得たという。



写真46 嵐山 遊月 客室
貝殻を埋め込んだ“清助貼り”天井



写真47 同上



写真48 嵐山 遊月 客室 傘天井



写真49 同上

傘天井に関しては、写真では見えないが、表面には数ヶ所の亀裂が確認した。清掃に細心の注意を払っているとの説明を受けたが、料亭遊月に残る部位は全て、極めて美しい状態で保たれている。

v) K氏所有/座卓テーブル

前述のO邸の調査において、竹の小片をモザイク風に貼り込んだ仕上げ方法について情報を得るべく市内の竹材店を往訪した。その際に長野清助という竹職人のみならず、手掛けた建物がかぐや姫竹御殿として現存すること、更に座卓テーブルを所有しているといった情報をいただいた経緯を認定調査にも記載した。

大正4年(1915)創業の銘竹間屋の3代目のK氏によれば、初代当主が70年ほど前に長野清助氏より購入されたものという。現存を確認した座卓テーブルの中で唯一、彩色されている(写真50~52)。



写真50 K氏所有“清助貼り”座卓テーブル



写真51 同上



写真52 K氏所有“清助貼り”座卓テーブル

vi) 御池寅雄氏所有／座卓テーブル

御池氏によれば、所有する座卓テーブルは(写真53, 54), 昭和60年(1985)頃に当時の竹清商店より数台購入したうち残った1基であり、長野清助没後20年近く経っての購入であることについては作り置きのものと考えてるのが賢明である一方で、晋の代においても“清助貼り”による工芸品を商品化して販売していた可能性も否めないとの見解である。

御池氏は、竹文化振興協会の常任理事等を歴任されているが、長野清助と竹清商店についての情報も多く記憶されている。前

述の竹文化振興協会への登壇によるプレゼンテーション後、座卓テーブルの所有の報告を受けた。



写真53 御池寅雄氏所有“清助貼り”座卓テーブル



写真54 同上

7 評価

“京都を彩る建物や庭園”制度の特色のひとつに、評価方法に関する新たな試みがある。歴史的な建造物を評価する従来の制度は、大別して「文化財系」「景観系」における価値であったが、そこにもう一つの観点として、京都の固有要素、とりわけ文化や産業の系譜等を含めたものについても評価しようというものである。文化財建築として、或いは景観形成への寄与という面に関して特筆すべきものが無くても、長く保たれ使い続けられている古い建物には、京都の歴史を“彩る”要素が宿っているという見方でもあり“ゆかり”の価値と名付けられた。実際には当初から基準が抽象的であることや散漫になりがち等の理由で賛否があったと聞かすが、我々文化財マネージャーでは、認定調査における考察、或いは育成のための講座等において、現在も絶えずこの新しい評価軸を具象化する試みを続けている。

困難とされたかぐや姫竹御殿の評価においては、まさしくその実践であった。特に建築的な視点においては、図面や書類が無く、それぞれの構法について容易に読み取れるものではなく、類推することも難しい建造物である。一方で内外装の空間を覆う全ての表現の多くは長野清助独自の技法によるもので、市内の一部に残る本人の作例以外、他に類例を見ない。構想から作業まで、長野清助の竹に対する深い造詣に美意識と創作への熱意が加わった名工と呼ばれる巧みな技術によって長い年月をかけて生み出された空間であることは間違いない。

従って、文化財や景観面での条件を備えた建築としてではなく、数々の手法による仕上げや納まりで構成されたこれらの空間が、日本建築のなかで多用された歴史を持つ竹という一つの材料と向き合った職人・長野清助の創作の歴史とその技術を今に伝えるかぐや姫竹御殿の空間について、京都市民の記憶に残したいものであると、認定調査報告書において考察した。“ゆかり”の価値という新しい評価軸を最大限に拠り所とした評価である。

8 総括と課題

長野清助には“竹取翁”を始め、“昭和の名工”、“稀代の竹職人”から“竹聖”等その他数多の称号が残る稀有な人物であるが、詳細な資料不足から京都を彩る建物や庭園制度へ推薦した当時は、“謎多き”としか形



写真55 建設中の御殿 大工の姿が見える

容できない人物でもあった。

精華となったかぐや姫竹御殿を“一人で27年かけて作った”という一説については、息子の晋をはじめとした家族の協力や竹清商店による後ろ盾が大きく、50歳を過ぎてからの着想以降の27年間に及ぶ普請のなかで、大工や他業の職人の力を借りたことは否定できず（写真55）、その本質的な部分は認定調査報告書において、解明できた。しかしながら、着想に至るまでの経緯はその後の調査でも情報に乏しかったが、本稿の執筆の直前の「瀬戸内新聞」の記事の発見は、京都への移転後に極めて破天荒に過ごしながら、実はその時期の僅かな期間に経営した“万大屋”という割烹料理屋のため自ら手掛けた改修が、竹職人として長野清助のその後の創作活動の起点となる時間と空間であった可能性の認知に繋がった。

歴史的建造物調査において、“由緒・沿革”という項目があり、手掛けた人物を明らかにすることが求められる。稟性、気質といった面から職人、技術者としての人格が醸成されるまでの経緯等、その背景にあるものを作品となった建物や空間と結び付け、直接的な評価に繋げることは文化財マネージャーという“専門的市民”レベルでは難しい問題であることは承知している。しかしながら、長野清助のような奇想天外ではあるが高い技術を有した人物が、昭和後期以降、現在に至るまでの適切に語り継がれてこなかった空白期間を埋めたい。

かぐや姫竹御殿というこの固有の建物は、建築物という評価を含めて登録文化財等の上位制度へのアプローチが難しいこと

はいうまでもないが、“京都を彩る建物や庭園”という京都市独自の制度が創設されなければ評価を受けることはなく、また着目されることもなかったであろう。豊の名工から竹の名工となり、高い技術と個性的な完成で独特の空間と工芸を手掛けた長野清助の名を新しい評価軸による考察を経て、今後は、建物や作例、更には技術を如何にして後世へ伝えるかが問われる。

付記（おわりに）

かぐや姫竹御殿と同じ平成29年度は、カトリック桂教会も同時期に調査を手掛け、調査報告書を提出した。

同教会は、かぐや姫竹御殿が掲載された「瀬戸内新聞」の記事と同じ昭和40年（1965）の竣工であり、同記事の約4ヶ月後の同年10月末に献堂式が行われた。鉄筋コンクリート造のモダニズム建築であるが、設計者であるジョージ・ナカシマは木工家具デザイナーとして著名であり、内装の木質部分に拘りを持って手掛けた数少ない設計作品の一つである。

昭和30年代末期から40年代初頭にかけて、桂川西岸の同じ西京区内東部において、車でわずか10分程度の距離にある場所で竹工と木工のそれぞれに特化した2人が時を同じくして競演していたことは、地域の歴史として興味深い。

旬刊「瀬戸内新聞」を手掛かりとして愛媛県四国中央市川之江図書館には多大な協力を受けている。長野清助が人生の前半を過ごしたルーツとも言える同市上分町には古くからの豊商が存在することから、ご厚意に預かり関連の有無やその他の確認を委

ねている。森川株式会社（旧森川房太郎商店）に関する情報も同図書館から提供を受けたものである。“京都を彩る建物や庭園”が“郷土を彩る建物や庭園”に進展する新しい可能性にも期待が持てる。

また、本稿の執筆にあたり、新たに多くの長野清助の作例に接する機会を得た。

所有されている全ての方から、長野清助に関する記憶を辿り、貴重なものとして大切に活用されている様子を強く感じた。敷地内で晩年に撮影された写真が残る。念仏を唱える空也上人像を想起させる長野清助の表情からは、ものづくりにおいて決して満足しないという職人氣質を感じ取ることができる。長野清助が手がけた空間や家具を知る方にはその熱意が十分に伝わっていると確信した。

長野忠生・芳子ご夫妻をはじめ、取材に応じていただいた所有者や情報提供をいただいた多くの方々に深く御礼を申し上げます。

京都を彩る建物や庭園制度の認定調査を文化財マネージャーが手掛けることについて、筆者は京都市の歴史的建造物の保存活用のために京都市との“協働”を担っていると意識している。新しい年が明け、この“協働”作業の10期目が過ぎようとしている。継続の長さについて他府県のヘリテージマネージャーから驚かれることも少なくない。これまで77件の認定調査と1件の選定建物の滅失調査に関与した文化財マネージャーは、延べ350名に上る。毎年の調査に関わっている者も少なくないため、

実数としてはこれより少ない数となるが、歴史的建造物の保存活用の原点にもなる考察評価という点で、組織的にも確かなスキルアップの手ごたえを感じている。

当初より統括役を担っている筆者としては、これまでの78件の調査対象の所有者をはじめとする関係者と、京都市の文化財保護課、そして多くの文化財マネージャーの仲間や監修役の先生方に感謝の思いを伝えて終わりとする。



写真56 晩年の長野清助

註

- 1) 永松尚, 風月匠幹廣, 鳥居厚志「京都を彩る建物や庭園 認定候補調査報告書 かぐや姫竹御殿」(京都市委託調査, 2018年1月)
- 2) 「旬刊瀬戸内新聞」(発行所: 瀬戸内新聞社, 愛媛県川之江市(現四国中央市))。現在は、既に廃刊となっている。
- 3) 現森川株式会社(愛媛県四国中央市) 宝暦10年(1760)に初代が和紙の抄造を開始して以来260年以上の歴史を有する伊予産紙の伝統を今に伝える老舗企業。本文で記述した現存する別座敷は、8年前まで現社長森川信彦氏の祖父が住まわれていた。現在、空き家である。
- 4) 株式会社竹清商店のことを示し、現存する有限会社竹清商店とは系譜を別とする。

- 5) 写真26の茶会に写っている人物は、当時人気を博した女優浪花千栄子(写真中央)、日本画家川上拙以(同右)。
- 6) 寄稿は以下のとおり
 - ・令和元年6月
一般社団法人京都府建築士会の会報誌『京都だより』2019年6月号(No.515) 連載稿“京都市文化財マネージャーの視点の「事例・西京区での取組み」の題材。
 - ・同7月
「竹取翁」と“かぐや姫竹御殿”と題して竹文化振興協会の会誌『竹』第140号に寄稿。
- 7) 令和年6月7日
一般財団法人竹文化振興財団・竹文化振興協会の第44回総会に参加。“令和元年度 竹の情報発表会”において上記と同じ「竹取翁」と“かぐや姫竹御殿”というテーマで登壇。(文化財マネージャー・石田昌司氏より紹介を受けたもの)
- 8) 「読売夕刊」(平成6年10月6日)。“ときめき94”「柱も屋根も机も竹つくし」「週刊京都経済」(平成13年1月1日)。
“和芸術”「職人の道楽が芸術に_かぐや姫竹御殿」/竹で蘇らせた 金閣寺。
- 9) 室井綽,岡村はた『カラーブックス 236) 竹とささ』(保育社, 1971年), P.63に亀甲を用いた客殿の濡縁高欄, P.67に御殿の傘張り天井が竹の使用例として掲載されている。
- 10) 『HIGHLIGHTING JAPAN #79 SEPTEMBER 2014』(内閣府政府広報室発行)
同誌は、海外へ日本の特色や政策等を紹介するために内閣府が毎月発行している冊子。2014年9月号P.22~23の子供向けコーナーにおける「The Tale of Princess Kaguya」と題したかぐや姫物語についての記事が生まれ, “THE HOME OF PRINCESS KAGUYA”(「かぐや姫」ゆかりの地)という小見出し記事の中で “PrincessKaguya’s Bamboo Palece” とし手説明している。

図版出典

図1 註1の調査報告書に添付した現況図を本稿執筆に合わせて筆者が加筆、修正。

写真1 徳光都妃子

(2015年8月26日 まち歩き)

写真6, 16 石田昌司

(2015年8月26日 まち歩き)

写真19 鳥居厚志

写真27 梅野星歩

写真 2~5, 7~15, 17, 18, 20, 34
~43, 46~54 筆者撮影

写真21, 24~26, 55, 56

長野忠生氏所有写真

写真22, 23, 28

長野忠生氏所有資料(新聞)

写真29~31

室井,岡村はた『カラーブックス236) 竹とささ』(保育社, 1971年)

写真32~33

『HIGHLIGHTING JAPAN #79 SEPTEMBER 2014』(内閣府政府広報室発行)

写真44 筆者所有資料(WEBダウンロード)

写真45 あらし山遊月 葉

取材協力

- ・長野忠生氏（長野清助孫），芳子氏（向日市）
〈かぐや姫竹御殿前建物所有者，管理者〉
- ・谷口明氏
〈かぐや姫竹御殿現所有者，管理者〉
- ・御池寅雄氏（京都市）
〈銘竹・数寄屋材料卸株式会社御池前社長〉
- ・乾浩二氏，ひろ美氏（京都市）
〈あらし山 遊月四代目／女将〉
- ・四国中央市 川之江図書館
- ・森川信彦氏（四国中央市）
〈森川株式会社現社長〉
- ・K氏（京都市）
〈銘竹問屋三代目，竹工芸師〉

ながまつ たかし
永松 尚（京都市文化財マネージャー）

京都の洋風銭湯「宝湯」

原田 純子

1 はじめに

銭湯「宝湯」は、京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町、元陸軍衛戍病院・現京都医療センターの東側、道から少し奥まった所に西向きに建つ。洋風な外観に、暖簾と下足室がなければ銭湯には見えないかもしれない（写真1）。とはいえ創業90年、地域の人たちの暮らしと共にこの街の移り変わりを見守り続けてきた。



写真1 外観 正面西面



写真2 外観古写真（昭和6年頃撮影）
右の黒い建物はおが屑や廃材を貯蔵する燃料庫

本編は平成28年『京都を彩る建物や庭園』認定調査報告書より建物の特徴、建築経緯から宝湯の景観的、文化財的、そしてゆかり的価値を紹介する。

2 建物の特徴

建物は、木造平屋建モルタル仕上げの脱衣室棟とコンクリートブロック造平屋建の浴室棟を連結した構成で、前面に下足室、浴室棟北側にボイラー室が付く。建築支書より昭和6年（1931）建築とわかる。

■外観意匠

平屋ながら2階建洋館にみえる看板建築で、屋根軒を中央に楕形ペディメント風、左右にコーニス風にパラペットで立ち上げる。「寶温泉」と書かれたレリーフ看板、付け柱の柱頭には徽章リボン風、連続した半円形アーチ窓、その半円部分には剣と植物らしきデザインが装飾されている。半円窓の障子の格子がアール・デコ風にも見える（写真3）。北側張り出し部分の半円形アーチ窓は、装飾された半円が下にあり、その曲線に合わせて建具が造られ、当時の職人の苦勞の跡が見てとれる。北西角の柱型柱頭にはスズランのような花のレリーフが装飾されている（写真4）。外壁の北面、西面、南面と望見できる3面を、パラペット、貼り付け柱、組積造を模した目地を入れた



写真3 外観正面 看板建築



写真5 女性脱衣室から西面
ベビーベッドが並ぶ



写真4 外観正面 北側張り出し部分



写真6 男性脱衣室から北面

モルタルで仕上げ、全体がセセッション風にまとめられ、堂々とした風格すらも感じられる(写真1, 2)。

■脱衣室棟(写真5～8)

下足室は、モザイクタイル貼りの銭湯らしい空間だが、硝子障子を開けると、番台の向こうに、高窓から自然光が差し込む、擬洋風な吹抜け大空間が広がる。脱衣室の男女を仕切るのには低くおさえられた板壁だけで、見上げると、白く大きな天井を二分する太い梁を、2本のトスカナ式風の円柱が支えている。柱は、模造大理石のペDESTALの上にベース、エンタシスの柱身、縦に溝彫りが施された柱頭で装飾されている。他、廻り縁、元照明・現シーリングファンの中心飾り、梁やたれ壁の装飾か

ら、映画「テルマエ・ロマエ」の古代ローマの世界がよぎる(写真5, 6, 8)。

竣工当初はスズラン形のシャンデリアが吊られていたそうだが、戦時中に外され、戦後、進駐軍が置いていったアメリカ製シーリングファンが取り付けられた。男性脱衣室では今も当時のものを使用している。一方、床は板張りに藤藁が敷かれ、家具、設備類は、京都の銭湯で見られる定番の数々が並ぶ。円柱の前の招き猫も愛らしい(写真8)。京都の銭湯は、脱いだ服を籠にまとめた後に衣服棚へ入れるのが慣習となっており、宝湯も同様、竣工当時の扉付衣服棚の上に藤の脱衣籠が並ぶ(写真7)。

浴室棟との連結部分は、下足室と共に、昭和44年(1969)に新設された。



写真7 男性脱衣室
扉の番号が朱色で書かれた男性衣服棚
進駐車のアメリカ製シーリングファン



写真8 男性脱衣室から連結部分と北面

■浴室棟 (写真9～11)

浴室棟は、昭和44年、煉瓦造からコンクリートブロック造に建替え拡張され、さらに昭和56年(1981)、大改修され今に至る。天井は、女湯と男湯に渡って掛けられた大きなかまぼこ型をしている。中央には天窓を兼ねた湯気抜きが設けられ、周りには結露水を受け止める樋が巡らされている。床、壁、浴槽は場に合わせ、いろいろなモザイクタイルが貼られ、ポップな印象も受ける。中央付近には、島カランが3つ設置されている(写真9)。

浴槽は、男女とも手前から主湯、気泡風呂、人間洗濯機、電気風呂と並ぶ。気泡風呂の底部には鯉の形のタイルが施されており、湯のゆらめきにより泳いでいるかに見える(写真10)。人間洗濯機は円形の浴槽で、泡が湧き出る中内部側面に斜め方向のジェットが仕込まれており、水流が反時計回りに回転する(写真11)。脱衣室側に張り出した水風呂はライオンの口から水が出る。さらにサウナよりも低温で湿度の高い蒸し風呂も増設されている。



写真9 浴室(女湯)東面

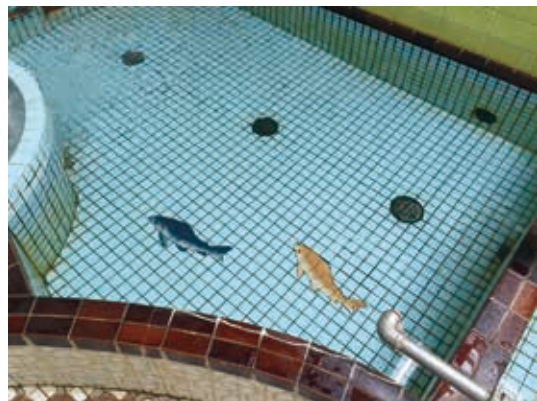


写真10 鯉タイル



写真11 人間洗濯機

3 建築経緯

外観は、今となれば周辺のまちなみから異彩を放つ。竣工当時の時代と深草の地域性から建築経緯を詳しくたどる。

宝湯から南西1kmの所に、当地区の氏神である藤森神社がある。創祀も古く菖蒲の節句発祥の神社で、菖蒲は尚武、勝負に通じると勝運を呼ぶ神として、また古くから駆馬神事を営むことから馬の神として信仰を集めてきた¹⁾。

一方、深草村という地域は、伏見街道が南北に、大津街道が東西に走る交通の要衝であるが、古くから皇室の葬送地でもあり、明治時代まで、のどかな農村地域でもあった。

ところが近代に入り明治31年(1898)藤森神社の東隣に歩兵第三十八連隊、歩兵第十九旅団、京都市連隊区司令部が、続いて明治41年(1908)には煉瓦造の陸軍第十六師団司令部が建設される²⁾。

閑静な深草村が、第十六師団の設置に伴い、南北に「師団街道」、東西に「第一軍道」「第二軍道」「第三軍道」が敷設され³⁾、大亀谷においても練兵場・射撃場が次々と設営される。次第に軍靴の喧噪が当地を包むようになり、「軍隊のまち」へ大きく変貌する⁴⁾。

また当地は、低湿地で泥炭池の地層のため、良質な粘土質の土壌があり、質の高い伏流水にも恵まれた地域でもある。古くから瓦始め窯業が行われ、藤森神社内にも地下から湧き出る御神水「不二の水」がある⁵⁾。

明治維新後の京都は、疏水事業など産業

の振興を図り、煉瓦造の近代建築が多数建設された。明治19年(1886)京都府公営の煉瓦工場が山科御陵に新設され、翌年には民間の煉瓦工場が深草フチ町に開設される。煉瓦は明治中期以降、建設資材としてますます需要を拡大するも、大正12年(1923)関東大震災で、煉瓦を構造に用いた建物が大きな被害を受けたことで、以降急速に需要が減る。

当時の深草フチ町には明治20年(1887)創業竹村煉化石製造所、明治35年(1902)創業山田工場の煉瓦工場があったことが確認できた。竹村煉化石製造所は昭和6年(1931)、山田工場も昭和7年(1932)にそれぞれ閉じている⁶⁾。

「寶温泉建築支拂書」(昭和6年5月より昭和6年12月31日)を見ると山田達造、京都瓦煉、竹村煉瓦、山田煉瓦から、合計3万2千本以上の煉瓦を購入している。他、白セメン1丁やコンクリボード、セメン、石灰百俵、ハシラ受、大理石などが、計上されている⁷⁾。

所有者の村田初音さんより、「宝湯の建築主村田正彦の父村田末廣は、当時煉瓦工場を経営し、工場は深草フチ町に構えていた」と伺う。建築申請書類にも「建築主黒煉瓦製造業村田正彦」とある⁸⁾。黒煉瓦とは焼き傷があるが高硬度な煉瓦のことで、浴室棟の基礎や擁壁にも使用したと伺う。村田末廣を調べると、昭和12年(1937)の「京都市電話番号簿」に、「村田末廣918 丹波橋町白水方 煉瓦製造」と掲載されていた⁹⁾。

初音さんから「村田末廣は、長男正彦と

一緒に煉瓦工場を営んでいたが、正彦が一晩の患いで耳が聞こえなくなった。そのことを憂慮して銭湯を建てた」と伺った。この地は、良質な土と共に、温泉こそ出ないが、ミネラル豊富な地下水が利用できる。煉瓦業界の斜陽と後継の病気が重なるも、陸軍の街となった深草で、陸軍病院裏の当地で、兵士の慰労に、煉瓦造の浴室棟を有する銭湯建設を決心したと思われる。

「建築申請書類」には、昭和5年(1930)9月18日和風2階建て建築申請をして昭和6年5月12日建築認可證印がある。建築設計者は中清水由次郎、工事は中清水工務所、図面より南北に長い5間×約10間で、木造2階建て脱衣室、煉瓦造平屋建浴室、木造平屋建火焚場、便所と鉄造の煙突を計画していた。同じ昭和6年5月12日京都府の認可證印のある「湯屋営業取締規則第二條ノ事項」にも、脱衣室棟は木造2階建、住所深草大亀谷から「大亀湯」と書かれている¹⁰⁾(図2)。

その後、大幅な設計変更があり、竣工が予定より半年遅れたと伝わる。「湯屋新築設計変更図」があるが、それ以外の書類がなく設計者も特定できない。建物の配置から90° 変わり東西に長い約9間×約6間の計画となり、脱衣室棟は木造平屋建モルタル仕上げ及び斜面を利用した一部地下室となる。図面の正面図の詳細は、今の外観と異なる。図面の屋号には「寶湯」とあるが、その後「寶温泉」に変更されている。「寶」は西久宝寺町の宝である(図3, 4, 5)。

当初、燃料に石炭の他、おが屑や解体された家の廃材なども使っていた。脱衣室棟

の外観と柱、梁の装飾など内装、衣服棚も竣工当時のものが現存している。浴室は、中央に浴槽を設け、その周囲にはすべり止めの石張りが施されていた。その石は現在、居宅の玄関前に敷石で使われている。脱衣室は男性10.07坪女性6.93坪で男性の方が広い(図4, 6)。

昭和44年(1969)、煉瓦造の浴室はコンクリートブロック造に建て替えられ、拡張した。併せてボイラー室を浴室北側に新設、煙突も更新する。脱衣室地下に窯焚き従業員の居室があったが、浴室解体時にガラで埋められた。保健所の指導により、屋号を「寶温泉」から「宝湯」に変え、玄関前に下足室を増築する。当時は第2次ベビーブームの時期で女性脱衣室を広い男性脱衣室へ入れ替え、かつベビーベッド設置のため衣服棚を北面壁面に取り付けるため外壁を出している。浴室は、主湯の他ジェット風呂、薬湯、こども用の浅い浴槽とバラエティ豊かで、曲線で配置した。この時に新調した番台が現在も使われている(図6)。

昭和56年(1981)、燃料が再生油に変更、ボイラーも交換される。浴室も大改修して、現在の姿となる。その際に当時流行していた人間洗濯機を導入、蒸し風呂も増設する(図6)。

平成27年にボイラーを更新する。

4 類例考察

洋風建築の銭湯

新地湯

所在地：京都市伏見区南新地4-31

構造形式：鉄筋コンクリート造2階建
建築年代：昭和6年（1931）

新地湯は、宝湯と同じ伏見区、建築年代も同じ洋風銭湯である。宝湯の「湯屋新築設計変更図」の正面図（図3）は、半円アーチとアーチを受ける水平梁風の飾りがあり、新地湯のファサードの方が近い。増築された下足室の形状も酷似していて同じように保健所の指導を受けたことが窺える（写真12）。また浴室には鯉型のタイル始め、随所に宝湯と同じタイルが貼られている。鯉型タイルは、伏見区の呉竹湯（閉館）や上京区の源湯にもある¹¹⁾。

宝湯との相違点は、鉄筋コンクリート造2階建であること、他、錦湯（中京区 昭和5年（1930））の浴室も鉄筋コンクリート造で、両銭湯は鉄筋コンクリート造が普及し始める時期に先駆けて導入したと思われる。また2階建の銭湯は京都市内では多く見られ、宝湯の方が敷地に余裕があったという特殊性がある。

5 まとめ

宝湯は京都の銭湯を案内する書籍によく紹介されている¹²⁾。林宏樹『京都極楽銭湯



写真12 新地湯外観

読本』によると、京都市内に残る戦前に建てられたインパクトある洋風銭湯は、往年は10件ほどあったようだ¹³⁾。が、今や宝湯と新地湯の2軒となってしまった。なかでも宝湯は、木造ながら3面モルタル仕上げの外観と古代ローマ風な装飾で統一されている脱衣室内観がほぼ建築時の姿を保つ希少な建物である。

計画時は京都でよく見る和風建築の銭湯だったが、当時の「軍隊のまち」にふさわしいようにと¹⁴⁾一転、大幅な設計変更をして今の形の洋風銭湯となった。当時の貴重な記録も残っていて、戦後の更新の履歴も合わせて、近代京都の銭湯の歴史を伝える興味深い建物である。

とはいえ、宝湯も近年例に漏れず、経営的に厳しい状況であることに変わりがない。「ますますお客さんが少なくなった、燃料代が出ない日もある、満足な修理もできない。」と初音さん、三代目の奥さんで、昭和4年（1929）生まれながらかくしゃくとされていて、長女夫婦に助けられながらも毎日番台に座っておられる。

京都の銭湯文化に、「宝湯」ならではの魅力を加味して、なかでも建築時逆境の中、それをバネにして次世代につないだ建築主の心意気を感じる「エピソード」は、現代人も励まされる。「長寿は宝」と初音さんにもあやかり、末長く愛される銭湯であり続けてほしい。



図1 湯屋付近見取図（昭和6年）（赤で敷地変更）

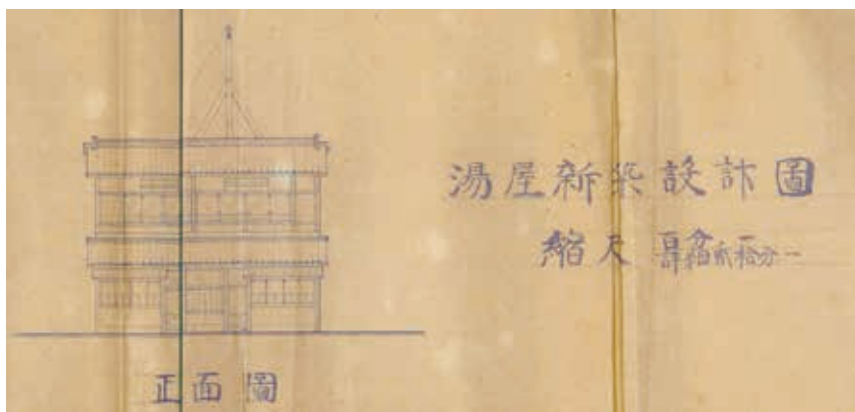


図2 当初湯屋新築設計図 正面図（昭和6年）和風2階建

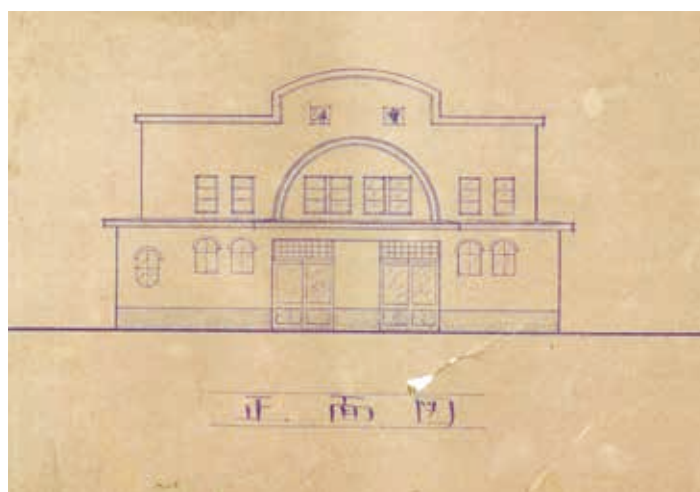


図3 当初湯屋新築設計変更図 正面図（昭和6年）

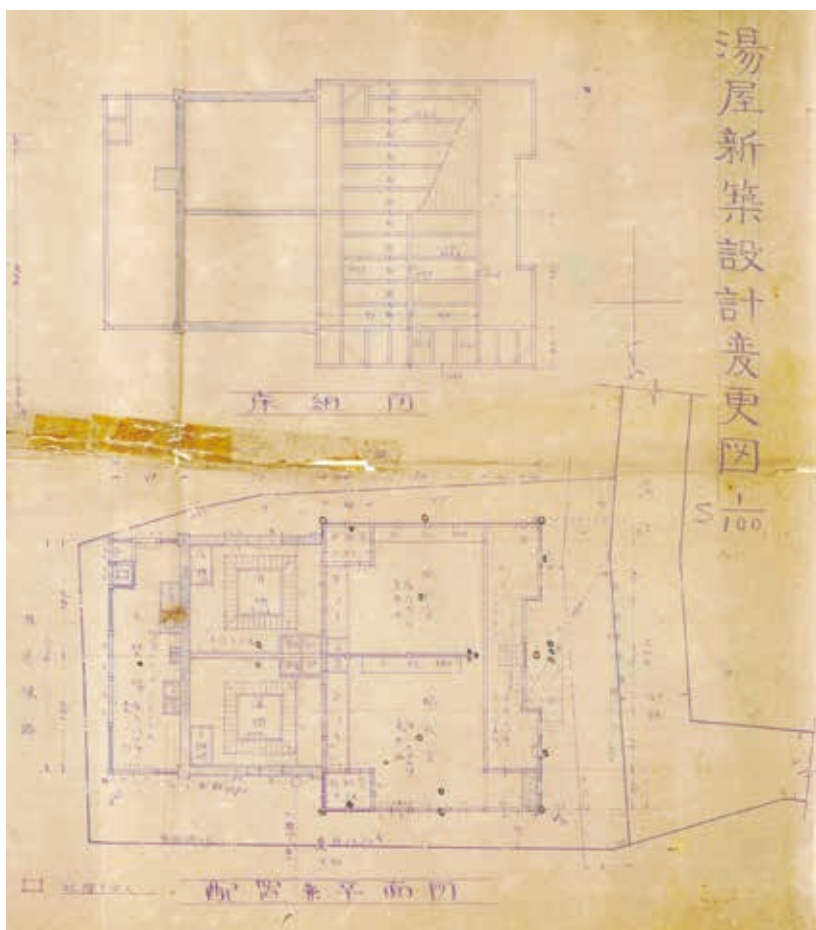


図4 当初湯屋新築設計変更図 床組図 配置図及平面図

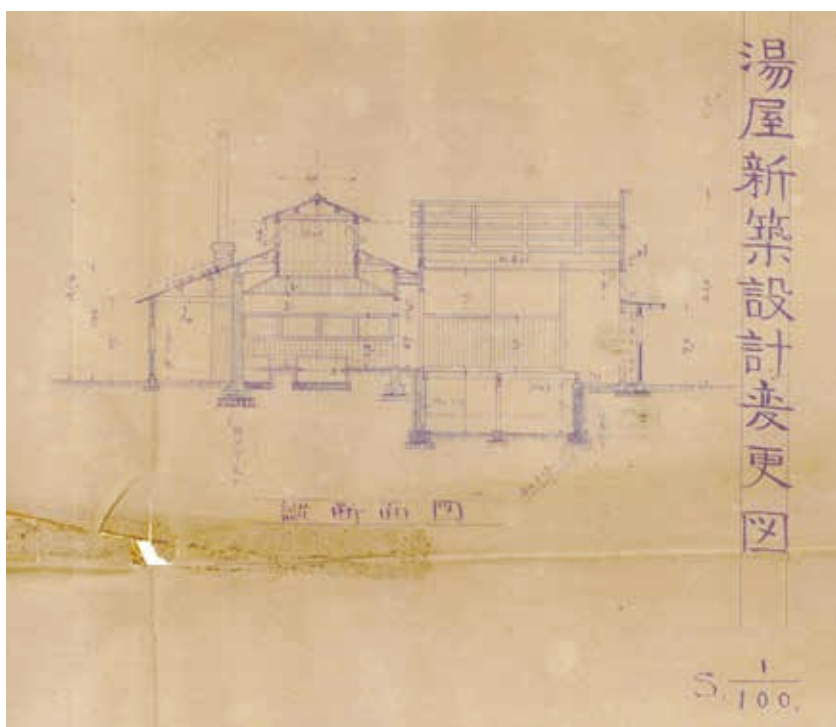


図5 当初湯屋新築設計変更図 断面図



写真13 上棟写真（昭和6年撮影）

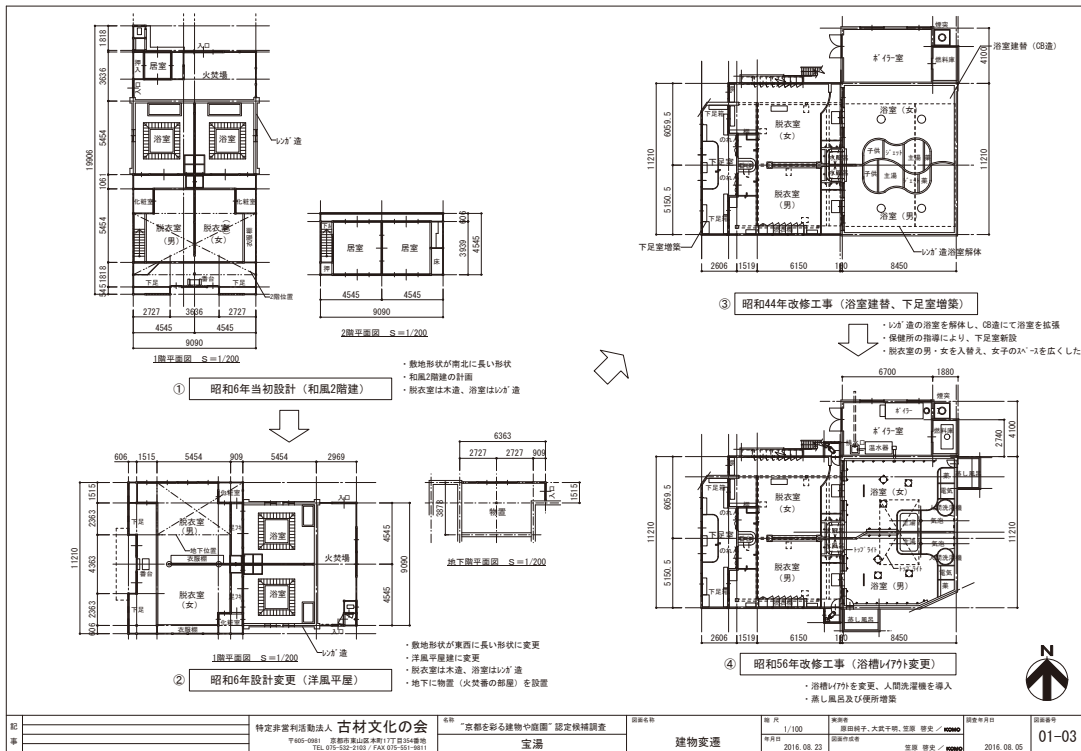


図6 建物変遷図（図面作成 笠原啓史）

付記

掲載にあたり「京都を彩る建物や庭園」の認定調査、資料の提供・掲載、今回また改めてお話を伺うなど全面的にご協力いただきました村田初音氏およびご家族の皆さまには深くお礼を申し上げます。また認定調査の調査員笠原啓史氏、大武千明氏にも再びお世話になりました。ありがとうございました。

各写真は、「京都を彩る建物や庭園」の認定調査時のもので、笠原、大武、原田が撮影したものです。

註

- 1) 深草を語る会『深草を語る』(村田博芳堂, 2013) P.62
- 2) 京都市『史料 京都の歴史』第16巻 伏見区(平凡社, 1991) pp.230-232
- 3) 前掲1) pp.150-151
- 4) 前掲2) P.266, P.232
- 5) 藤森信正, 長正「藤森神社ホームページ」
- 6) 京都府煉瓦工場
<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1bHFSCYJAr5KKlz8A6QpyHRxAYw4&hl=ja&ll=34.95515975970498%2C135.77907846057133&z=13>
- 7) 寶温泉建築支拂書(自昭和6年5月至昭和6年12月31日)
- 8) 建築申請書類(昭和5年9月18日付申請, 昭和6年5月12日付認可印有り)
- 9) 京都市「京都市電話番号簿 昭和十二年四月一日現在」(1937)
- 10) 建築申請書類(昭和5年9月18日付申請, 昭和6年5月12日付認可印有り)
- 11) 松本康治『レトロ銭湯へようこそ関西版』(戎光祥出版, 2015) pp.46-47, pp.54-57
- 12) 松本康治『関西のレトロ銭湯』(戎光祥出版, 2009)
林宏樹『京都極楽銭湯案内』(淡交社, 2004) pp.58-59
大武千明『ひつじの京都銭湯図鑑』(創元社, 2016) pp.68-73
- 13) 林宏樹「京都極楽銭湯読本」(淡交社, 2011) pp.14-19
- 14) 前掲1) pp.150-151

「辻商店」旧建物について

竹山奈乙雪

はじめに

辻商店旧建物は、昭和3年（1928）8月に竣工し、その90余年後の令和元年（2019）4月に惜しまれながら解体された。当該建物は、平成28年（2016）"京都を彩る建物と庭園"の一つに選定された¹⁾。建物の知識のない一般の市民がみても、他との違いが分かるほどに、その外観は特徴的であった。"京都を彩る建物と庭園"とは、『市民が京都市の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園』をいう。選定されたそれらは、市民にとっての原風景を形成するものであり、また自身のアイデンティティとなるものである。一方では、平成23年（2011）の制度施行以来10年を経過し、選定された建物の幾つかは解体されている現状がある。辻商店旧建物もその中の一つである。1980年代以降は周辺には高さ30m級のマンションが立ち並び、それらに挟まれ見え隠れしながらも、四条堀川という場所性

を市民に伝える唯一の建物になっていた（写真1）。筆者らは調査をつうじて、その終焉の時だけでなく、時代が移り変わるたびに孤立した数奇な建物であったことを知った。この建物の歴史を共有することで、同様の建物とそれらの所有者にとっての一助になれば幸いである。

辻商店の社業について

辻商店は、現当主の祖父にあたる辻徳治郎氏が明治43年（1910）に創業した。創業当時の事業内容を示す書面は残されていない。辻家々人によれば、パルプの輸入をはじめ様々な事業を行っていたのではないかという。それを裏付けるように、製紙会社他で撮影された徳治郎氏の多くの写真が伝わる。高度経済成長期以降は、金銀糸原紙を主に取扱ってきた。徳治郎氏の没後は、現当主の父から現当主へと事業が受け継がれ、金銀糸原紙に加え黒精錬用原紙など伝統工芸品の基材を提供してきた。平成19年（2007）には懐紙部門を新設し、以来は広く紙類を取扱う社業として現在に至る。また懐紙部門は、徳治郎氏の名前の一字をとり「辻徳」のブランド名で事業展開をしている。

洋風建物の誕生

堀川通に面した建物のファサードは、縦長の開口部とアーチ型に貼られたタイルが垂直方向へ延び、最上部にはロンバルディ



写真1 堀川四条交差点北東隅より南をみる

ア帯が水平方向に走り、ほぼ矩勾配の屋根（切妻平入）の妻面へと連続していた（写真2）。それらの意匠と、薄茶色の外壁と明度の低い屋根とが相まって優美な印象を与えており、道路の反対側から望むその姿はロマネスク調であった。近づいて注意深く細部をみれば、窓の間の幾何学的な形状の装飾、主出入口の鮮やかなタイル²⁾（写真3）、縦樋の会所などにはアール・デコの影響がみられる（写真4）。さらに竣工時には、壁面の両脇に和風を思わせる付柱があり、濃緑色の釉薬をかけた丸瓦を葺いた庇を備えていたことが知れる（写真5）。このように様々な要素を組合せてファサードが構成されていた。戦前の木造家屋の黒々とした家並みの中で、辻商店旧建物が市民の目を引いたことは想像に難くない。

堀川通拡幅に伴う曳家工事

第二次大戦中、木造家屋の密集する市街地に空地帯を設け、空襲による延焼等の被害の低減や避難経路を確保する建物疎開が行われた。京都市では終戦間際になって大規模な建物疎開が決定し、昭和20年（1945）3月、堀川通が対象区間となる第三次工事が開始する。戦後の都市計画はそれを引き継ぎ、昭和28年（1953）3月31日に至るまでの間に、沿道の建物は解体された³⁾。当該工事が完成した頃に、四条通付近から南の方向を撮影されたものがある。かつて堀川沿いに立ち並んでいた建物の姿はなく、辻商店旧建物だけが解体されずに残り残された様子がみてとれる（写真6）。

辻家に伝わる資料によれば、工事完成とされた昭和28年の2年後に京都市との契約が締結し、元の道路境界線と新たな都市



写真2 建物東面，2016年撮影



写真3 陶製銘板とタイル



写真4 南東隅部，ロンバルディア帯と縦樋



写真5 竣工写真か？

計画線とに挟まれた部分の補償金を得たとある。同年に建物の曳家工事が為され、その際的设计図書や工事写真が保存されている。それらによれば曳家工事は、敷地の奥にあった納屋棟を解体し、土蔵を90度回転させ、空いたところへ挿入すべく建物の位置を東から西へ約10m移動させるものであった。移動してなお、外壁東面の付柱と庇が都市計画線より突出したためか、これらの部分は撤去され、ファサードは竣工時の姿から少し違ったものになった。曳家工事後に、北に隣接した鉄筋コンクリート造の倉庫棟が増築された(写真7)。



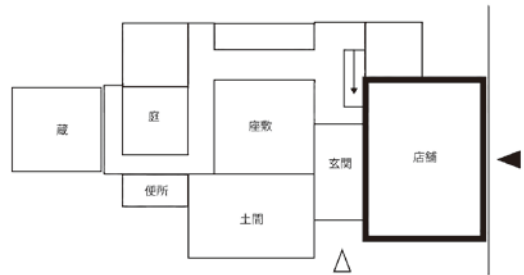
写真6 堀川四条交差点付近より南をみる



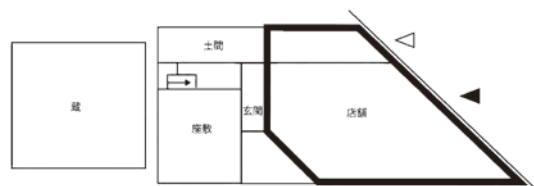
写真7 曳家工事完了後の辻商店旧建物

洋風町家あるいは反町家

京都市内の民間のもので、辻商店旧建物と同時期に建設された鉄筋コンクリート造(以下RC造)の建物であって、近年まで残されたものは限られる。平楽寺書店(昭和4年頃に竣工)は、RC造3階建の店舗棟をもち、裏手に木造2階建の住棟を配した(図版1)。洋館部は登録有形文化財であったが平成29年に解体された。ミヨシ堂(昭和4年に竣工)は、時計塔のあるRC造2階建の店舗棟の裏手に木造2階建の住棟を配した(図版2)。京都を彩る建物と庭園の一つに選定されたが、平成30年に解体された。



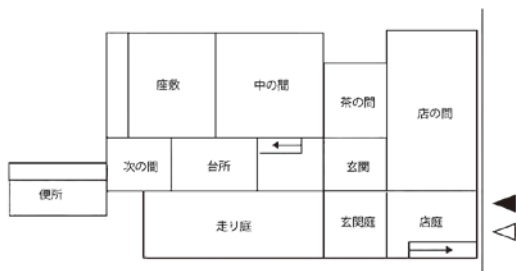
図版1 平楽寺書店1階略平面図
(太線はRC造部分、以下同じ)



図版2 ミヨシ堂1階略平面図

いずれの建物も、街路に面した部分に洋風店舗棟を設け、その裏側に木造の居住棟を接続している。敷地全体の構成をみれば、表から裏手まで土間を通し、その中間に玄関を設け、奥まった部分に居住部分を配するなど、従前の町家の平面構成に類似

していた。棟ごとに洋風と和風の意匠と構造・用途が区分されており、いわゆる表屋造りの表棟が洋風建物に置換わったと捉えることも出来る。大場らは、これらの建物を"洋館連結型町家"と名付け、建設当時には店構えに対する洋風傾向と相俟って、居住部分には座敷を核とする伝統的形式を保持する傾向があったとみた⁴⁾。辻商店旧建物の平面構成は、先の2例と同様に伝統的な町家(図版3)のそれを継承している一方、それらと似て非なるのは、全体をRC造の躯体で覆ったところにある(図版4)。また、町家での住まい方とその魅力は、木造ならではの弱い隔壁が建物の境界を曖昧にしていることで生まれるが、ここではコンクリートの重厚な外壁が内外を分断していた。伝統的なものへの乖離が意図されたかのようなのである。このような入れ子状の構成、さらには和洋折衷ではなく和と洋が表裏の関係にあるような二面性は、町家の系譜にありながら他とは峻別される特徴だろう。



図版3 秦家1階略平面図



図版4 辻商店旧建物1階略平面図

構造形式の先進性

小屋裏に残されていた棟札の裏面には、「昭和三年五月二十五日 願人 辻徳治郎 施工人 益井重蔵」の文字があった。昭和3年(1928)は、京都市内の小学校校舎の建設にはじめてRC造が採用された本能小学校の竣工から数えて5年、昭和2年(1927)の京都市役所本庁舎(東館)の翌年にあたるなど、未だRC造建物の黎明期にあったと言えよう。加えて、屋上階のスラブの上に鉄骨を三角形に組んで矩勾配の屋根面を形づくる混構造であるなど、先進性のある構造形式が採用されていた(写真8)。なお、竣工時の設計図書等は保存されておらず、益井重蔵(益井工務店)については不詳である。

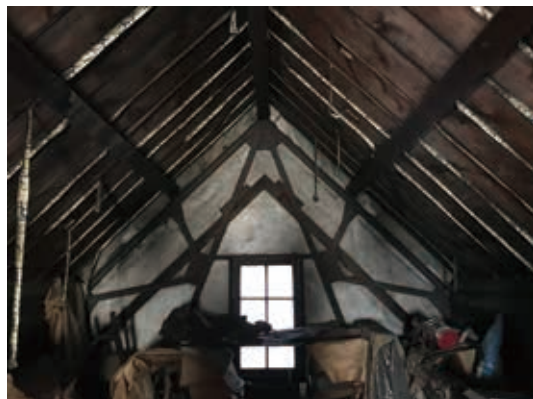


写真8 小屋裏の構造体

間取り

堀川通から扉を押入ると、店舗として供されていた20帖大ほどの土間。天井の高い大きな空間、白い漆喰壁と濃い茶色の内装材や木製建具、色鮮やかな床のモザイクなど、上質の洋風建築に訪れた感を強くさせた(写真9)。出入口からみて斜め奥には、壁から円弧を描いて張出す応接室があった。その変則的な六角形の室の中に入

ると中央には誂えられたテーブルセットがあり、手の込んだモールディングなどの細部をダイヤガラスで拡散された光がやわらかく照らした（写真10）。



写真9 店舗



写真10 応接室

正面奥の両開き扉は、来客には閉ざされており、公的なゾーンと私的なゾーンとを仕切るゲートであると同時に、洋風の設えと和風のそれを分けていた。そこを開けると、土間が建物の最奥まで続いており、右手に玄関があった。土間を進むと、中ほどにかつてはオクドサン（昭和中期に撤去）があり、更に進むと井戸や便所があった（写真11）。土間の長手方向に沿って、3帖敷の玄関、3帖敷の脇の間（食事部屋）、後年に土間を床を上げて増設された台所が並ぶ。玄関には北向きに入り、正面に廊下と階段、左手に前室、その奥に8帖の座敷が

あり、広縁を介して中庭に接続した。座敷は、床・仏壇・付書院を備え、長押をまわした。辻家々人の古い記憶では、家族とその従業員たちは、別け隔てなく土間や食事部屋で過ごすことが多く、ひとり徳次郎氏のみが座敷で過ごしていたという。



写真11 土間

主階段から2階に至ると、ホールから中廊下へと続き、右手には6帖と8帖の二間続きの客間（と呼ばれていた）があり、L型の廊下を曲がって左手に2つの洋室、サービス用と思われる2つめの階段が回遊性を与えた。後年になって子世帯（現当主の父の世帯）が、主に2階で生活することとなり、廊下の最奥に専用の台所が増設された。主階段から中廊下を進むときの印象は洋館のそれで、1階の趣きのままの木製建具の裏手に、巧みに和の空間が設けられていた（写真12）。客間に入り戸襖をしめると、長押をまわし床の間と違い棚を備え、書院をもつ格式の高い座敷が現れた。書院にみえる工匠の繊細な手わざ、選び抜かれたであろう黒柿の床柱からは、上客を接待する場として計画されたものに思われた。座敷の隅柱には、廊下から見える面のみに洋材の厚板が練付けられ、扉を閉めると和洋は分断されるという徹底ぶりであっ

た。客間に建つ雪見障子障子を放てば、巾1 m程の廊下が接続し、外壁には外から見える縦長の窓が穿たれる。壁面の下部は青色で塗り分けられており、障子をとおして青みがかった光が室内に満ちる理由を知る(写真13)。



写真12 ホールから客間をみる



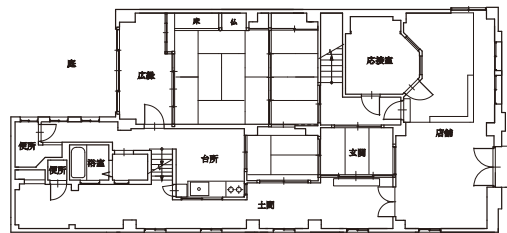
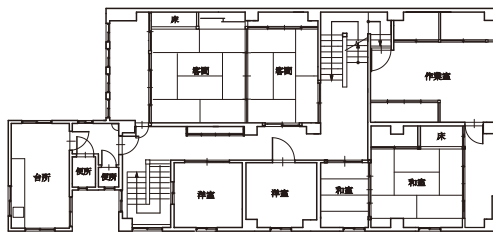
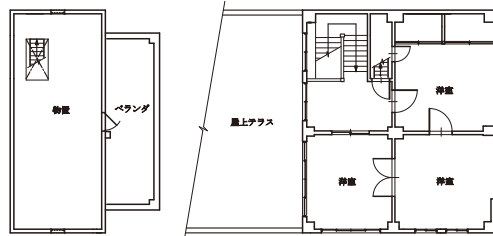
写真13 客間から廊下をみる

3階は、階段室と3室の洋室とが田の字になる室配置で、各室がどのように使われたかは伝わっていない。北東に位置した室は独立し、南西に位置した室は、隣合う室と両開扉で連絡(コネクティング)が出来た。また南西に位置した室は、掃出し窓を介して広々とした屋上テラスに続き、天井の形状も他と異にするなど、格の高い室であったと思われた。屋根並み越しに西山を望めた屋上テラスは、後年は子供たち(現当主の姉兄)の格好の遊び場になっていた(写真14)。



写真14 屋上テラス, 西をみる

階段ホール隣の扉を開けると、急勾配の階段があった。その階段を上がると、三角形に組まれた鉄骨が支える小屋裏の大空間に至る。無国籍でどこかジブリの映画の舞台のような小屋裏の中ほどには小さな開き戸があり、潜り抜けると最大で10名ほどが立てるベランダに下りた。そこからは堀川通を見下ろすことが出来、往時は送り火も手にとるようであったろう。



図版5 辻商店旧建物各階平面図

おわりに

"京都を彩る建物と庭園"としての選定は、市民にそれらを周知することが一次的な目的である。推薦する市民の側からは、選定される建物を所有することは当人にとっての誇りにつながると考えがちだが、所有者にとって実際はどうか。同時代に建設された建物が失われれば失われるほどに、残された建物は否応なく衆人の注目を集め、その保存が期待される。ここでの選定だけでなく、インターネット上の建物愛好家等による各種の情報発信は、その期待をみえるものとし、それを目にする所有者に何らかの責務を感じさせているのではないか。

辻商店旧建物の所有者は、建物を保存したいという強い願いを抱いていたが、結果としてそれを叶える方策を見出せなかった。名も知らぬ誰かへの責務と建物を保存することの不可能性との間で、孤立せざるを得なかったのではなからうか。これは特殊なケースではなく、選定された多くの建物の所有者に大なり小なり内在するものだろう。都市を"彩る一建物と庭園"には、それを共に"支える一市民"が必要で、いわば身体的でより踏み込んだ両者の関係性が望まれる。

なお、辻商店旧建物の解体工事に先立ち、所有者により建物の内覧会（平成31年3月）が催され、市民をはじめ遠方の近代建築の愛好者が集う機会を得た。また使用されていた備品や建具などは、それを受継ぐ多くの手に委ねられた。

註

- 1) 京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度実施要綱 平成23年11月10日施行
- 2) 図版3にみえる陶製陶板の裏には「昭和参年七月吉日 尾州瀬戸 宝玉園造」の書付があった。
『瀬戸染付の全貌』（瀬戸市文化振興財団、2007）には、「加藤仙八 宝玉園と号す。コーヒーセットや小物輸出に力を入れる」とある。
- 3) 川口朋子「『非戦災都市』京都における建物疎開の戦後処理と法的規定」（2013）等を参照。
- 4) 大場修，山田智子，石川祐一，高橋清香「近代京都における都市住宅の構成と特質に関する研究」（2002，住総研研究年報No29）を参照。

[図版出典]

- 写真1～4) 著者撮影 2016
写真5) 辻家蔵，左上部に「起工昭和参年参月 竣工昭和参年八月 設計施工 益井工務店」の書付がある。
写真6) 『建築行政のあゆみ』（1983，京都市建設局 p.35）
写真7) 辻家蔵，曳家工事の工事写真と共に保存されていたもの。
写真8～13) 著者撮影 2016
写真14) 辻家蔵，1955頃
図版1～4) 著者による
図版5) 「京都を彩る建物や庭園」に係る調査事業報告書（2016，古材文化の会）

京都市文化財保護課研究紀要

－ 投稿規定 －

(名称)

1. 紀要の名称は『京都市文化財保護課研究紀要』とする（以下、本紀要とする）。

(目的等)

2. 本紀要は、京都市における文化財の調査等を通して得た研究成果を広く社会に発信し、専門領域の学術的な進展に寄与することを目的とする。
3. 前項にいう専門領域とは、建造物、美術工芸品、民俗、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財、文化遺産等、文化財保護課において扱うものを指し、これらをもって本紀要の主要項目とする。
4. 本紀要の編集及び発行は、本規定の定めるところとする。

(投稿資格)

5. 執筆者は、原則として、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課の職員及び職員の経験が有る者とする。ただし、編集委員が執筆を委嘱する場合はこの限りではない。

(原稿の種類)

6. 本紀要に投稿できる原稿の種類は、論文、研究ノート、資料紹介等とする。
7. 論文は、原則として未発表のものに限る。

8. 論文は本文・註を含めて一篇20,000文字以内、挿図は20点以内、あわせて40ページ以内とする。欧文は、1文字を2分の1として計算する。
9. 研究ノート、資料紹介は原則として一編8,000文字以内とし、挿図の点数は特に制限を設けない。但し、総頁数は20ページ以内とする。
10. 一回の投稿は原則として完結した一篇に限るが、原稿量が大部の場合は、編集委員と協議の上、分号することを認める。

(原稿のエントリーと締切)

11. 執筆のエントリーは、別途様式にその題名、説明文、氏名等を明記の上、編集委員に提出する。なお、原稿の締切日は別に定める。

(原稿の体裁)

12. 原稿の提出はデータで行い、必要に応じて割付指定用紙を添える。横書きを原則とし、完全原稿として提出する。
13. 挿図、表等の数量と大きさは、執筆者の意向を尊重しつつ編集委員が決定する。
14. その他執筆細目は、別途定める。

(校正)

15. 執筆者校正は1回とし、あくまでも誤植訂正等にとどめる。原文の大幅な増減は認めない。

(著作権等)

16. 論文等に使用する挿図・写真には、「執筆者撮影」を含め、出典を明記する。
17. 挿図等に用いる写真や挿図の掲載については、執筆者が自らの責任において、日本国における慣行を配慮しつつ、事前に書面等により許可をとる。但し、必要に応じて、文化財保護課として許可を求める依頼文を作成する。
18. 職務上、知り得た個人情報については言及しない。また、個人を特定できる写真等は掲載しない。但し、祭礼、習俗等に係る事例は、事前に保存会等に許可を得た上で掲載する。また、新出の個人所有の文化財については、許可を得た上で「個人所有」として掲載する。

(その他)

19. 差別用語等、人権に係る事例については執筆者が自らの責任において公務員倫理に則り、適切な記述を行う。なお、編集委員により不適切と認められた場合は、指示に従い、表現を改める。但し、史料等原文の引用、翻刻等においてはこの限りではない。
20. その他、この規定に記されていない事項については編集委員が判断する。

(改廃)

21. この規定の改廃は、文化財保護課の議決を経て行い、周知する。

附則

平成29年11月 制定

2022年（令和4年）3月 発行

京都市文化財保護課研究紀要 第5号

編集・発行

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 分庁舎地下1階

TEL) 075-222-3130 FAX) 075-213-3366

京都市印刷物 第033259号
